

# 四国の観光振興に関する行政評価・監視

－訪日外国人旅行者等の受入環境整備を中心として－

## 結果報告書

平成 28 年 9 月

四国行政評価支局  
徳島行政評価事務所  
愛媛行政評価事務所  
高知行政評価事務所





# 目 次

第1	調査の目的等	1
第2	観光振興に関する国、地方公共団体、民間事業者の取組等	2
第3	調査結果	7
1	国際観光振興	7
(1)	ビジット・ジャパン地方連携事業の効果的な実施	7
(2)	受入環境整備サポーター派遣事業等のフォローアップの実施	15
(3)	多言語対応	17
ア	道路案内標識の英語表記化	17
イ	観光マップ・観光サイト等の多言語対応	22
(4)	外国人観光案内所の認定・運営	27
(5)	無料公衆無線 LAN 環境の整備	30
(6)	通訳案内士制度	34
(7)	消費税免税店の開設状況	38
2	国内観光振興	40
(1)	観光地ビジネス創出の総合支援実施地域に対するきめ細かな支援の実施	40
(2)	観光まちづくりコンサルティング事業のフォローアップの実施	44
3	関係機関の連携	46

## 目 次

### 第 2 観光振興に関する国、地方公共団体、民間事業者の取組等

図表①	観光立国の実現に向けた国の取組等（主なもの）	48
図表②	明日の日本を支える観光ビジョン—世界が訪れたい日本へ—（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）〈抜粋〉	49
図表③	訪日外国人旅行者数の推移	50
図表④	観光立国推進基本計画（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）〈抜粋〉	51
図表⑤	四国運輸局が実施する観光振興策	52
図表⑥	訪日外国人旅行者数 2000 万人の受入に向けた地方ブロック別連絡会の設置・開催について	54
図表⑦	徳島県における観光振興に係る計画（概要）	56
図表⑧	香川県における観光振興に係る計画（概要）	57
図表⑨	愛媛県における観光振興に係る計画（概要）	58
図表⑩	高知県における観光振興に係る計画（概要）	59
図表⑪	広域観光周遊ルートの形成計画概要	60
図表⑫	四国への新幹線導入に向けて国への要望状況	60
図表⑬	四国の主要観光地等への入込・利用状況の推移	61
図表⑭	四国の外国人延べ宿泊者数の推移	61

### 第 3 調査結果

#### 項目 1

図表 1-(1)-①	観光立国推進基本計画（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）〈抜粋〉	62
図表 1-(1)-②	観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014—「訪日外国人 2000 万人時代」に向けて—（平成 26 年 6 月 17 日観光立国推進閣僚会議決定）及び「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）〈抜粋〉	63
図表 1-(1)-③	平成 26 年度地方連携事業の計画策定に向けたスケジュール	65
図表 1-(1)-④	V J 地方連携事業実施方針	66
図表 1-(1)-⑤	V J 地方連携事業の仕様書〈抜粋〉	68
図表 1-(1)-⑥	四国運輸局管内における V J 地方連携事業一覧（平成 25 年度～27 年度）	69
図表 1-(1)-⑦	平成 26 年度 V J 地方連携事業の定量目標とその実績（旅行会社招請に伴うツアー造成）	73
図表 1-(1)-⑧	韓国団体旅行誘致事業に係る報告書の記載内容（事業目的、招請団体、事業実績等の概要）	75
図表 1-(1)-⑨	V J 地方連携事業提案書記入要領〈全文〉	77
図表 1-(1)-⑩	事業提案書に招請社数、人数の記載がないもの	79
図表 1-(1)-⑪	事業提案書に造成ツアー本数の記載がないもの	80
図表 1-(1)-⑫	事業提案書に造成ツアーへの参加予定者数の記載がないもの	81
図表 1-(2)-①	受入環境整備サポーター派遣事業の概要（平成 24 年度）	82

図表 1-(2)-②	受入環境整備サポーター派遣事業及び外国人目線による多言語対応現状調査事業の実施状況（平成 24 年度以降）	83
図表 1-(2)-③	受入環境整備サポーター派遣事業及び外国人目線による多言語対応現状調査事業について今回調査対象とした施設	84
図表 1-(2)-④	受入環境整備サポーター派遣事業において外国語表記がないとして指摘された事項の改善状況	85
図表 1-(2)-⑤	外国人目線による多言語対応現状調査事業において外国語表記がないとして指摘された事項の改善状況	86
図表 1-(2)-⑥	外国人目線による多言語対応現状調査事業において外国語表記はされているが表記が見えにくいと指摘された事項の改善状況	86
図表 1-(2)-⑦	外国人目線による多言語対応現状調査事業における指摘事項が未改善のものの主な写真	87
図表 1-(3)-①	観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議）＜抜粋＞	88
図表 1-(3)-②	観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014ー「訪日外国人 2000 万人時代」に向けてー（平成 26 年 6 月 17 日観光立国推進閣僚会議）＜抜粋＞	88
図表 1-(3)-③	観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015ー「2000 万人時代」早期実現への備えと地方創生への貢献、観光を日本の基幹産業へー（平成 27 年 6 月 観光立国推進閣僚会議）＜抜粋＞	88
図表 1-(3)-④	道路案内標識における英語表記について（平成 25 年 9 月 11 日付け国道企第 46 号国土交通省道路局長通達）	89
図表 1-(3)-⑤	道路案内標識改善方針（案）について（平成 25 年 9 月 11 日付け国土交通省道路局路政課長、企画課長、国道・防災課長及び環境安全課長事務連絡）＜抜粋＞	90
図表 1-(3)-⑥	道路の案内標識の英語による表示に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 327 号）	94
図表 1-(3)-⑦	「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月観光庁）＜抜粋＞	95
図表 1-(3)-⑧	徳島県、愛媛県及び高知県の県ブロック部会における道路案内標識の英語表記に係る改善方針	96
図表 1-(3)-⑨	徳島県、愛媛県及び高知県における県ブロック部会の出席者一覧	98
図表 1-(3)-⑩	道路案内標識の英語表記の改善に係る対象地域等（徳島県）	99
図表 1-(3)-⑪	対象地域等における道路案内標識の英語表記の改善方針	100
図表 1-(3)-⑫	道路案内標識の英語表記の改善に係る対象地域（愛媛県及び高知県）	101
図表 1-(3)-⑬	徳島県、愛媛県及び高知県における道路案内標識の英語表記の改善状況	102
図表 1-(3)-⑭	道路案内標識の英語表記が統一されていない例等（種類別箇所数集計表）	103
図表 1-(3)-⑮	道路案内標識の英語表記が統一されていない例等	104
図表 1-(3)-⑯	「子規堂」の道路案内標識の英語表記が統一されていない例	108
図表 1-(3)-⑰	「市役所」の道路案内標識の英語表記が統一されていない例	109
図表 1-(3)-⑱	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年号外総理府令・建設省令第 3 号）＜抜粋＞	110

図表 1-(3)-⑲ 「〇〇通り」の道路案内標識の英語表記が愛媛県ブロック部会の改善方針に沿って改善されていない例	111
図表 1-(3)-⑳ 「高知城」の道路案内標識の英語表記が高知県ブロック部会の改善方針に沿って改善されていない例	112
図表 1-(3)-㉑ 「松山城」の道路案内標識の英語表記	113
図表 1-(3)-㉒ 同一地点に並列して設置された「地下駐車場」に係る道路案内標識の英語表記	114
図表 1-(3)-㉓ 観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成 26 年 3 月国土交通省観光庁）〈抜粋〉	115
図表 1-(3)-㉔ 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014ー「訪日外国人 2000 万人時代」に向けてー（平成 26 年 6 月 17 日観光立国推進閣僚会議）〈抜粋〉	117
図表 1-(3)-㉕ 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015ー「2000 万人時代」早期実現への備えと地方創生への貢献、観光を日本の基幹産業へー（平成 27 年 6 月 5 日観光立国推進閣僚会議）〈抜粋〉	118
図表 1-(3)-㉖ 調査した英語版の観光マップ、パンフレット一覧	119
図表 1-(3)-㉗ 調査した英語版の観光サイト一覧	122
図表 1-(3)-㉘ 英語表記が相違するもの	123
図表 1-(3)-㉙ 英語表記が相違するものの具体例	130
図表 1-(3)-㉚ ローマ字表記と英語表記が行われたことにより表記が相違するもの	138
図表 1-(3)-㉛ ローマ字表記と英語表記が行われたことにより表記が相違するものの具体例	142
図表 1-(3)-㉜ 英語表記が相違している観光施設について、同一の施設であることが理解できるか、外国人に確認を行った結果	150
図表 1-(3)-㉝ ローマ字表記と英語表記が行われたことにより表記が相違している観光施設について、同一の施設であることが理解できるか、外国人に確認を行った結果	150
図表 1-(3)-㉞ 調査した中国語版の観光マップ、パンフレット一覧	151
図表 1-(3)-㉟ 調査した中国語版の観光サイト一覧	153
図表 1-(3)-㊱ 中国語版メニューを調査した飲食店一覧	153
図表 1-(3)-㊲ 同一観光施設等に係る中国語表記	154
図表 1-(3)-㊳ 同一観光施設等において中国語表記（簡体字）が相違するものの具体例	161
図表 1-(3)-㊴ 同一観光施設等において中国語表記（繁体字）が相違するものの具体例	169
図表 1-(4)-① 外国人観光案内所の認定制度の概要	177
図表 1-(4)-② 認定外国人観光案内所の各カテゴリーで満たすべき水準	178
図表 1-(4)-③ 外国人観光案内所の認定手順	179
図表 1-(4)-④ 四国における外国人観光案内所の推薦・認定件数及び箇所数	180
図表 1-(4)-⑤ 外国人観光案内所の認定手順の変更（平成 28 年 6 月）後の地方運輸局の役割	180
図表 1-(4)-⑥ 調査対象とした外国人観光案内所一覧	181
図表 1-(4)-⑦ 「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」の遵守状況	182
図表 1-(4)-⑧ 鉄道駅等に設置してある案内板等に案内所の所在箇所が分かりやすく表示されていない例（主なもの）	183
図表 1-(4)-⑨ J N T O に対する業務実績報告が未提出なもの	184
図表 1-(4)-⑩ JR 高松駅バス降り場において外国人観光案内所の案内表示が変更されていないもの	

.....	185
図表 1-(4)-⑪ JR 高松駅前の外国人観光案内所の移転等経過	186
図表 1-(4)-⑫ 高松空港からの外国人入国者数等	186
図表 1-(5)-① 訪日外国人消費動向調査結果（平成 28 年 1～3 月期）〈抜粋〉	187
図表 1-(5)-② 「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）〈抜粋〉	187
図表 1-(5)-③ 世界最先端 IT 国家創造宣言の変更について（平成 28 年 5 月 20 日閣議決定） 〈抜粋〉	188
図表 1-(5)-④ 観光ビジョン実現プログラム 2016—世界が訪れたい日本を目指して—（平成 28 年 5 月 13 日観光立国推進閣僚会議決定）〈抜粋〉	188
図表 1-(5)-⑤ 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業の実施状況（平成 26 年度）	189
図表 1-(5)-⑥ 四国 4 県における無料 Wi-Fi 環境の整備状況（各県が把握しているもの）	190
図表 1-(5)-⑦ 総務省による利用開始手続の簡素化・一元化の取組の概要	191
図表 1-(6)-① 通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）〈抜粋〉	192
図表 1-(6)-② 明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョ ン構想会議決定）〈抜粋〉	192
図表 1-(6)-③ 規制改革に関する第 4 次答申（平成 28 年 5 月 19 日規制改革会議）〈抜粋〉	193
図表 1-(6)-④ 言語別通訳案内士登録数の推移（言語別）	193
図表 1-(6)-⑤ 四国管内における国籍（出身地）別外国人延べ宿泊者数（平成 27 年）	194
図表 1-(6)-⑥ 通訳案内士就業等実態調査の結果（平成 25 年度実施）結果の概要〈抜粋〉	195
図表 1-(6)-⑦ 通訳案内士登録簿の閲覧実績	197
図表 1-(6)-⑧ 通訳案内士に関する問合せ実績	197
図表 1-(7)-① 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）〈抜粋〉	198
図表 1-(7)-② 消費税免税店の概要（一般型）	198
図表 1-(7)-③ 観光ビジョン実現プログラム 2016—世界が訪れたい日本を目指して—（平成 28 年 5 月 13 日観光立国推進閣僚会議決定）〈抜粋〉	199
図表 1-(7)-④ 手続委託型輸出物販売場制度の概要	199
図表 1-(7)-⑤ 四国内の消費税免税店数の推移	200
図表 1-(7)-⑥ 消費税免税制度に関する説明会の開催状況	200

## 項目 2

図表 2-(1)-① 「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」公募要領（平成 24 年 2 月 4 日観光 庁観光地域振興部観光資源課）〈抜粋〉	201
図表 2-(1)-② 「観光地ビジネス創出の総合支援」公募要領（平成 25 年 12 月 27 日観光庁観光地域振 興部観光資源課）〈抜粋〉	202
図表 2-(1)-③ 四国運輸局ホームページ（観光地域づくり相談窓口関係）〈抜粋〉	203
図表 2-(1)-④ 四国管内における「観光地ビジネス創出の総合支援」の実施状況	204
図表 2-(1)-⑤ 「観光地ビジネス創出の総合支援」に係る自主財源の目標達成状況	205
図表 2-(1)-⑥ 「観光地ビジネス創出の総合支援」の事業終了後におけるツアー商品化の実施状況等	206
図表 2-(2)-① 「地域観光マーケティング促進マニュアル」（平成 18 年 5 月国土交通省総合政策局旅行 振興課）〈抜粋〉	207

図表 2-(2)-②	観光まちづくりアドバイザー会議の委員一覧	209
図表 2-(2)-③	「観光まちづくりコンサルティング事業」における観光まちづくりアドバイザー会議の提案に対する地域の取組状況	210
図表 2-(2)-④	瀬戸内海を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業報告書（平成 26 年 3 月四国運輸局）＜抜粋＞	212
図表 2-(2)-⑤	四国霊場「七ヶ所まいり」を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業報告書（平成 27 年 3 月四国運輸局）＜抜粋＞	213

### 項目 3

図表 3-①	観光立国推進四国地区省庁連絡会議の設立趣意書	215
図表 3-②	「観光支援施策等（平成 26 年度）」の表紙と目次	216
図表 3-③	観光立国推進地区省庁連絡会議等の設置状況	217
図表 3-④	観光立国推進地区省庁連絡会議等の構成機関	217

# 第1 調査の目的等

## 1 目的

観光立国の実現に向け、平成28年3月30日に総理を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が開催され、訪日外国人旅行者数を平成32年に4,000万人、平成42年に6,000万人とする新たな目標値が示され、新たな観光ビジョンに基づき、政府が一丸となって観光ビジョンに盛り込まれた内容を推進することとなった。

四国地域でも平成25年12月に、所管事業を活用して観光施策を推進している四国運輸局をはじめ国のブロック機関が相互に連携することにより、四国の観光振興に積極的に貢献していく必要があるとして、「観光立国推進四国地区省庁連絡会議」を設置し、観光立国推進に向けた施策相互連携の検討、情報発信の推進検討及びその他の観光振興に資する活動を実施している。

このようなことから、四国地域においても、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）に基づき、「香川せとうちアート観光圏」、「にし阿波～剣山・吉野川観光圏」、「四万十・足摺エリア（幡多地域）観光圏」及び「瀬戸内しまなみ海道地域観光圏」の4地域が観光圏に認定されるなど、地域の関係者が連携し、国際競争力の高い、魅力ある観光地域の形成を促進し、観光客の誘致に取り組んでいるが、四国の主要観光地の入込み客数は、平成20年度の約1,500万人から27年度には約1,548万人と微増にとどまっている。

観光立国の実現においては、訪日外国人旅行者数を増加させ、これに伴う経済効果を念頭に置く必要があるとの指摘があり、総務省では、過去2度にわたり「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」及び「外国人旅行者の受入環境の整備に関する行政評価・監視」を実施し、改善方策を関係省庁に勧告しているところである。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、四国地域の国の機関における観光施策の実施状況、連携状況及び過去の勧告事項の改善・定着状況等を調査し、四国地域の観光振興と、これに伴う地域経済の活性化に資するため実施したものである。

## 2 対象機関

### (1) 調査対象機関

四国総合通信局、四国経済産業局、四国地方整備局、四国運輸局

### (2) 関連調査等対象機関

#### ア 県

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

#### イ 市町

(徳島県) 鳴門市、三好市

(香川県) 善通寺市、三豊市

(愛媛県) 松山市、今治市、内子町

(高知県) 高知市、いの町

#### ウ 関係団体、関係事業者等

## 3 実地調査時期

平成28年4月～9月

## 第2 観光振興に関する国、地方公共団体、民間事業者の取組等

説 明	説明図表番号
<p><b>1 国の取組</b></p> <p><b>(1) 政府の取組</b></p> <p>観光については、宿泊業、運輸業、旅行業など直接的に観光に関わる産業だけでなく、農業、水産業、食品製造業など様々な産業に関連する裾野の広い産業であり、観光による消費は、地域経済の活性化や地域住民の雇用にもつながる効果が期待されており、日本の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野である。</p> <p>今後、人口減少・少子高齢化が見込まれる中、国内の観光需要を喚起するとともに、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域経済の活性化や地域住民の雇用機会の増大などにつなげていくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、政府は、観光立国実現に向けた施策について、関係行政機関の綿密な連携を確保し、その効果的な推進を図るため、平成25年3月に観光立国推進閣僚会議（主宰：内閣総理大臣）を立ち上げ、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（以下「アクション・プログラム」という。）を策定し、その後、26年には「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014―「訪日外国人2000万人時代」に向けて―」（以下「アクション・プログラム2014」という。）、27年には「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015―「2000万人時代」早期実現への備えと地方創生への貢献、観光を日本の基幹産業へ―」（以下「アクション・プログラム2015」という。）に改定し、その取組を強化してきた。さらに、平成28年3月に策定された今後の中長期的な観光政策である「明日の日本を支える観光ビジョン―世界が訪れたい日本へ―」（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）を強力に推進するため、同年5月に観光ビジョンを踏まえた政府の短期的な行動計画として「観光ビジョン実現プログラム2016―世界が訪れたい日本を目指して―（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）」（平成28年5月13日 観光立国推進閣僚会議決定。以下「観光ビジョン実現プログラム2016」という。）を策定し、その中で、観光ビジョンの実現に向け、政府一丸、官民を挙げて、常に先手を打って取り組んでいくこととしている。</p> <p>このような効果もあり、平成27年の訪日外国人旅行者数は、1,974万人に達し、過去最高を更新した。平成28年も引き続き訪日外国人旅行者数の伸びが大きく、上半期（1～6月）の訪日外国人旅行者数は、1,171万人となっており、過去最速のペースで推移している。</p> <p><b>(2) 四国運輸局等の取組</b></p> <p><b>ア 国の役割</b></p> <p>観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光</p>	<p>図表①</p> <p>図表②</p> <p>図表③</p>



立国推進基本法（平成 18 年法律第 117 号）第 10 条第 1 項に基づき定められた「観光立国推進基本計画」（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）では、観光立国実現に向けた国、地方公共団体及び観光事業者の役割分担を規定しており、観光は地方公共団体や民間が中心的な役割を果たすことが基本であるが、国の役割としては、シンクタンク的な役割を果たすべく、諸外国の動向把握、国内外の先進事例の収集を行い、幅広い知見に基づき、地方運輸局をはじめとする関係する国の地方支分部局から地域の行政・民間事業者の取組に対して助言を行うとされている。

図表④

## イ 支援策の実施

このようなことから、四国運輸局では、国際観光の振興策として、

図表⑤

### ① ビジット・ジャパン地方連携事業

四国の認知度アップと誘客促進を図るため、関係地方公共団体等と連携して実施

### ② 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

訪日外国人旅行者の受入拠点となる地方拠点を選定し、地域の受入環境整備水準の把握・評価を行い、受入環境の向上に資する事業を実施し、地域での自立的な受入環境の整備及び他地域への普及を図る

### ③ 広域観光周遊ルート形成促進事業

テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、広域観光周遊ルートの形成により訪日外国人旅行者の周遊を促進

を実施している。

また、国内観光の振興策として、

### ① 観光地域ブランド確立支援事業

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成 20 年法律第 39 号）に基づき、関係者が連携して、地域の幅広い資源を活用し、地域の魅力を高めることにより国内外から観光客が 2 泊 3 日以上滞り型観光を行うことができる観光圏に認定された地域に対し、地域独自のブランドの確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を支援

### ② 観光まちづくりコンサルティング事業

地域の自主的な観光マーケティング活動を基に地域の具体的な観光振興への取組等を収集・整理し、集中的なコンサルティングを行い旅行商品化に向けた具体的な提案などのアドバイス等を実施

### ③ 観光地ビジネス創出の総合支援（平成 26 年度単年度事業）

観光振興により、地域経済の活性化を図るためには、旅行者の滞在時間を拡大することが不可欠であり、自ら販路を開拓し、収益をさらなる着地型旅行商品に充てることが可能となるビジネスモデ

ルを構築するための支援  
等を実施している。

#### ウ 関係機関との連携

このほか、平成 25 年 12 月に、所管事業を活用して観光施策を推進している四国運輸局をはじめ国のブロック機関が相互に連携し、観光立国の推進に向けた施策相互の連携や情報発信することにより、四国の観光振興に貢献していくため、「観光立国推進四国地区省庁連絡会議」を設置している。

また、急増する訪日外国人旅行者を円滑に受け入れることができるように公共交通機関や道路、観光地等における多言語対応、観光案内機能の向上等の基本的な受入環境の整備について、地域ごとに現状と課題を把握し、必要な手立てを迅速に講じていくことが重要となっているといった観点から、平成 27 年 3 月 11 日に四国運輸局、四国地方整備局、大阪航空局、四国 4 県、関係事業者等を構成員とした「訪日外国人旅行者数 2000 万人の受入に向けた四国ブロック連絡会」(28 年 6 月に「訪日外国人旅行者の受入に向けた四国ブロック連絡会」に名称変更。)を立ち上げ、課題別ワーキンググループを設置し、四国運輸局、四国地方整備局が中心となって、訪日外国人旅行者を受け入れる上での現状と課題を把握し、必要な手立てを講じる体制を整備している。

図表⑥

## 2 地方公共団体の取組

### (1) 地方公共団体の役割

観光立国推進基本計画では、地方公共団体の役割として、各地域において、観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、地域単位の計画が策定されている。観光立国の実現のためには本基本計画や観光をめぐる情勢の変化等を踏まえ、必要な計画の策定・見直しを行うことが望まれるとされている。

図表④  
(再掲)

### (2) 四国 4 県の観光振興に係る計画の概要

【徳島県】 「徳島県観光振興基本計画(第 2 期)」を策定し、①観光目的客の取り込み～個人旅行の誘客促進～、②ビジネス目的客の取込み、③訪日外国人 2,000 万人時代に向けた取組の 3 つの核となる重点施策を強力に展開することで、観光客、宿泊者数の飛躍的増加による地域経済の活性化を図ることとしている。

図表⑦

【香川県】 「新・せとうち田園都市創造計画～成長、信頼・安心、笑顔の香川をめざして～」を策定し、県内全域を圏域とする香川せとうちアート観光圏において、圏域内に集積しているアートや文化資源を活用し、観光客を引きつける滞在プログラムの企画を進めるとともに、サービスの向上や受入態勢の充実に取り組むなど、圏域内での 2 泊 3 日以上滞在型観光を推進することとしている。

図表⑧

【愛媛県】 「第 2 期愛媛県観光振興基本計画」を策定し、道後温泉や瀬戸内

図表⑨

しまなみ海道といったトップブランドのほか、サイクリング、アウトドア、更には四国遍路等のテーマ性のある愛媛ならではの観光資源に磨きをかけるとともにインパクトのある観光プロモーションの展開による誘客機能の強化、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際観光の推進などに重点的に取り組むこととしている。

【高知県】 「第3期高知県産業振興計画」を策定し、世界に通用する本物と出会える高知観光の実現を目指し、①歴史と食を一体的に連動させた戦略的な観光地づくり、②効果的な広報・セールス活動の展開、③国内外からの観光客の満足度をさらに高めるための受入環境整備、④国内外メディアを活用した国際観光の推進の4事項を戦略の柱として、歴史を中心とした博覧会の開催を通じた地域の歴史資源の磨き上げと観光振興に向けた地域ぐるみの活動を図ることとしている。

図表⑩

### 3 民間事業者等の取組

#### (1) 民間事業者等の役割

観光立国推進基本計画では、観光・交通事業者の役割として、i) 魅力ある商品の提供やサービスの質の向上を図ることにより、観光旅行者の関心と呼び込む、ii) 多様な関係者と連携しながら、観光地域づくりに参画し、客観的なデータに基づくマネジメントを行うことにより、観光地域づくりの自立的な進展を促しつつ地域の雇用・経済を支えていく、iii) 持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、満足度の高い魅力ある観光地域の形成に努めるとされている。

図表④  
(再掲)

#### (2) 民間事業者等の取組

このため、四国の認知度向上や国内・海外観光客の誘客の促進、魅力ある観光地づくりなどの諸事業を、官民一体となって効果的かつ円滑に実施し、四国の観光産業の振興と経済の発展、地域活性化や国際化に寄与することを目的に設立された四国ツーリズム創造機構では、平成27年6月に観光庁から広域観光周遊ルート形成計画として「スピリチュアルな島～四国遍路～」の認定を受け、お遍路やお接待の心の文化や1,200年の歴史・史跡を活かし、コンパクトな四国や素朴さをアピールし、欧米等の海外からの誘客を積極的に図ることとしている。また、東南アジア・欧米豪をターゲットにビジット・ジャパン地方連携事業を実施するなど、インバウンド戦略を展開している。このほか、同機構では、平成29年4月から6月にかけて実施される予定のJRグループ6社と地方公共団体、観光関係団体が協力して実施する国内最大級の観光キャンペーンである四国デスティネーションキャンペーンの事務局となり、全国の旅行会社に対し、旅行商品の開発の参考とするため、四国4県の観光素材を情報発信している。

図表⑪

<p>また、四国経済連合会では、平成 27 年 4 月に四国 4 県及び各県内 57 市町村が申請した四国遍路が日本遺産に認定されたことから、四国八十八箇所霊場と遍路道世界遺産登録推進協議会が、28 年度の世界遺産国内暫定一覧表入りを目指して行う活動に対し、様々な支援を行うほか、四国ツーリズム創造機構と連携し、四国の観光振興のための人材育成を目指した公開講座を開講している。</p> <p>このほか、四国 4 県や経済団体で構成する四国鉄道活性化促進期成会では、</p>	<p>図表⑫</p>
<p>四国の新幹線整備は、四国と他地域、四国内の交流圏や交流人口の拡大により、地域経済の活性化や観光の振興を図るために欠かせないものであるとして、四国選出の国会議員などと連携をしながら、四国の新幹線実現を目指して、国に対する要望活動を実施している。</p> <p><b>4 四国地方における観光客の推移</b></p> <p>前述のとおり、国、地方公共団体、民間事業者等において、様々な観光振興策を講じた結果、四国の主要な観光地等への入込・利用状況は、平成 23 年度の約 1,466 万人から 27 年度には約 1,548 万人となっている。また、四国の外国人延べ宿泊者数は平成 23 年の約 11 万人泊から 27 年には約 45 万人泊と約 4 倍となっているが、全国に占める四国 4 県の外国人延べ宿泊者数のシェアは、23 年と同様に 0.6%台となっている。</p>	<p>図表⑬</p> <p>図表⑭</p>

### 第3 調査結果

#### 1 国際観光振興

##### (1) ビジット・ジャパン地方連携事業の効果的な実施

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(ビジット・ジャパン地方連携事業の位置付け)</b></p> <p>平成15年から実施されている訪日旅行促進事業（以下「ビジット・ジャパン事業」という。）は、「観光立国推進基本計画」において、オールジャパンによる訪日プロモーションの実施として、これまでの5大市場（韓国、中国、台湾、米国及び香港）を中心としたプロモーションに加え、今後の顕著な成長拡大が見込める東南アジアをはじめとする新興国の中間層、平均滞在日数の長い欧米豪市場、莫大な消費が期待される富裕層市場の誘客を効果的・効率的に拡大する必要があるとされており、このためには、これまで以上に、限られた資源で高い効果をあげることが求められている。</p> <p>また、「アクション・プログラム2014」及び「「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—」（平成26年6月24日閣議決定）において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えた観光振興及びインバウンドの飛躍的拡大に向けた取組や、訪日プロモーションの新たな切り口での展開として教育旅行の誘致など若年層の交流の拡大に向けたプロモーション、地方への誘客を図るためのプロモーションを展開することとしている。</p> <p>訪日プロモーションを行うビジット・ジャパン事業には、独立行政法人国際観光振興機構（以下「JNTO」という。）が実施する事業に加え、観光庁・地方運輸局が実施する「地方連携事業」（以下「VJ地方連携事業」という。）がある。</p> <p>VJ地方連携事業は、インバウンドに取り組む地域の連携を促し、訪問地の多様化や滞在日数の増加を図ることにより、訪日リピーター需要の拡大に対応するとともに、多様なニーズに即した誘客を実現する目的で、国（地方運輸局等）と地方（地方公共団体、観光関係団体等）が広域に連携して取り組む訪日プロモーション事業であり、事業は単年度で実施（翌年度以降、継続事業として実施することは可能。）されている。</p> <p>VJ地方連携事業は、①訪日ツアーの造成を目的とした誘客事業、②対象市場の消費者に日本のことを知ってもらうための情報提供を目的とした認知度向上事業があり、地方公共団体・観光関係団体・民間企業が行う事業と、国（運輸局等）が行う事業に役割分担して実施している。なお、国（地方運輸局等）の行う事業費は、総事業費の2分の1以内である。</p> <p><b>(VJ地方連携事業実施までのスケジュール)</b></p> <p>観光庁は、VJ地方連携事業を実施するに当たり、毎年8月頃に、対象市場となる国・地域などを定めた、翌年度事業に係る「VJ地方連携事業実施方針」を策定しており、四国運輸局は、当該実施方針を踏まえて、戦略ポイント、四国が対象とする市場などを定めた「四国ブロック戦略」を作成している。</p>	<p>図表1-(1)-①</p> <p>図表1-(1)-②</p> <p>図表1-(1)-③</p>

四国運輸局は、毎年9月頃に、翌年度のV J 地方連携事業について、同局と連携して事業を推進しようとする地方公共団体等の連携事業者から事業提案書を募集し、応募のあった提案書について、観光庁との調整を経て、翌年2月頃に同庁からの事業決定通知を受けた後、4月以降、対象国・地域からの旅行会社等の招請、商談会の開催等、直接、事業実施に携わる受託事業者（以下「受託事業者」という。）を企画公募により決定している。

#### （V J 地方連携事業実施成果の把握と活用）

観光庁の平成26年度におけるV J 地方連携事業実施方針では、「より具体的な効果が得られる事業とするため、戦略的に事業を企画・展開すること。事業実施後のアウトカムや事業成果を把握し、PDCAサイクルを確立すること。当該年度以前の事業成果を企画に生かすこと。」と規定されている。また、平成27年度におけるV J 地方連携事業実施方針でも「より具体的な効果が得られる事業とするため、以下の点に留意し、戦略的に事業を企画・展開すること。①受託事業者からの報告等を通じて、全ての事業について成果指標の把握を徹底すること。②V J 地方連携事業の趣旨に鑑み、国費を負担する事業のみならず、連携先の地域が負担する事業についても、地域と調整し、成果指標を共有すること。③旅行会社やメディアの招請事業については、招請者に対し、訪問した観光地の評価等を内容とするアンケート調査を必ず実施し分析を行うこと。④過去に実施した事業の成果指標等を分析し、事業計画の策定に生かすこと。」と規定されており、地方運輸局に対して、V J 地方連携事業の計画を策定するに当たっては、過去の事業実績を踏まえるよう求めている。

以上のV J 地方連携事業実施方針を踏まえ、四国運輸局では、事業を実施する受託事業者の企画公募に当たり、V J 地方連携事業の個別事業の業務委託内容等を記載した仕様書において、受託事業者は、事業のフォローアップとして、i) 事業実施後に、Visit Japan 成果確認システム（以下「V J net システム」という。）に事業目標とその成果を入力・管理すること、ii) 旅行商品造成状況等の確認結果、現地メディア記事等の掲載状況の確認結果及び招請者に対するアンケートの分析結果を記載した報告書を作成・提出することを求めている。

#### （受託事業者によるV J net システムへの入力及び報告書の作成・提出）

V J net システムは、J N T O が管理・運営しており、同システムにアクセスが可能な者は、観光庁、J N T O、地方運輸局及び受託事業者に限られており、受託事業者については、受託決定後のJ N T O からのID及びパスワードのメール受信以降にV J net システムへのアクセス及び入力が可能となる。

V J net システムの入力項目は年度により異なるが、平成26年度についてみると、i) 「旅行会社招請」の場合、アウトプット成果指標として、招請人数の計画と実績、アウトカム成果指標として、造成ツアー本数及び造成ツアー送客数の目標と実績、ii) 「セミナー」の場合、アウトプット成果指標として、参加者数及び日本側参加組織・団体等の計画と実績、iii) 「純広告」の場合、アウトカム成果指標として、掲載

図表 1-(1)-④

図表 1-(1)-⑤

本数又は放送回数及び媒体接触者数の計画と実績等が設定されている。

受託事業者では、これら入力項目のうち、旅行会社招請に係るアウトカム指標である「造成ツアー本数」及び「造成ツアー送客数」の目標値については、事業により招請する旅行会社数を基に、また、その実績値については、招請旅行会社の報告又は当該会社に対する照会に基づきV J net システムに入力している。

さらに、受託事業者は、V J 地方連携事業に係る報告書を作成するに当たり、招請旅行会社等に対し資料提供を求めるなどにより商品造成状況及び送客数を確認するとともに、自ら招請した旅行会社に対する視察先の評価等に関するアンケートを実施・分析した上で報告書として取りまとめ、事業実施年度の指定期日（3月下旬頃）までに四国運輸局及び連携事業者に対し、紙媒体及び電子媒体で提出している。

### 【調査結果】

#### ア V J 地方連携事業の実施状況

四国運輸局における平成 25 年度から 27 年度までのV J 地方連携事業の実施状況は、25 年度が 15 事業、26 年度が 17 事業、27 年度が 20 事業であり、事業費総額は、平成 25 年度が 7,651 万円（うち、国費 3,735 万円）、26 年度が 9,881 万 4 千円（同 4,907 万 4 千円）、27 年度が 9,823 万 8 千円（同 4,911 万 9 千円）となっている。

#### イ 調査対象V J 地方連携事業等

調査対象とする事業については、V J 地方連携事業の成果が翌年度以降の事業に反映されているか、また、反映されることによって、事業の実施成果にどのような影響があるかを検証するため、過去の事業成果が把握可能であり、かつ、当該事業成果の翌年度事業への反映とその成果が把握可能である平成 26 年度実施事業（17 事業）の中から、事業を実施したことによるインバウンド効果を定量的に把握が可能な旅行会社招請事業で招請する旅行会社により造成される訪日ツアー本数及び当該造成ツアーによる外国人送客数を目標指標として設定している以下の 9 事業（以下「抽出 9 事業」という。なお、抽出 9 事業の総事業費は合計 4,580 万円、うち国費は合計 2,275 万円である。）を調査対象として抽出した。

- ①四国インバウンド・フェア 2014
- ②ALL SHIKOKU Rail Pass を活用したメディア・エージェント招請事業
- ③アートアイランド四国PR 事業
- ④瀬戸内・山陰連携ツアー造成、販売支援事業
- ⑤四国の歴史と伝統を訪ねる韓国・中国インバウンド商品化事業
- ⑥シンガポール瀬戸内周遊ツアー商品化事業
- ⑦四国ゴルフ周遊モデルコース開拓事業
- ⑧瀬戸内四都市ブランド構築推進事業
- ⑨韓国団体旅行誘致事業

#### ウ V J 地方連携事業に係る事業成果の把握及び翌年度以降の計画への反映等

図表 1-(1)-⑥

図表 1-(1)-⑦

V J 地方連携事業実施方針において、事業成果の把握は、次年度以降の計画策定のための重要な要素とされている。

V J 地方連携事業の成果について、受託事業者が V J net システムへの目標値及び実績値の入力並びに報告書の作成・提出を行っているが、抽出 9 事業における受託事業者の V J net システムへの入力状況及び報告書の作成状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

(ア) V J net システムの入力値からみて事業成果が上がっていないにもかかわらず、事業を複数年度にわたり継続実施しているもの（1 事業）（平成 25 年度総事業費（うち国費）：270 万円（120 万円）、26 年度：270 万円（120 万円）、27 年度：200 万円（100 万円））

抽出 9 事業のうち、「韓国団体旅行誘致事業」は、平成 25 年度以降継続実施されているが、25 年度及び 27 年度の V J net システム上の「造成ツアー本数」及び「造成ツアー送客数」の実績値が「0」であることから、25 年度以降、27 年度までの 3 年間継続して、事業成果の発現が低調な状況となっている。

その原因として、①招請者の主体が学校関係者、青少年育成団体関係者など、ツアー造成の専門家でないこと、②韓国の修学旅行シーズンは春から夏であるが、毎年度 8 月以降に招請者を対象とした視察ツアーを実施していることから、主たる事業目的である修学旅行を年度内に実施できなかったことなどが挙げられ、V J 地方連携事業実施方針の趣旨から判断すると、事業を継続して実施することの可否を含めた検討が必要な状況にあると考えられるが、同事業は平成 28 年度も継続して実施されている。

なお、このような状況について、四国運輸局は、「韓国団体旅行誘致事業の成果は、主たる事業目的が修学旅行であるという性格上、韓国の旅行時期が春から夏にかけてであり、事業実施後、即座に送客されるわけではなく、翌年度以降の修学旅行等にて送客される場合があるなど、当該年度内等直ちに実績が上がるようなものではない。平成 25 年度事業については、もともと東日本大震災の影響を払拭するための事業であり、もとより短期的には効果が出にくい性質の事業である。さらに、平成 26 年に発生したセウォル号事故による修学旅行の自粛という外部要因により、造成につながらなかった。平成 26 年度事業については、翌 27 年度に 76 人の送客が実現されている。27 年度事業については、受託事業者が把握していなかったため、V J net システムに入力されていなかったが、連携事業者に聞いたところ、年度中に 1 本 43 人の送客が行われている。」としている。

(イ) 報告書に仕様書で求めている成果指標の記載がないもの（2 事業）

a 旅行商品造成状況及び送客数の記載がないもの（1 事業）（総事業費（うち国費）は、前述ウ-(ア)のとおり）

四国運輸局は、平成 26 年度の韓国団体旅行誘致事業の実施に係る仕様書において、「旅行商品造成状況及び送客数」及び「視察先の評価、意見要望等を

図表 1-(1)-⑧

図表 1-(1)-⑦  
(再掲)



把握するためのアンケートの分析結果」を報告書に記載するよう受託事業者に求めている。

しかし、受託事業者が四国運輸局に提出した報告書には、招請者に対するアンケートの分析結果は記載しているものの、招請者による旅行商品造成状況及び送客数を記載していない。

**b 造成ツアーによる送客数の記載がないもの（1事業）（平成25年度総事業費（うち国費）：599万円（299万円）、26年度：600万円（300万円）、27年度：900万円（450万円））**

四国運輸局は、平成26年度のALL SHIKOKU Rail Passを活用したメディア・エージェント招請事業の実施に係る仕様書において、「旅行商品造成状況及び送客数」、「現地メディア記事の掲載状況等」及び「視察先の評価、意見要望等を把握するためのアンケートの分析結果」を報告書に記載するよう受託事業者に求めている。

しかし、受託事業者が四国運輸局に提出した報告書には、旅行商品造成状況、現地メディア記事の掲載状況等及び招請者に対するアンケートの分析結果は記載しているものの、造成した旅行商品による送客数実績を記載していない。

このように、報告書に記載を求められている事項が記載されていない原因としては、①受託事業者が、報告書を作成するに当たり、仕様書の記載内容を十分に把握・理解していないこと、②四国運輸局による仕様書記載内容の受託事業者に対する周知・徹底が不十分なことが挙げられる。

なお、このような状況について、四国運輸局は、「報告書提出時に報告内容を確認し、報告書に記載がない事項については、報告書を受け取った後に、別途、報告を求めている。なお、韓国団体旅行誘致事業は、韓国の青少年育成団体を通じた修学旅行の誘致が目的であり、青少年団体による旅行商品の造成を目的としたものではない。」としている。

**エ VJ地方連携事業に係る事業提案書における定量目標の設定**

平成26年度のVJ地方連携事業の実施に当たって、四国運輸局は、観光庁の「VJ地方連携事業実施方針」の策定を受けて、連携事業者に対し、25年9月25日付けで事業提案書の募集を行っている。

事業提案書には、事業の種別、誘客対象客層、事業の背景・目的、事業費内訳のほか、期待される効果として定量目標を記載することとなっている。定量目標については、提案書記入要領では、事業実施に向けての事業成果の目標値を記載することとされており、記載例として、i) 海外旅行エージェント招請の場合、招請会社数、招請人数、造成ツアー本数、ツアー参加予定者数、ii) ツアー造成目的の商談会の場合、造成ツアー本数、ツアー参加予定人数、iii) 海外メディアへのツアー商品広告の場合、媒体接触者数、視聴者数、商品購入者数、ツアー参加予

図表 1-(1)-⑦  
(再掲)

図表 1-(1)-⑨

定人数等を示し、数値化した目標を記入するよう求めている。

今回、抽出9事業について、事業提案書記入要領において参考目標例として示されている海外旅行エージェント招請会社数、招請人数、造成ツアー本数、ツアー参加予定者数の記載状況を調査したところ、次のとおり、抽出9事業全てにおいて、定量目標値の記載が不十分となっている状況がみられた。

なお、抽出9事業について、平成25年度又は27年度も事業を実施している場合、当該年度に係る事業提案書の定量目標値の記載状況を確認したところ、25年度は事業を実施している5事業のうち4事業、27年度は事業を実施している5事業のうち3事業において、定量目標値の記載が不十分となっている状況がみられた。

(ア) 招請会社数の記載がないもの(6事例)(平成26年度総事業費合計(うち国費合計): 3,070万円(1,520万円))

図表 1-(1)-⑩

(内訳)

- ①四国インバウンド・フェア2014: 総事業費990万円(うち国費495万円)
- ②ALL SHIKOKU Rail Pass を活用したメディア・エージェント招請事業: 総事業費600万円(うち国費300万円)
- ③瀬戸内・山陰連携ツアー造成、販売支援事業: 総事業費460万円(うち国費230万円)
- ④四国の歴史と伝統を訪ねる韓国・中国インバウンド商品化事業: 総事業費360万円(うち国費180万円)
- ⑤四国ゴルフ周遊モデルコース開拓事業: 総事業費390万円(うち国費195万円)
- ⑥韓国団体旅行誘致事業: 総事業費270万円(うち国費120万円)

抽出9事業のうち、事業提案書にツアー造成のために招請する旅行会社数、人数の目標値を記載しているのは3事業であり、上記6事業は招請旅行会社数の目標値を記載していない。

なお、抽出9事業中、平成25年度も事業を実施している5事業のうち4事業、また、27年度も事業を実施している5事業のうち3事業において、事業提案書にツアー造成のために招請する旅行会社数、人数の目標値を記載していない。

(イ) 造成ツアー本数の記載がないもの(4事例)(平成26年度総事業費合計(うち国費合計): 2,340万円(1,170万円))

図表 1-(1)-⑪

(内訳)

- ①四国インバウンド・フェア2014: 総事業費990万円(うち国費495万円)
- ②ALL SHIKOKU Rail Pass を活用したメディア・エージェント招請事業: 総事業費600万円(うち国費300万円)
- ③シンガポール瀬戸内周遊ツアー商品化事業: 総事業費370万円(うち国費185万円)
- ④瀬戸内四都市ブランド構築推進事業: 総事業費380万円(うち国費190万円)

抽出9事業のうち、事業提案書に、招請旅行会社が造成するツアー本数の目標値を記載しているのは5事業であり、上記4事業は造成ツアー目標値を記載していない。

なお、抽出9事業中、平成25年度も事業を実施している5事業のうち3事業、また、27年度も事業を実施している5事業のうち1事業において、事業提案書に造成ツアー本数の目標値を記載していない。

(ウ) 造成するツアーへの参加予定者数の記載がないもの(4事例)(平成26年度  
総事業費合計(うち国費合計): 2,500万円(1,250万円)

(内訳)

- ① 四国インバウンド・フェア2014: 総事業費990万円(うち国費495万円)
- ② アートアイランド四国PR事業: 総事業費760万円(うち国費380万円)
- ③ シンガポール瀬戸内周遊ツアー商品化事業: 総事業費370万円(うち国費185万円)
- ④ 瀬戸内四都市ブランド構築推進事業: 総事業費380万円(うち国費190万円)

抽出9事業のうち、事業提案書に、招請旅行会社が造成するツアーへの参加予定者数の目標値を記載しているのは5事業であり、上記4事業は造成するツアーへの参加予定者数の目標値を記載していない。

なお、抽出9事業中、平成25年度も事業を実施している5事業のうち3事業、また、27年度も事業を実施している5事業のうち1事業において、事業提案書に造成するツアーへの参加予定者数の目標値を記載していない。

前述(ア)から(ウ)までのように、事業提案書への定量目標値の記載が不十分なものとなっている原因としては、連携事業者が、事業提案書に記載すべき事項を十分に理解していないことが挙げられる。

なお、このような状況について、四国運輸局は、「VJ地方連携事業目標値を設定する場合、対象とする国・地域の経済状況などの周辺事情が大きく影響することから、事業で実施する旅行会社招請事業などの個別事業の目標値を設定することは難しい場合もある。」としている。

#### 【所見】

したがって、四国運輸局は、VJ地方連携事業を効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 受託事業者を通じて事業成果を可能な限り把握し、事業内容を検証した上で事業継続の可否を判断すること。
- ② VJnetシステムに入力されたデータを定期的に把握・確認し、不適切な入力内容を把握した場合、受託事業者にその都度修正を求めるなど、データの信頼性を確保すること。
- ③ VJnetシステムデータを常時確認できない連携事業者にとって、受託事業者から提出されるVJ地方連携事業報告書は事業提案書を作成する上で重要な資料であることから、受託事業者に対し、仕様書で規定した記載事項を報告書に

図表1-(1)-⑫

全て記載するよう指導すること。

- ④ 連携事業者に対し、事業提案書に記載を求めている項目について、過不足無く記載するよう指導すること。

(2) 受入環境整備サポーター派遣事業等のフォローアップの実施

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>観光立国実現のためには、海外プロモーションによる認知度向上等を通じて訪日旅行に関する期待値を高めるとともに、訪日外国人旅行者の利便性・満足性を向上させることが重要である。訪日外国人旅行者の受入れのための環境整備については、地方公共団体や民間事業者等によって様々な取組が行われているが、いまだ十分とは言えない部分があり、更なる取組が必要な状況にある。</p> <p>このため、観光庁では、日本に留学している外国人学生を受入環境整備サポーターとして全国の観光地へ派遣することで、地域の観光資源の魅力の発掘や受入環境整備が遅れている部分の確認を通じ、訪日外国人旅行者の増加に向けた改善策を提案してもらう「受入環境整備サポーター派遣事業」（以下「サポーター派遣事業」という。）を平成23年度から25年度までの間、全国の地方運輸局において実施している。</p> <p>また、「外国人目線による多言語対応現状調査事業」（以下「多言語対応現状調査事業」という。）も同様に、観光地に外国人調査員を派遣する事業であり、特に多言語対応等について外国人目線で調査、改善案の策定を行うもので、平成26年度に全国の地方運輸局において実施している。</p>	<p>図表 1-(2)-①</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>ア 事業の実施状況</b></p> <p>四国運輸局では、サポーター派遣事業については、県の観光施策及び来県する訪日外国人旅行者の嗜好特性等を踏まえて対象地域を選定することとしており、平成24年度に香川県の高松・琴平地域、小豆島地域及び直島地域の3地域、25年度に徳島県の県北地域、県南地域及び県西地域の3地域において実施している。</p> <p>また、多言語対応現状調査事業については、自主的に多言語対応等を進める意思のある地域を選定することとしており、平成26年度に愛媛県の今治地域及び内子地域の2地域において実施している。</p>	<p>図表 1-(2)-②</p>
<p><b>イ 事業において指摘された事項の改善状況</b></p> <p>今回、前述の8地域において事業により外国人調査員から改善意見のあった多言語表示について、サポーター派遣事業3地域6施設（同事業実施報告書において、案内看板等に外国語表記がないとして写真付きで指摘されている観光・交通施設）、多言語対応現状調査事業2地域12施設（同事業実施報告書において、案内看板等の外国語表記について指摘されている全ての施設）における改善状況を調査したところ、次の状況がみられた。</p>	<p>図表 1-(2)-③</p>
<p>① サポーター派遣事業</p> <p>指摘を受けた案内看板等の表記が未改善となっているもの（6施設6事項）</p>	<p>図表 1-(2)-④</p>
<p>② 多言語対応現状調査事業</p>	<p>図表 1-(2)-⑤</p>
<p>i) 指摘を受けた案内看板等の表記が未改善となっているもの（7施設9事項）</p>	<p>図表 1-(2)-⑥</p>

ii) 多言語表記は行っているものの、ガラスに黒文字で記載しているため、表記が見えにくいとの意見があったが、未改善となっているもの（1施設1事項）

図表 1-(2)-⑦

以上のような状況がみられる原因として、サポーター派遣事業及び多言語対応現状調査事業では、現地調査に関係地方公共団体が同行したり、現地調査終了後にサポーターと関係地方公共団体等が意見交換会を実施しており、また、改善策を取りまとめた報告書も関係地方公共団体等に送付されているが、四国運輸局では、報告書の取りまとめ、送付をもって事業完了とし、関係地方公共団体等に対し、事業で提示された改善案に対する改善措置状況について、特段のフォローアップを実施していないことが挙げられる。

**【所見】**

したがって、四国運輸局は、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を図る観点から、サポーター派遣事業及び多言語対応現状調査事業において改善意見のあった事項について、関係者に対して改善を要請するなど改善に向けたフォローアップを行う必要がある。

(3) 多言語対応

ア 道路案内標識の英語表記化

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(アクション・プログラムにおける道路案内標識の英語表記に係る改善の推進)</b></p> <p>道路案内標識の英語表記については、アクション・プログラムにおいて、道路の案内表示について、外国人旅行者にも分かりやすい道路の案内標識となるよう、英語表記の統一や表示の連続性確保等の課題に対して適正化を推進することとされている。また、アクション・プログラム 2014 では、歩道に設置された道路案内標識を中心に、英語表記の改善・充実を進めることとされている。さらに、アクション・プログラム 2015 では、先行的に道路案内標識の英語表記を進める全国の主要観光地 49 拠点については、2015 年度（平成 27 年度）中に全ての拠点において地域で進める点検を完了させ、速やかに改善内容の検討、施工に移行することとされている。</p> <p>このように道路案内標識の英語表記については、外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備するため、その実現に向け強力に推進することとされている。</p> <p><b>(国土交通省における道路案内標識の英語表記に係る取組)</b></p> <p>① 国土交通省は、各地方整備局等に対し、「道路案内標識における英語表記について」（平成 25 年 9 月 11 日付け国道企第 46 号国土交通省道路局長通達。以下「道路局長通達」という。）により、観光立国実現に向け、道路案内標識が外国人旅行者にも分かりやすいものとなるよう、英語表記の改善を推進することとしている。</p> <p>また、道路局長通達と併せて、各地方整備局等に対し、「道路案内標識改善方針（案）について」（平成 25 年 9 月 11 日付け国土交通省道路局路政課長、企画課長、国道・防災課長及び環境安全課長事務連絡。以下「道路局 4 課長連名事務連絡」という。）により、道路案内標識の英語表記の改善を行う対象地域（以下「対象地域」という。）については、先行的な取組として、「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業」における戦略拠点及び地方拠点（以下「地方拠点」という。）（注）において、道路案内標識の英語表記を点検し、必要に応じ、英語表記の基準（案）に基づく改善を実施することとしている。</p> <p>英語表記の基準（案）では、i）駅、市役所等の 16 施設の一般名詞については、別表の基準（案）を参考に英語表記をすること、ii）当該別表に定めのない一般名詞を表記する場合又は基準（案）によらない英語表記をする場合、あらかじめ国土交通省道路局企画課へ意見照会することとされている。</p> <p>道路案内標識の英語表記の点検及び改善方法は、道路標識適正化委員会において調整の上、決定するものとし、調整に際しては、地方運輸局企画観光部、地方公共団体の観光部局、観光関係団体等とも連携することとされている。</p> <p>（注） 観光庁は、訪日外国人旅行者の受入環境整備に関する検討会の評価等を踏まえ、i）現状で多くの訪日外国人旅行者が訪れている地域を「戦略拠点」、ii）今後、訪日外国人旅行者の増加が見込まれる地域を「地方拠点」に選定しており、四国管内では、「鳴門・</p>	<p>図表 1-(3)-①</p> <p>図表 1-(3)-②</p> <p>図表 1-(3)-③</p> <p>図表 1-(3)-④</p> <p>図表 1-(3)-⑤</p>

南あわじ」、「松山」及び「高知」が地方拠点とされている。

- ② 国土交通省は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年号外総理府・建設省令第3号）別表第2の備考の1の（1）の2の規定に基づき定めた「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」（平成26年国土交通省告示第327号。以下「告示」という。）により、道路の案内標識の英語による表示について、同一の施設等については、同一の表示をするものとし、駅、市役所、通り等の25施設等の英語表記を定めている。

図表 1-(3)-⑥

なお、告示で英語表記の定められた25施設等のうち、市役所については、英語表記の基準（案）の「City Office」から「City Hall」に変更されているが、地域の状況等により、告示の英語表記によらないことが適当と認められる場合は、この限りでないとしている。

#### （観光庁における道路案内標識の英語表記に係る取組）

観光庁は、多言語表記の統一性・連続性を確保するため、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成26年3月観光庁。以下「多言語対応ガイドライン」という。）を策定し、英語の表記方法等を定めている。同ガイドラインによると、英語の表記方法は、普通名詞部分以外の表音を表記するとともに、普通名詞部分の表意を表記することとされている。例えば、熊本城の場合は「Kumamoto Castle」と表記する。

図表 1-(3)-⑦

ただし、二条城のように、普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさなかったり、普通名詞部分を含めた全体が不可分の固有名詞として広く認識されている場合は、「Nijo-jo Castle」と全体の表音表記に加えて、普通名詞部分の表意を表記することとされている。

#### 【調査結果】

##### （ア）道路案内標識の英語表記の改善方針

四国管内で地方拠点が所在する徳島県、愛媛県及び高知県における点検対象地域、改善内容、改善スケジュール等の改善方針（以下「改善方針」という。）をみると、次の①～③のとおり、四国地方幹線道路協議会道路管理部会標識分科会県ブロック部会（以下「県ブロック部会」という。）（注）の事務局となっている河川国道事務所又は国道事務所が、道路局4課長連名事務連絡に基づき、同部会を開催し、改善方針を決定している。

図表 1-(3)-⑧

（注） 「四国地方幹線道路協議会道路管理部会標識分科会県ブロック部会」は、道路標識適正化委員会に該当するものであり、四国管内の河川国道事務所、国道事務所、県、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社の委員で構成されている。

- ① 徳島県では、徳島河川国道事務所が平成26年1月に徳島県ブロック部会（四国運輸局、同県及び鳴門市の観光部局職員も出席）を開催し、鳴門市内の主な観光施設15施設が所在する「鳴門公園エリア」及び「ドイツ館エリア」の二つのエリアへの主要なアクセス経路に設置されている道路案内標識に当該観光施設を表示しているが、i) 英語表記のないもの、ii) 英語表記に誤り

図表 1-(3)-⑨

図表 1-(3)-⑩



<p>のあるもの等の要改善箇所（計 37 か所）について、当該観光施設の管理者及び外国人の意見を参考にして英語表記の改善内容を決定し、27 年 3 月を目処に改善することとしている。</p>	<p>図表 1-(3)-⑪</p>
<p>② 愛媛県では、松山河川国道事務所が平成 25 年 11 月及び 26 年 2 月に愛媛県ブロック部会（四国運輸局、同県及び松山市の観光部局職員も出席）を開催して、観光施設が集積している「環状道路内エリア」を対象地域とし、当該エリア内にある「道後温泉」、「市駅」、「〇〇通り」等を表記している道路案内標識について、英語表記の基準（案）等に基づき、英語表記の改善内容を決定しており、i）同事務所の直轄国道については、25 年度末、ii）その他の国道及び地方道については、26 年度末までに改善することとしている。</p>	<p>図表 1-(3)-⑨ （再掲） 図表 1-(3)-⑫ 図表 1-(3)-⑪ （再掲）</p>
<p>③ 高知県では、土佐国道事務所が平成 25 年 12 月に高知県ブロック部会（四国運輸局の観光部局職員、高知市等の国際交流員も出席）を開催して、観光施設が集積している高知市中心部を対象地域とし、26 年 2 月に高知県に在住の留学生等の参加を得て、高知県及び高知市とともに実施した合同点検の結果を踏まえ、同年 8 月に高知県ブロック部会長名の事務連絡を同部会の構成機関である高知県及び高知市宛てに発出し、「高知城」に係る道路案内標識の英語表記を改善することについて了承を得るとともに、同年 12 月に開催する次回の高知県ブロック部会までに改善を行うよう要請している。</p>	<p>図表 1-(3)-⑨ （再掲） 図表 1-(3)-⑫ （再掲） 図表 1-(3)-⑪ （再掲）</p>
<p>なお、上記の高知県ブロック部会長名の事務連絡には、「高知城」以外の英語表記について、高知県内在住の外国人から変更及び新規追加の整備の必要性並びに変更優先順位について意見を聴取した上で、平成 26 年 12 月に開催する同部会で各機関の整備方針を確認する旨記載している。</p>	
<p>しかし、出席者の日程調整がつかず、会議を開催できなかったことから、「高知城」以外の英語表記について、高知県及び高知市に対し、土佐国道事務所が改善を予定している道路案内標識のリストを送付しているが、当該リストに掲載されている道路案内標識には、自ら設置したものでないものが含まれており、土佐国道事務所では、改善対象とする道路案内標識を正確に把握できていない状況がみられた。</p>	
<p><b>(イ) 道路案内標識の英語表記の改善状況</b></p>	
<p>徳島県、愛媛県及び高知県の対象地域等（注）における道路案内標識の英語表記の改善状況をみると、平成 27 年度末までに、各道路管理者において、上記の改善方針を決定した道路案内標識について、徳島県では 37 か所、愛媛県では 113 か所、高知県では 9 か所を改善しており、いずれも改善が完了していると説明している。</p>	<p>図表 1-(3)-⑬</p>
<p>（注） 「徳島県、愛媛県及び高知県の対象地域等」とは、徳島県については、上記の鳴門市内の主な観光施設 15 施設の所在する二つのエリアへの主要なアクセス経路、愛媛県及び高知県については、上記の対象地域を示す。</p>	
<p>しかし、今回、徳島県、愛媛県及び高知県の対象地域等に設置されている道</p>	<p>図表 1-(3)-⑭</p>

<p>路案内標識のうち、徳島県 37 か所、愛媛県 59 か所、高知県 14 か所の計 110 か所について英語表記の表示内容を調査したところ、次のような状況がみられた。</p>	<p>図表 1-(3)-⑮</p>
<p>① 県ブロック部会において改善方針を決定していないこと等から、対象地域内の道路案内標識の英語表記が統一されていないもの（愛媛県 16 か所）</p>	
<p>事例 1 子規堂について、「Shiki House」と「Shikido」が混在（6 か所）</p>	<p>図表 1-(3)-⑯</p>
<p>事例 2 市役所について、「CITY HALL」と「CITY OFFICE」が混在（注）（10 か所）</p>	<p>図表 1-(3)-⑰</p>
<p>（注）道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年号外総理府令・建設省令第 3 号）の附則（平成 26 年内閣府令・国土交通省令第 2 号）のみなし規定により、この命令の施行（平成 26 年 4 月 1 日）の際、現に改正前の当該命令の規定により設置されている案内標識は、当分の間、改正後の当該命令の相当規定による種類の案内標識とみなすこととされている。</p>	<p>図表 1-(3)-⑱</p>
<p>② 県ブロック部会が改善方針を決定しており、道路管理者は、改善方針に沿った英語表記の改善を完了したとしているが、一部の道路案内標識が未改善となっているもの（愛媛県 8 か所、高知県 1 か所の計 9 か所）</p>	
<p>事例 1 ○○通りについて、「○○St.」、「○○Street」と部会で決定しているが「○○-dori」と表記（8 か所）</p>	<p>図表 1-(3)-⑲</p>
<p>事例 2 高知城について、「Kochi Castle」と部会で決定しているが「Kochijo」と表記（1 か所）</p>	<p>図表 1-(3)-⑳</p>
<p>③ 多言語対応ガイドラインに基づく英語表記がなされていないもの（愛媛県 9 か所）</p>	
<p>事例 松山城について、ガイドラインに基づく表記は、「Matsuyama Castle」となるが、県ブロック部会で決定した「Matsuyamajo Castle」と表記（9 か所）</p> <p>なお、高知県ブロック部会では、高知城の英語表記をガイドラインに沿って「Kochi Castle」と決定しており、広域的な地域における表記の統一を図る観点から、ガイドラインに基づく表示が望まれる。</p>	<p>図表 1-(3)-㉑</p>
<p>また、高知県の対象地域内では、道路管理者と関係機関との間で英語表記の改善方針が統一されていないため、英語表記が相違するおそれのある例が、次のとおりみられた。</p>	
<p>土佐国道事務所は、平成 28 年度に、国道 32 号に設置している「はりまや地下駐車場」の案内標識（1 か所）の英語表記「Harimaya Underground Parking Lot」から「Lot」の表示を削除する予定であるが、当該案内標識と同一箇所を高知市が設置している「中央公園地下駐車場」を案内する「Central Park Underground Parking Lot」について、高知市は「Lot」の表示を削除する予定がなく、地下駐車場の英語表記が相違するおそれがある。</p>	<p>図表 1-(3)-㉒</p>
<p>なお、高知市では、高知行政評価事務所の調査を受けて、土佐国道事務所に合わせて「Lot」表示を削除することとしている。</p>	

以上のような状況がみられる原因として、①県ブロック部会において、対象地域内の道路案内標識に表記されている著名地点の一部について、改善方針の決定や見直しの検討が行われていないこと、②対象地域内の道路案内標識の英語表記について道路管理者の改善確認が十分に行われていないこと、③県ブロック部会において、改善方針について、関係地方公共団体との連携が十分に図られていないことが挙げられる。

**【所見】**

したがって、四国地方整備局は、四国管内における訪日外国人旅行者の受入環境の整備を図る観点から、松山河川国道事務所及び土佐国道事務所に対し、対象地域内の道路案内標識等について、県ブロック部会を活用して関係構成機関と連携し、告示又は多言語対応ガイドラインに沿った統一的な英語表記となる取組を推進するよう、指導する必要がある。

イ 観光マップ・観光サイト等の多言語対応

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(観光立国の実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン)</b></p> <p>観光庁では、外国人旅行者の不便や障害、不安を解消し、訪日外国人旅行者の満足度を一層高める受入環境の整備は、インバウンド拡大に必須の課題領域であることから、多言語対応の強化対策として、平成 26 年 3 月に多言語対応ガイドラインを策定している。</p> <p>多言語対応ガイドラインは、観光地、美術館等を対象に、多言語表記の統一を図るために示されたもので、名称・標識・サイン等は英語併記を行うことを基本とし、施設特性や地域特性の観点から、中国語又は韓国語等の表記の必要性が高い施設については、必要とされる言語を含めた表記を行うことが望ましいとされている。</p> <p>また、多言語表記の不統一や非連続性が原因で、訪日外国人旅行者が移動の途中で混乱や不安を抱くことがないように、地域単位でその統一性・連続性を確保することが必要であるとしている。</p> <p>具体的には、地方公共団体、施設管理者、地図事業者のほか、地域で外国人向けのガイドブックを提供する事業者や、ネットやアプリ等で地域の情報提供を行う事業者等、地域の関係者が連携して、共通で使用する固有名詞の対訳一覧を作成し、関係者間で表記を統一することが望ましいとしている。</p> <p>なお、複数の地方公共団体間等において表記の統一が求められる場合など、より広域的な取組が必要な場合は、地方運輸局や都道府県とも連携しながら、取組を推進することが望ましいとしている。</p> <p>さらに、作成した対訳語一覧について、地図業者、ネットやアプリ等で情報提供を行う事業者等に紹介し、表記内容の統一性・連続性を確保するよう働きかけるなど、国や地域において積極的に多言語対応の改善・強化に向けた努力をすることが重要であるとしている。</p>	<p>図表 1-(3)-㉓</p>
<p>観光立国実現に向けた政府の短期的な行動計画として定められたアクション・プログラム 2014 では、外国人旅行者の受入環境整備のため、外国人旅行者が出来るだけ「言葉の壁」を感じることなく訪日旅行を楽しむことができるよう、多言語対応ガイドラインを関係者に周知して積極的な取組を促進するほか、地域における固有名詞の表記や実際の標識・サイン等とガイドブック・ウェブサイト等、様々な切り口による統一性・連続性の確保に向けた取組を進めることとされている。</p>	<p>図表 1-(3)-㉔</p>
<p>さらに、アクション・プログラム 2015 でも、引き続き、多言語対応ガイドラインに基づき、多言語対応の統一性・連続性の確保に向けて必要な取組を進めるとされている。</p>	<p>図表 1-(3)-㉕</p>

## 【調査結果】

今回、外国人観光案内所で配布されている観光マップ、観光パンフレット及び地方公共団体、観光協会等の観光案内サイトにおける観光施設等の多言語表記について調査した結果は、以下のとおりである。

### (ア) 英語表記

#### a 表記の統一

調査した英語表記の観光マップ、観光パンフレット等 78 種類及び観光サイト 21 種類に掲載されている観光施設等の多言語表記をみたところ、同一の観光施設でありながら、次のとおり表記が相違し、統一性が確保されていないものがみられた。

① 観光マップ等の作成者によって、英語表記が相違する 46 施設（内訳：徳島 7 施設、香川 12 施設、愛媛 12 施設、高知 15 施設）。

主な例

- ・徳島県内 日和佐ウミガメ博物館カレッタについて、  
「Hiwasa Chelonian Museum Caretta」と  
「Karetta(Hiwasa Sea Turtle Museum)」が混在
- ・香川県内 二十四の瞳映画村について、  
「Nijyushi-no-hitomi Movie Village」と  
「The “Twenty four Eyes” Movie Studio」が混在
- ・愛媛県内 内子まちの駅 Nanze について、  
「Cafe & Souvenir Shop Nanze」と  
「Michi-no-Eki Nanze Station」が混在
- ・高知県内 西島園芸団地について、  
「Nishijima Flower Garden」と  
「Nishijima Fruit Farm」が混在

② 観光マップ等の作成者によって、ローマ字表記と英語表記が行われたことにより表記が相違する 22 施設（内訳：徳島 8 施設、香川 8 施設、愛媛 3 施設、高知 3 施設）。

主な例

- ・徳島県内 奥祖谷二重かずら橋について、  
「Okuiya Nijukazurabashi」と  
「Oku-Iya Double Vine Bridge」が混在
- ・香川県内 岬の分教場について、  
「Misaki no Bunkyojo」と  
「Branch School on the Cape」が混在
- ・愛媛県内 臥龍山荘について、  
「Garyū Sansō」と  
「Garyu Cottage」が混在

図表 1-(3)-②⑥

図表 1-(3)-②⑦

図表 1-(3)-②⑧

図表 1-(3)-②⑨

図表 1-(3)-③⑩

図表 1-(3)-③⑪

<p>・高知県内 野良時計について、 「Nora Dokei」と 「Farmer's Clock」が混在</p> <p><b>b 外国人留学生等への確認結果</b></p> <p>このように、同一の観光施設等でありながら、英語表記の統一性が確保されていないものについて、同一の施設であることが理解できるか、各県に在住する外国人留学生等（英語を母国語又は公用語とするなど英語圏の国籍を有する者及び英語で仕事や日常会話をこなせる者）92人（内訳：徳島県25人、香川県24人、愛媛県19人、高知県24人）に確認したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>(a) 観光マップ等の作成者によって、英語表記が相違している46施設のうち、</p> <p>① 同一の施設であることが理解できないと回答した割合が50%未満のものが24施設（53.3%）</p> <p>② 同一の施設であることが理解できないと回答した割合が50%以上90%未満のものが21施設（45.7%）</p> <p>③ 同一の施設であることが理解できないと回答した割合が90%以上のものが1施設（2.2%）（讃岐国分寺跡資料館について、「Sanuki Kokubunji Temple Remains Museum」と「Kokubun-ji Ruin Reference Library」の表記が混在）</p> <p>みられた。</p> <p>(b) 観光マップ等の作成者によって、ローマ字表記と英語表記が行われたことにより表記が相違している22施設のうち、</p> <p>① 同一の施設であることが理解できないと回答した割合が50%未満のものが10施設（45.5%）</p> <p>② 同一の施設であることが理解できないと回答した割合が50%以上90%未満のものが8施設（36.4%）</p> <p>③ 同一の施設であることが理解できないと回答した割合が90%以上のものが4施設（18.2%）（例えば、醬の郷について、「Hishio no Sato」と「Soy Sause Village」の表記が混在）</p> <p>みられた。</p> <p><b>c 例示した施設の確認結果</b></p> <p>先に例示した各県において、英語表記が相違している施設について、同一施設であることが理解できないと回答した人数（割合）は、各県別に次のとおりである。</p> <p>徳島県： 日和佐ウミガメ博物館カレッタは25人中14人（56.0%）、奥祖谷二重かずら橋は25人中12人（48.0%）の者が同一施設であることが理解できないと回答している。</p>	<p>図表1-(3)-㉘ （再掲）</p> <p>図表1-(3)-㉙ （再掲）</p> <p>図表1-(3)-㉚</p> <p>図表1-(3)-㉛</p> <p>図表1-(3)-㉜ （再掲）</p> <p>図表1-(3)-㉝ （再掲）</p> <p>図表1-(3)-㉞ （再掲）</p> <p>図表1-(3)-㉟ （再掲）</p> <p>図表1-(3)-㊱ （再掲）</p>
---	---

香川県： 二十四の瞳映画村は 24 人中 21 人 (87.5%)、岬の分教場は 24 人中 22 人 (91.7%) の者が同一施設であることが理解できないと回答している。

愛媛県： 内子まちの駅 Nanze は 19 人中 14 人 (73.7%)、臥龍山荘は 19 人中 10 人 (52.6%) の者が同一施設であることが理解できないと回答している。

高知県： 西島園芸団地は 24 人中 12 人 (50.0%)、野良時計は 24 人中 14 人 (58.3%) の者が同一施設であることが理解できないと回答している。

#### <関係団体の意見>

なお、観光マップを作成している団体から、以下のような意見が聞かれた。

##### ○ 公益財団法人松山観光コンベンション協会

多言語対応ガイドラインに掲載されていない固有名詞の英語表記について、何を基準にしてよいか分からないので、地域内の行政機関等にある程度の方針を示してもらいたい。

#### (イ) 中国語表記

調査した中国語の観光マップ、観光パンフレット 37 種類、観光サイト 8 種類及び外国人の利用が見込まれる飲食店 3 店舗のメニューのうち、同一の観光施設又は特産品でありながら、観光マップ等の作成者によって、それぞれ違う中国語が割り当てられたことにより、表記が相違しており、統一性が確保されていないものが、簡体字で 7 施設・11 品目、繁体字で 7 施設・8 品目においてみられた。

《簡体字：中国大陸で使用されている字体》

事例 1 道の駅よしうみいきいき館について、「吉海活力館」と「道路休息 站“YOSHIUMI 蓬勃馆”」が混在

事例 2 骨付鳥について、「带骨鸡」と「带骨烤鸡肉串」などが混在

《繁体字：香港、台湾で使用されている字体》

事例 1 道の駅内子フレッシュパークからりについて、「内子新鮮園 KARARI」と「道之驛内子 Fresh Park Karari」が混在

事例 2 あん餅雑煮について、「紅豆餡年糕」と「紅豆泥日式餡年糕湯」が混在

このように、中国語表記の統一性が確保されていないことについて、香川県に在住する中国人に確認したところ、以下のような意見が聞かれた。

##### ○ 公益財団法人高松市国際交流協会職員

簡体字版の観光マップ等に繁体字で表記されているもの、対訳が不十分であり意味が全く理解できないもの、もっとふさわしい対訳語が存在するもの、注釈を付けた方がよいものがある。表記が統一されればよりわかりやすくなると

図表 1-(3)-③4

図表 1-(3)-③5

図表 1-(3)-③6

図表 1-(3)-③7

図表 1-(3)-③8

図表 1-(3)-③9

思う。

以上のような状況がみられる原因の一つとして、徳島県、香川県及び愛媛県では、観光施設等に係る英語、中国語（簡体字・繁体字）等の対訳一覧を作成していないため、観光マップ、観光パンフレット又は観光サイトの作成者がそれぞれ対訳を行うなど、地域における多言語対応の取組が統一されていないことが挙げられる。

また、高知県では、平成 24 年度に国の事業である訪日外国人旅行者の受入環境整備事業を活用して、観光施設等の観光情報について英語、中国語（簡体字・繁体字）等の対訳一覧を掲載した「観光パンフレット作成支援システム」を構築し、市町村、市町村観光協会等に周知を行い、これまでにシステム利用に必要な ID 及びパスワードの発行件数は 89 件となっているが、観光パンフレット等の作成主体において英語表記の統一に向けた取組が十分に進んでいないことが挙げられる。

#### 【所見】

したがって、四国運輸局は、観光マップ、観光パンフレット・観光サイト等における多言語表記の統一性の確保を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 「訪日外国人旅行者の受入に向けた四国ブロック連絡会」に、徳島県、香川県及び愛媛県の各県において、観光施設等に係る対訳一覧を作成することを検討課題として提起し、課題解決に向けて対応策を検討すること。
- ② 高知県に対しては、国の事業を活用して構築した観光パンフレット作成支援システムの利用を関係者にさらに働きかけるよう要請すること。



(4) 外国人観光案内所の認定・運営

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(外国人観光案内所認定制度の趣旨等)</b></p> <p>外国人観光案内所は、外国人旅行者にとって地域を訪れた際の窓口であるとともに、情報の収集拠点であることが求められる。また、公平で中立的な立場から情報やサービスが提供され、外国人旅行者が安心して利用できる環境づくりが重要となる。</p> <p>このため、観光庁では、平成24年1月に「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（以下「あり方指針」という。）を定め、外国人観光案内所の提供するサービス内容により3つのカテゴリーに区分した基準を設定し、その基準に合致する外国人観光案内所をJNTOが認定する仕組みを構築している。</p> <p>あり方指針では、観光案内を専門とする外国人観光案内所については、提供するサービス内容の充実度によりカテゴリーⅠ～Ⅲに分類し、観光案内を専門としない外国人観光案内所については、パートナー施設という単一のカテゴリーを設け、カテゴリーごとに必達とする認定基準を定めることにより、質の高い観光案内サービスを全国共通で提供でき、全国的な受入環境の整備にもつながるとしている。</p> <p>カテゴリーⅠでは地域内の情報、カテゴリーⅡでは広域的な情報、カテゴリーⅢでは全国レベルの情報の提供が求められ、外国語対応も、カテゴリーに応じて求められるレベルに差異が設けられている。</p> <p><b>(外国人観光案内所の認定手順)</b></p> <p>平成27年度までの認定手続は、認定を受けようとする外国人観光案内所が地方運輸局に申請書類（調査票、施設写真等）をEメールで提出し、地方運輸局では、提出された調査票等を認定基準に照らし合わせて、その適合性を確認し、認定基準を満たしていると評価される外国人観光案内所をJNTOに推薦し、JNTOが認定を行っていた（認定期間は3年間で、3年ごとに新規認定と同様の手順で更新の認定を実施。）。</p> <p>四国運輸局では、平成24年度から27年度までの間に新規32件、更新8件、カテゴリー変更1件の申請に係る推薦を行っている（認定外国人観光案内所数は、24年度末時点9か所、25年度末時点10か所、26年度末時点22か所、27年度末時点32か所で、27年度末時点の内訳は、カテゴリーⅠが23か所、カテゴリーⅡが7か所、パートナー施設が2か所。ただし、平成28年4月1日付けでカテゴリーⅡが1か所移転のため認定を抹消され、現在は31か所。）。</p> <p>なお、平成28年6月20日以降は、認定を受けようとする外国人観光案内所がWeb上で直接JNTOに申請することとなっている。</p> <p><b>(地方運輸局の役割)</b></p> <p>平成28年6月に改定されたあり方指針において、「地方運輸局は、地域における海外プロモーションや外国人旅行者の受入に積極的な観光案内所の掘り起こしにつ</p>	<p>図表 1-(4)-①</p> <p>図表 1-(4)-②</p> <p>図表 1-(4)-③</p> <p>図表 1-(4)-④</p> <p>図表 1-(4)-③ (再掲)</p> <p>図表 1-(4)-⑤</p>

<p>ながるよう、積極的に各案内所に申請や機能強化を働きかけるなどの役割を担うことが必要」とされている。</p>	
<p><b>【調査結果】</b></p>	
<p><b>ア 外国人観光案内所の運営状況</b></p>	
<p>今回、四国管内の認定外国人観光案内所 31 か所（徳島県 5 か所、香川県 6 か所、愛媛県 12 か所、高知県 8 か所）の設置・運営状況を調査したところ、11 か所で次のとおり、あり方指針を遵守していないものがみられた。</p>	<p>図表 1-(4)-⑥ 図表 1-(4)-⑦</p>
<p>① 鉄道駅等に設置してある案内板等に外国人観光案内所の所在が分かりやすく表示されていないもの（9 か所）〈あり方指針(3)①〉</p>	<p>図表 1-(4)-⑧</p>
<p>② 合理的なルートから訪れる旅行者に対して外国人観光案内所の場所を案内する表示（地図、看板）が適切に設置されていないもの（1 か所）〈あり方指針(3)②〉</p>	
<p>③ 外国人観光案内所のシンボルマークが掲出されていないもの（4 か所）〈あり方指針(3)③〉</p>	
<p>④ 観光案内所が提供する情報やサービスの内容を掲出していないもの（1 か所）〈あり方指針(3)④〉</p>	
<p>⑤ 提供する情報の内容が誤っているもの（1 か所）〈あり方指針(8)①〉</p>	
<p>また、このほかに、J N T O が今後の施策に反映させるため、認定時の通知文書において、認定を受けた外国人観光案内所に求めている業務実績報告（月次・年次）を提出していないものが 9 か所（うち、月次報告未提出 7 か所、年次報告未提出 9 か所）みられた。</p>	<p>図表 1-(4)-⑨</p>
<p>以上のような状況がみられる原因として、①申請を受けた四国運輸局が認定基準への適合性の審査を十分に行っていなかったこと、②認定外国人観光案内所運営者にあり方指針が十分理解されていなかったことなどが挙げられる。</p>	
<p><b>イ 移転した外国人観光案内所への案内表示</b></p>	
<p>このほか、平成 28 年 3 月に J R 高松駅前から同駅舎内に移転した外国人観光案内所について、高松空港と J R 高松駅を結ぶリムジンバスの J R 高松駅降車場における案内表示を確認したところ、依然として移転前の場所を案内している状況がみられた。</p>	<p>図表 1-(4)-⑩</p>
<p>当該観光案内所については、移転前に取得したカテゴリーⅡの認定を平成 28 年 4 月 1 日付けで抹消したため、同年 7 月 20 日現在未認定の状態である。当該観光案内所は、平成 28 年夏にカテゴリーⅢでの認定申請を予定しているため、移転前の場所を示していた案内表示については、同年 7 月に可能な範囲で変更を行っている。</p>	<p>図表 1-(4)-⑪</p>
<p>しかし、高松空港発着の国際線は、現在 4 路線あり、週 16 往復の便が就航しており、平成 27 年には約 5 万 4,000 人が同空港から日本に入国しており、その多くが個人旅行と言われている。</p>	<p>図表 1-(4)-⑫</p>

このため、同空港とＪＲ高松駅を結ぶリムジンバスを利用する外国人旅行者も相当数あると考えられること、ＪＲ高松駅は四国の玄関口であることなどから、カテゴリーⅢの認定を目指す外国人観光案内所への誤った案内表示がＪＲ高松駅のリムジンバス降車場に掲出されている状況は、訪日外国人旅行者の受入環境の整備の観点からみて好ましい状況ではない。

**【所見】**

したがって、四国運輸局は、訪日外国人旅行者が外国人観光案内所を安心して快適に利用できるよう質の向上を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 「訪日外国人旅行者の受入に向けた四国ブロック連絡会」等の関係者が集まる会議の場を活用し、あり方指針の一層の周知徹底を図ること。
- ② 今後認定予定である、ＪＲ高松駅舎内の外国人観光案内所への案内表示については、当該駅が四国の玄関口であり四国観光の重要な拠点であることを踏まえ、早急な改善を当該案内所の設置者に対して要請すること。

(5) 無料公衆無線 LAN 環境の整備

提 言	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(環境整備)</b></p> <p>観光庁の訪日外国人消費動向調査（平成 28 年 1 月～3 月期）結果によると、日本滞在中にあると便利な情報として「無料 Wi-Fi」が最も多く挙げられるなど、無料公衆無線 LAN（以下「無料 Wi-Fi」という。）環境の整備は、外国人旅行者にとって重要なものとなっている。</p> <p>「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）、「世界最先端 IT 国家創造宣言の変更について」（平成 28 年 5 月 20 日閣議決定）及び「観光ビジョン実現プログラム 2016」（平成 28 年 5 月 13 日観光立国推進閣僚会議決定）では、「外国人旅行者等が観光・災害時にも利用しやすい Wi-Fi 環境を実現するため、2020 年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（推計 29,000 か所）について、国が本年中に作成する整備計画に基づき、無料 Wi-Fi 環境の整備を推進する。」等としている。</p> <p><b>(認証手続の一元化)</b></p> <p>無料 Wi-Fi 環境の整備に当たっては、これまで、サービス提供主体ごとに整備しているため、例えば、県境を越えると、再度サインインが必要となり煩わしいとの意見がある。このような訪日外国人に対する無料公衆無線 LAN サービスの利用開始手続の簡素化・一元化については、多くの地方公共団体や経済団体から国によるイニシアティブへの期待が寄せられている。</p> <p>このため、「日本再興戦略 2016」、「世界最先端 IT 国家創造宣言の変更について」及び「観光ビジョン実現プログラム 2016」において、「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」を活用し、2018 年までに既設の Wi-Fi アクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20 万か所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築する。」等としている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>ア 無料 Wi-Fi 環境の整備</b></p> <p><b>(ア) 総務省四国総合通信局</b></p> <p>総務省は、平成 26 年度から「観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業」を実施し、観光・防災拠点における Wi-Fi 環境の整備を行う地方公共団体・第三セクターに対し、その費用の一部（地方公共団体の場合 1/2、第三セクターの場合 1/3）を補助している。</p> <p>同事業により、平成 26 年度は、徳島県、四国中央市及び松山市において 33 施設（アクセスポイント数 84 か所）が整備されている。</p> <p><b>(イ) 訪日外国人旅行者の受入に向けた四国ブロック連絡会</b></p> <p>訪日外国人旅行者の受入に向けた四国ブロック連絡会の中間とりまとめ（平成 27 年 6 月 30 日）では、Wi-Fi 環境整備について、主要観光地や交通結節点、主要な鉄道駅や空港、外国人の多い宿泊施設では、整備が進んでいるが、多くの</p>	<p>図表 1-(5)-①</p> <p>図表 1-(5)-②</p> <p>図表 1-(5)-③</p> <p>図表 1-(5)-④</p> <p>図表 1-(5)-② (再掲)</p> <p>図表 1-(5)-③ (再掲)</p> <p>図表 1-(5)-④ (再掲)</p> <p>図表 1-(5)-⑤</p>

観光施設や飲食店、フェリーターミナルでは、更なる取組が必要であるとして、訪日外国人旅行者を受け入れる上での課題の一つに取り上げられている。

このため、香川県は平成 31 年度末までに 1,602 か所、徳島県は 30 年までに 700 アクセスポイント、愛媛県は 30 年度末までに 2,000 か所、高知県は観光施設等整備必要箇所として 62 か所を整備目標として掲げ、さらなる普及に努めることとしている。

#### (ウ) 四国 4 県

##### a 徳島県

平成 27 年 4 月から「Tokushima Free Wi-Fi」を立ち上げて県内の観光施設、避難所等に Wi-Fi スポットを設置・運営するとともに、民間事業者に対して無料 Wi-Fi の整備に係る補助（補助率 1/2）を行っており、これらにより整備したアクセスポイント数（平成 27 年度末）は 619 か所（Tokushima Free Wi-Fi 309 か所、県補助の民間事業者 310 か所）となっている。

##### b 香川県

西日本電信電話㈱と提携し、県・市町・民間が無料 Wi-Fi スポットを設置してサービスを提供する「かがわ Wi-Fi」を平成 26 年 7 月 17 日から開始するとともに、27 年度からは、同 Wi-Fi の設置に対する経費を補助（補助率 10/10）する事業も実施している。また、平成 28 年 3 月 19 日からは、香川県と高松市が、西日本電信電話㈱等と提携し、高松市中心地域等で無料 Wi-Fi サービスを提供する「かがわ Wi-Fi 高松」を開始している。

これらにより整備したアクセスポイント数（平成 27 年度末）は 1,088 か所（県 38 か所、市町 95 か所、民間事業者 955 か所）となっている。

##### c 愛媛県

平成 26 年 8 月 22 日から「えひめ Free Wi-Fi」のサービスを開始している。これは、参画事業者（西日本電信電話㈱、有線放送事業者、市町、その他事業者等）が、公共施設、街中、観光地等のニーズが高い場所を中心にアクセスポイントを各自で設置・運営し、SSID とロゴを統一することで、利便性向上、情報発信力強化を図るもので、平成 27 年度末現在のサービス提供箇所数は 1,385 か所（西日本電信電話㈱ 835 か所、有線放送事業者 3 社 407 か所、市町 107 か所、その他事業者等 36 か所）となっている。

##### d 高知県

無料 Wi-Fi の整備を支援するため、平成 27 年度に「国際観光受入環境整備事業費補助金交付要綱」を策定し、市町村、観光施設を所有しかつ運営する法人格を有する団体を対象に、Wi-Fi 環境の整備に要する経費への補助（補助率 1/2、上限額 1 施設当たり 20 万円）を行っている。

補助対象施設は 91 施設（県施設 8 施設、観光施設 63 施設、道の駅 20 施設）、平成 27 年度末現在の整備済み施設数は 53 施設（県施設 6 施設、観光施設 34 施設、道の駅 13 施設）で、整備率は 58.2%となっている。

#### イ 認証手続の一元化

##### (ア) 国における取組

図表 1-(5)-⑥

図表 1-(5)-⑦

総務省において、平成 28 年 2 月に「利用しやすく安全な公衆無線 LAN 環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線 LAN サービスの利用開始手続の簡素化・一元化の実現に向けた取組方針～」を策定し、複数の無線 LAN ネットワーク運用事業者間で接続が可能な技術の共通仕様を作成し、垣根を越えて接続が可能か実証試験を行ったところであり、将来的には、一定の条件を満たすアプリをダウンロードすることにより一度の認証で済むシームレスな Wi-Fi 接続が可能となる。

実証試験終了後は、その結果を踏まえ、利用開始手続の簡素化・一元化に関し、全国各地で必要な取組が進むよう、電気通信事業者、地方公共団体、観光関係者等に対し周知を行うとともに、総合通信局等において、その管内の地方公共団体や地域経済界等との連携を強化することとしている。

#### (イ) 他の地域における取組

九州地方においては、平成 27 年 6 月に九州経済連合会が中心となって、「Kyusyu Free Wi-Fi プロジェクト」を立ち上げている。同 Wi-Fi では、NTT-BP 社が提供する「Japan Connected-free Wi-Fi」と連携しているため、簡便に接続できる環境を提供している。

また、平成 28 年 4 月から、福岡市の「Fukuoka City Wi-Fi」と大分市、別府市及び由布市の「Onsen Oita Wi-Fi City」は連携認証（一度の登録で両 Wi-Fi を相互利用）を開始している。

このほか、平成 28 年 6 月 26 日に開催された第 70 回関西広域連合委員会では、関西エリアの自治体間等で、共通認証アプリを使うことによる認証連携に向けた取組を進めることを報告している。

この動きについて、関西広域連合に参加している徳島県では、次のように説明している。

徳島県は、関西広域連合の 7 府県（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県）とともに、各府県が運営する無料 Wi-Fi の認証手続を統一するための共通認証アプリの導入に取り組んでおり、平成 28 年 9 月以降の運用を目指している。この認証手続の統一化に向けた取組は 2、3 年前から検討が進められており、認証手続を統一するためのアプリを導入する方法であれば、新たなシステムを構築するよりも安価（数千万円で実現可能）であることから、既存の認証サーバーを共通認証アプリに対応するよう改修する方法を採ることとしている。

関西広域連合による上記の取組は、全国の公衆無線 LAN の認証手続を統一するための実証実験を総務省が実施していることを踏まえ、最終的にはそのシステムとの連携を視野に入れているほか、関西広域連合に参加していない周辺の自治体を排除するものではないため、四国内の他の 3 県（香川県、愛媛県、高知県）についても、運用後の参加については可能性がある。

#### (ウ) 四国 4 県における認証手続一元化の検討状況

四国 4 県では、四国内の無料 Wi-Fi 環境の認証手続一元化に向けた検討は行われていない。

その理由として、香川県及び愛媛県では次のように説明している。

- ・ まずは無料 Wi-Fi 環境を拡大することを優先して取り組んでおり、認証手続の統一まで検討に至っていないこと。
- ・ 四国各県で、無料 Wi-Fi 環境の取組方針、技術方式、整備状況等にそれぞれ違いがあり、これを統一するには課題が多いこと。
- ・ 総務省が全国統一の認証の実証実験を行っているので、統一するのであれば、国がイニシアティブを取り、全国で認証手続を統一する方がよいと考えられること。

なお、四国では、かがわ Wi-Fi、かがわ Wi-Fi 高松の他、松山市、内子町、鳴門市及び東みよし町の無料 Wi-Fi が、一度アプリの登録を行えば、同社が提供する全国の異なる SSID の Wi-Fi に利用登録不要で接続できるアプリ「Japan Connected-free Wi-Fi」(NTT-BP 社提供)に対応している。

#### 【今後の課題】

以上のとおり、無料 Wi-Fi 環境の整備や認証手続の一元化については、国及び関係地方公共団体等で様々な取組が行われている。また、「観光ビジョン実現プログラム 2016」においても、無料公衆無線 LAN 整備促進協議会を活用し、2018 年（平成 30 年）までに既設の Wi-Fi アクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20 万か所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築することとされている。

このため、無料 Wi-Fi 環境の整備等について、訪日外国人旅行者の受入に向けた四国ブロック連絡会において、引き続き、Wi-Fi アクセスポイントの増加等を重点的に検討し、面的整備を行うとともに、現在、進められている総務省の認証手続の一元化に係る実証試験結果を見極めた上で、徳島県が参加する関西広域連合の動きも注視しつつ、四国管内での認証手続の一元化について、検討していくことが望まれる。

(6) 通訳案内士制度

提 言	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）では、報酬を受けて、外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をする業を営もうとする者は、観光庁長官の行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。</p> <p>しかし、通訳案内士制度が創設されて 60 年以上が経過している中、訪日外国人旅行者数の増加及びニーズの多様化に的確に対応できるよう、中長期的な視野から、新たな通訳案内士制度を構築するための具体的な方策について検討を行うため、観光庁では、「通訳案内士のあり方に関する検討会」（平成 21 年 6 月～23 年 3 月）を設置して 9 回の検討会を実施。平成 26 年 12 月には「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を設置して 28 年 7 月までに 15 回の検討会を開催し、制度の見直し等について検討が行われている。</p>	<p>図表 1-(6)-①</p>
<p>また、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」（内閣総理大臣が議長。構成員は関係大臣、有識者）において平成 28 年 3 月に取りまとめられた「明日の日本を支える観光ビジョン」では、通訳案内士について、29 年中に、一定の品質確保を前提に、「業務独占規制」の見直しを含め、サービスの供給量拡大措置を構築することとされた。これを受け、「規制改革に関する第 4 次答申」（平成 28 年 5 月 19 日規制改革会議）において、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとし、平成 28 年度中の法案提出を目指すこととされた。観光庁では、これらを踏まえ、具体的な見直し案を取りまとめることとしている。</p>	<p>図表 1-(6)-②</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>ア 通訳案内士の登録者数、登録言語</b></p>	
<p>四国全体の通訳案内士登録者数は、平成 24 年度（4 月 1 日現在）の 181 人から 27 年度（同）は 203 人と、3 年間で 22 人の増加となっている。</p> <p>登録者の言語別の内訳（平成 27 年度）は、203 人中 179 人（88.2%）が英語で、他は中国語が 12 人、スペイン語 4 人、韓国語 3 人、その他 5 人となっている。</p>	<p>図表 1-(6)-④</p>
<p>一方、平成 27 年の四国全体の外国人延べ宿泊者数（従業者数 10 人以上の施設）33 万 7,540 人のうち、国籍別では、台湾が 11 万 1,710 人（33.1%）、韓国 6 万 7,910 人（20.1%）、香港 4 万 5,010 人（13.3%）、中国 3 万 7,110 人（11.0%）となっており、外国人旅行者の動向と通訳案内士の登録言語がマッチしていない状況となっている。</p> <p>登録言語の英語への偏りを解消するための取組について、四国 4 県のうち、徳島県では、登録言語の偏りをボランティアによって緩和するため、県内全域で活躍する通訳ボランティア団体「徳島 GG クラブ」を平成 28 年 3 月に立ち上げ、外国クルーズ船寄港時には乗船客に合わせた言語のボランティアを派遣する等の取組を行っている。</p>	<p>図表 1-(6)-⑤</p>



なお、当該団体に所属する通訳ボランティアの対応言語は、英語以外に中国語、韓国語、スペイン語、フランス語、ドイツ語等様々な言語となっている。

## イ 通訳案内士の就業状況等

### (ア) 通訳案内士の就業状況の把握

観光庁が全国の地方公共団体に登録されている通訳案内士1万1,477人を対象に、平成25年10月に実施した「通訳案内士就業実態等調査」(有効回答者数は6,705人(回収率:58.4%))によれば、i)通訳案内士業務の従事形態は、専業が1割未満、兼業が2割未満であり、4分の3の者は通訳案内士業務に従事していない、ii)通訳案内士業務従事者の2分の1は、年間就業日数が30日以下である、iii)兼業収入を含めて、通訳案内士の約6割の者が、年収200万円未満である、などとなっている。

香川県では、同県は当該調査に直接関与しておらず(観光庁への登録名簿の提供は行った模様)、観光庁からは、同県登録の通訳案内士についての調査結果は提供されていないとしている。

また、同県は、就業実態の大きな傾向としては、観光庁の調査結果で把握できることもあり、独自の実態把握は行っていないとしている。

香川県と同様に四国の他の3県も独自の調査は実施しておらず、通訳案内士の就業実態は特段把握していないとしている。

### (イ) 通訳案内士の就業実態

香川県内の旅行会社(2社)及び通訳案内士(2人)から聴取した通訳案内士の就業実態は、次のとおりである。

#### a 旅行会社

- ① 訪日ツアーを企画している外国の旅行会社は、ツアーに帯同する通訳について、自国で確保するか又は日本入国時の空港近辺に在住する通訳案内士を雇用しており、四国地域在住の通訳案内士に対し、当社から訪日ツアーの通訳業務を依頼することはない。
- ② 中国語圏からの団体ツアーについては、当該ツアーを企画した旅行会社側で通訳者を確保していることが多い。たまに、通訳者が確保できず、当社に通訳者の派遣を依頼してくることもあるが、その時には、中国語が堪能な当社スタッフを通訳者として派遣している。

#### b 通訳案内士

- ① 香川県で登録している約70人の通訳案内士のうち、実際に通訳案内業務に従事している人数は5人ほどであり、国内の旅行会社や所属している全日本通訳案内士連盟などからのオーダーにより英語圏の個人旅行者に対する通訳案内業務に従事している場合が多く、通訳案内士としての就業日数は20日程度である。
- ② 今年に入って、高知港に入港するクルーズ船乗客の観光案内を依頼され

図表 1-(6)-⑥

たことがあるが、四国を訪れる外国人団体ツアーの多くは、主に関西国際空港に到着し、近畿地方在住の通訳案内士を雇用している実情にある。

③ 四国では、通訳案内士の収入のみでは生活できないので、英会話学校や塾の講師などをして収入を得ている。なお、通訳案内士の受験者には、語学力を試すことを目的とした中高年齢者が多い。

④ 英語圏の旅行者は、ゴールデンルートを経験済みの富裕層であり、都会にはない秘境や自然などを求めて四国に来ており、訪れた地域に関し、ボランティアガイドでは対応しきれないような様々な質問が出されることから、現地確認や事前勉強のために3か月から半年程度を要する。このため、直前になって旅行日程などが示された場合には、依頼を断ることもある。

⑤ 香川県内の公営の観光地で外国人旅行者を案内している時、当該観光地の管理者からボランティアガイドになることを勧められ、通訳案内士の資格や能力が一般に認知されていないことを痛感した経験がある。

#### (ウ) 通訳案内士登録簿の閲覧状況等

通訳案内士登録簿の閲覧件数（平成24～27年度）は、四国4県とも年間0～2件である。これら閲覧者の職種は、愛媛県については、平成24～26年度（各1件）は通訳案内士であり、27年度（1件）は人材派遣会社の社員である（四国の他の3県における閲覧者の職種は不明）。

図表 1-(6)-⑦

また、通訳案内士に関する問合せ件数（平成24～27年度）は、徳島県では、26、27年度にテレビ番組制作会社と旅行会社から1件ずつ問い合わせがあったとしており、香川県、愛媛県及び高知県では件数は不明であるとしている。

図表 1-(6)-⑧

なお、通訳案内士に関する問合せの内容について、香川県では、主に通訳案内士の試験、登録方法に関するものであるとしている。

#### ウ 構造改革特別区域法に基づく「地域限定特例通訳案内士育成等事業」実施の検討状況

現在のところ、四国4県では、以下の理由により、地域限定特例通訳案内士を導入するまでには至っていない。

① 地域限定特例通訳案内士を導入しなければならないほど、県内に通訳案内士の需要がない。（徳島県、愛媛県）

② 通訳案内士資格のない者に通訳案内士業務を行わせる場合、どの程度の質を担保すればよいか、基準が明確になっていない。（徳島県）

③ 外国人観光客が増加する中、通訳案内士へのニーズは高まってきており、国としては、その人数を増加させる方向に制度改正を行うものと推測される。その際、安易に人数を増やすのではなく、質についても確保できるよう、制度設計等については慎重に検討してほしい。（香川県）

④ 通訳案内士法自体の見直しというより大きな規制緩和が見込まれることから、その動向を踏まえた上で対応したい。（愛媛県）

⑤ 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律

(平成9年法律第91号)に基づく外客来訪促進計画を策定する予定がないことから、地域限定特例通訳案内士の導入も検討していない。(高知県)

**【今後の課題】**

日本を訪れる外国人旅行者に、日本の歴史的・文化的魅力を知ってもらうとともに、各地の日本人の暮らしに直接触れ、理解してもらうことは、観光立国を実現する上で重要である。

当局の通訳案内士に対する意見聴取結果からみると、四国を訪れる外国人旅行者は日本の原風景や自然などに関心を持っており、同行した通訳案内士に様々な質問をして地域の文化や暮らしを理解しようとしていることが伺える。

このように、行動を共にする通訳案内士によって外国人旅行者の日本に対するイメージが大きく影響されるため、通訳案内士には、外国人旅行者の訪日目的、日本に対する理解度等に応じた応対力とともに、日本の文化などに関する幅広い知識と、それを正しく伝えることが出来る語学力を持つことが求められていることを踏まえ、通訳案内士制度の見直し案が取りまとめられることが望まれる。

(7) 消費税免税店の開設状況

実 態	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p>消費税免税店制度とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 8 条に基づき、消費税免税店（輸出物品販売場）を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される制度である。</p> <p>「観光ビジョン実現プログラム 2016」では、平成 27 年 10 月 1 日現在、11,137 店舗ある地方部の消費税免税店数について、30 年までに 20,000 店規模達成を目指すとしている。（「アクションプログラム 2015」において、平成 32 年までとしていた目標を前倒し。）</p> <p>このため、地方における消費税免税店の更なる拡大に向け、平成 26 年 10 月に消費税免税制度の拡充第一弾として、免税対象品目の拡大等を、27 年 4 月には、拡充第二弾として、免税手続一括カウンターを運営する第三者にまとめて免税手続を委託できる手続委託型輸出物販売場制度が創設されている。また、平成 28 年 5 月には、拡充第三弾として、免税の対象となる一般物品の最低購入金額を 10,000 円超から 5,000 円以上への引下げ等が実施されている。</p>	<p>図表 1-(7)-① 図表 1-(7)-② 図表 1-(7)-③ 図表 1-(7)-④</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>ア 消費税免税店の開設状況</b></p> <p><b>(ア) 消費税免税店数の推移</b></p> <p>四国管内の消費税免税店数（4 月 1 日現在）は、平成 25 年度 48 店、26 年度 50 店であったが、27 年度 217 店、28 年度 512 店（徳島県 60 店、香川県 192 店、愛媛県 156 店、高知県 104 店）と、27 年度以降、全国を上回る増加率で大幅に増加している（平成 25 年度を 100 とした 28 年度の指数は、全国 762 に対し四国 1067）。</p> <p>消費税免税店数が急増した理由について四国経済産業局及び四国運輸局は、平成 26 年 10 月 1 日から免税対象品目に消耗品等（食料品、飲料類、薬品類、化粧品類等）が加わったこと、免税制度の周知に努めたこと、外国人旅行者が増加したことを挙げている。</p> <p><b>(イ) 消費税免税店増加に向けた取組</b></p> <p>四国経済産業局及び四国運輸局は、消費税免税店増加に向けた取組として、平成 26、27 年度に外国人旅行者向け消費税免税制度の合同説明会を共催している。</p> <p>また、両局は、地方公共団体、商工会議所等が主催する免税制度に関する説明会等に講師を派遣しており、平成 26～27 年度（全 12 回）における派遣実績は、四国経済産業局が 12 回（全ての説明会）、また、四国運輸局は 8 回となっている。</p> <p>説明内容は、四国経済産業局が消費税免税店制度全般、四国運輸局が免税店シンボルマークの取扱いについて担当している。</p>	<p>図表 1-(7)-⑤ 図表 1-(7)-⑥</p>

**イ 免税手続一括カウンターの設置**

四国では、外国クルーズ船の高知新港への入港の増加（平成 27 年度の 3 回から、28 年度は 17 回（年度当初時点の予定））を背景に、高知市内の百貨店が平成 28 年 3 月 30 日に免税手続一括カウンターを開設している。

当該カウンターの設置に対しては、高知県及び高知市が補助（高知県は補助率 1/2、上限額 200 万円、高知市は県補助への上乗せで補助率 1/4）を行い、一括カウンター設置の支援を行っている。

## 2 国内観光振興

### (1) 観光地ビジネス創出の総合支援実施地域に対するきめ細かな支援の実施

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(観光地ビジネス創出の総合支援)</b></p> <p>観光振興により、地域経済の活性化を図るためには、地域自らが自立的・継続的に着地型旅行商品を開発・販売するための仕組みが必要である。そのため、観光地づくりを進める主体が自らターゲットに受容される着地型旅行商品を開発し、販路を開拓するとともに、グッズの開発・販売、体験プログラムの手数料収入、ガイド料収入、会員収入、イベント収入、広告収入等様々な仕組み作りを行うことで、自主財源確保のためのビジネスモデルを構築する必要がある。</p> <p>「観光地ビジネス創出の総合支援」は、平成 25 年度に実施した「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」(以下「官民協働事業」という。)の発展継続的な事業であり、官民協働事業で培った観光資源磨きや商品づくりの経験を生かして、今後、各地域が行う「観光地域づくりのビジネス化」への取組を支援するものである。官民協働事業により造成された旅行商品を継続して販売する体制づくり、それを通じた地域観光の自主財源の確保、それらに継続的に取組む地域の担い手の育成などにより地域観光を自立的経営に誘導することを目指し、26 年度に全国の 45 地域で実施されている。</p> <p>同事業の概要は、観光庁が、地方公共団体、観光協会等から応募のあった公募要件(注)を満たす取組のうち、第三者委員会が選定した取組について、i) 目利きの派遣、ii) 旅行商品造成等の観光地ビジネスに関する勉強会等の開催、iii) 観光地ビジネスのための現状分析等の調査に係る経費を支出することにより、観光資源の「目利き」と「観光地の担い手」が協働して磨き上げた観光資源を題材にしたモニターツアー・効果検証を実施し、商談会の開催等を通じて収益力のある旅行商品化を図り、自主財源の確保の取組を推進するものである。</p>	<p>図表 2-(1)-①</p>
<p>(注) 観光地ビジネス創出の総合支援の公募要件は、「観光地ビジネス創出の総合支援」公募要領(平成 25 年 12 月 27 日 観光庁観光地域振興部観光資源課)により、次の①～③等とされている。</p> <p>① 観光地域づくりの主体として特定した一つの団体の自主財源を確保又は増やすための観光地ビジネスの具体的な計画を策定し、目標の設定を行うこと(目標値の高い低いは問わない)。</p> <p>② 官民協働事業で選定した 78 地域が実施したモニターツアーの内容を活かしたものであること。</p> <p>③ 本事業終了後も継続して商品化がなされるものであること。</p>	<p>図表 2-(1)-②</p>
<p><b>(四国運輸局の観光関係相談窓口)</b></p> <p>各地域において、地方公共団体、NPO 団体等が実施している観光地域づくりの活動を支援し、観光による地域の活性化を図るため、四国運輸局は、観光地域づくりを進める主体から、その取組について、気軽に相談できる場として、平成 20 年 4</p>	<p>図表 2-(1)-③</p>

月1日に「観光地域づくり相談窓口」を開設している。

相談窓口では、同局の観光部観光企画課及び国際観光課の担当者が、相談内容に応じ、①事例集などによるアドバイス、②観光に関する支援メニュー（農林水産省、経済産業省等の国土交通省以外の省庁が実施しているものを含む。）の紹介などの関係省庁・部局への橋渡しを行うとともに、状況に応じた適切なフォローを行うこととしている。

### 【調査結果】

#### ア 事業の採択状況

平成26年度における四国管内の観光地ビジネス創出の総合支援の実施状況を見ると、25年度に官民協働事業により実施された「忽那諸島のしまみがきと瀬戸内海テーマクルーズ」及び「高知のベースボールツーリズム～地域交流がプロ野球選手を育てる～」の事業内容を活かして、愛媛県及び高知県で次の2事業が採択されており、各事業のモニターツアーの実施回数は1～2回、参加者数は合計27～85人となっている。

- ① 瀬戸内・松山新観光ビジネス創出事業（愛媛県及び広島県）
- ② 「ベースボール国際交流ツーリズムを創造する」～夢追い人国際交流・応援プロジェクト with 越知町～（高知県）

#### イ 自主財源の目標達成状況

観光地ビジネス創出の総合支援により実施された2事業について、平成26年度及び27年度に事業を実施したことにより、確保した自主財源額（総収入額から行政機関からの補助金等を除いた額）をみると、「瀬戸内・松山新観光ビジネス創出事業」は、26年度が4万1,750円と目標額である11万円の38.0%、27年度が10万5,428円と目標額である30万円の35.1%にとどまっている。

なお、観光地ビジネス創出の総合支援の公募要件では、自主財源の確保に係る目標について目標値の高い低いは問わないとされているが、平成26年度の自主財源の目標額11万円は、総収入の目標額1,561万円の0.7%となっており、自立的経営につながるものかどうか疑問が残る。

目標を達成できなかった理由について、事業提案者は、次のとおり説明している。

- ① 旅行商品の造成と販売を行う船会社の利益が増えるように主催ツアーの手数料を低く設定したこと（平成27年度）。
- ② ツアーの実施回数が年間数回と少なく、天候等の関係もあり、物販の手数料収入が予想したほど得られなかったこと（平成26年度及び27年度）。
- ③ 広告収入については、ツアーの売れ行きが不明な中で、パンフレット等への具体的な広告料金をいくりに設定するか、また、費目として広告収入とするか、会費収入とするかの調整が図れなかったため、広告の募集に至らなかったこと（同上）。

図表 2-(1)-④

図表 2-(1)-⑤

図表 2-(1)-②  
(再掲)

また、「ベースボール国際交流ツーリズムを創造する」～夢追い人国際交流・応援プロジェクト with 越知町～」についても、平成 26 年度が 1,245 万円と目標額である 1,710 万円の 72.8%にとどまっている。

さらに、当該事業報告書に記載する自主財源額は、本来、事業提案者が事業を実施したことによる収入額から行政機関の補助金等を除いた額とすべきところ、事業のコンサルタントを担当した業者が、事業は越知町の観光振興を目的とするものであるとして、同様の目的で各種事業を実施している地元の観光関係団体の年間収入額から行政機関の補助金等を除いた額を、自主財源目標額としている。

このため、事業報告書に記載されている自主財源額の内訳をみると、同事業と直接関係のない地元の観光関係団体の会費収入、ビアガーデン・自販機事業収入、コスモス祭り等の事業収入が含まれており、事業効果を検証する上で適正な指標が設定されているものとは言い難い。

#### ウ 事業終了後におけるツアー商品化の状況

当該 2 地域の事業終了後におけるツアー商品化の状況をみると、「瀬戸内・松山新観光ビジネス創出事業」については、平成 27 年度以降、同様のツアーを実施している。

しかし、「ベースボール国際交流ツーリズムを創造する」～夢追い人国際交流・応援プロジェクト with 越知町～」については、事業終了後の平成 27 年度にモニターツアーと同内容のツアーへの参加者を募集したが、参加申込みがなかったことにより、ツアーを催行できていない。

なお、平成 28 年度については、モニターツアーの内容を発展させ、海外の野球チームを招請するなどスポーツを中心とした活動により地域交流を増やすツアーを実施する予定である。

以上のような状況がみられる原因として、四国運輸局において、観光地ビジネス創出の総合支援について、①事業途中及び事業終了時に受託事業者のコンサルティング業者から、調査対象地域の観光地ビジネス化検証の報告として自主財源率等が記載された調査指標が提出されているが、その記載内容を十分に確認していなかったこと、②事業終了後における地域の取組状況の把握を行っていないことが挙げられる。

#### エ 四国運輸局における観光関係相談の受付状況

四国運輸局の「観光地域づくり相談窓口」における平成 24 年度から 27 年度までの相談の受付件数をみると、24 年度以降の 4 年間実績はない。この原因について、同局（観光企画課）は、「当局のホームページに当該相談窓口の役割、窓口の体制、問合せ先等を掲載するなどして広報を行っているが、日々の業務の中で対応している面もあるほか、四国 4 県の観光部局等でも観光関係の相談を受け付けていることから、相談がないのかもしれない。」と説明している。

図表 2-(1)-⑥



**【所見】**

したがって、四国運輸局は、観光支援施策の効果的な実施により地域の活性化を図る観点から、観光地ビジネス創出の総合支援の事業終了後における地域の取組状況を把握し、ツアー商品化に向けた取組が低調と認められる場合は、地域の自主的な取組を促すとともに、関係者からの要望に応じて、同局に設置している「観光地域づくり相談窓口」を活用し、積極的に地域の相談に応じるなど、きめ細かな支援を行う必要がある。

(2) 観光まちづくりコンサルティング事業のフォローアップの実施

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(観光まちづくりコンサルティング事業)</b></p> <p>魅力ある観光地づくりについては、各地域において地元の資源の魅力を熟知している地域が主体となり、創意工夫を活かした取組が求められており、全国各地でより自立的かつ持続的な観光を活かしたまちづくりの取組が増えていくことが期待されている。</p> <p>このため、観光庁では、地域の自主的な観光マーケティング活動を基に地域の具体的な観光振興への取組等を収集整理し、集中的なコンサルティングを行い、旅行商品化に向けた具体的な提案などを行う「観光まちづくりコンサルティング事業」を実施している。</p> <p>同事業は、地域観光マーケティング促進マニュアル（平成 18 年 5 月 国土交通省総合政策局旅行振興課）（以下「促進マニュアル」という。）に基づき、各地方運輸局・地方整備局に、観光まちづくりアドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）（注）を設置し、①地域の観光まちづくり推進母体による「地域観光マーケティング戦略シート」の作成・提出、②アドバイザー会議による同シートの評価、情報の収集・整理及び集中的なコンサルティング、③地域の要請等に応じた、アドバイザー会議によるアドバイスなどを行うこととされている。</p> <p>（注） 「観光まちづくりアドバイザー会議」は、促進マニュアルにより、各地方運輸局・地方整備局管内の地域の観光に関する知識が豊富であり、観光資源を商品化する知識等、地域の観光魅力の流通促進に資する知識が豊富である、学識経験者、旅行会社、運輸事業者等からなる委員 10 人程度で構成することとされている。</p>	<p>図表 2-(2)-①</p> <p>図表 2-(2)-②</p>
<p><b>【調査結果】</b></p> <p><b>ア 観光まちづくりコンサルティング事業の実施状況</b></p> <p>平成 24 年度から 26 年度までの間に四国管内で、観光まちづくりコンサルティング事業を実施した地域は、香川県三豊市、観音寺市、善通寺市、多度津町及び高知県いの町であり、次の①～④の 4 事業が実施されている。</p> <p>① 三豊市における観光地域資源を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業（平成 24 年度、事業応募者：三豊市）</p> <p>② いの町における観光地域資源を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業（平成 24 年度、事業応募者：いの町）</p> <p>③ 瀬戸内海を活用した着地旅行商品の流通促進等に関する調査事業（平成 25 年度、事業応募者：観音寺市観光協会）</p> <p>④ 四国霊場「七ヶ所まいり」を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業（平成 26 年度、事業応募者：善通寺市）</p> <p>事業を実施した地域においては、促進マニュアルに基づき、国の出先機関、旅行会社、運輸事業者等からなる 7～8 人の委員で構成されたアドバイザー会議</p>	<p>図表 2-(2)-③</p>

を開催し、①事業応募者の観光プレゼンテーション、②委員の現地視察、③事業応募者と委員との意見交換等を行い、事業応募者等に対し、観光資源の磨き直し、情報発信、広域連携等に係る提案を行っている。

#### イ アドバイザリー会議の提案に対する地域の取組状況

これら4事業におけるアドバイザリー会議の提案に対する取組状況を調査したところ、次のような状況がみられた。

① アドバイザリー会議において、「継続的、計画的な広報戦略の仕組みづくり」として、i) 広報戦略を立てる、ii) 情報の収集、iii) 発信力を強化することが提案されている。

しかし、事業応募者では、業務多忙であること等から、「継続的、計画的な広報戦略の仕組みづくり」について検討する時間的な余裕やノウハウがないとしており、これらの提案に対する取組を行っていない。

② アドバイザリー会議において、「七ヶ所まいり」でつながる広域連携として、i) 「七ヶ所まいり問合せ窓口」の整備、ii) 「七ヶ所まいり」に関する協議会の立ち上げが提案されており、また、新しい顧客層に向けた情報発信として、アクセス情報、周辺観光地情報等を掲載した「七ヶ所まいりマップ」を作成・配布することが提案されている。

しかし、事業応募者では、隣接する2市町との間で旅行商品化に対する取組姿勢に温度差があり、事業を推進していくための協議会の設置に向けた話し合いは行っているが、設置には至っていないとしており、これらの提案に対する取組を行っていない。

以上のような状況がみられる原因として、四国運輸局が、観光まちづくりコンサルティング事業について、事業終了後における、アドバイザリー会議の提案に対する地域の取組状況を把握しておらず、提案に対する取組に悩みを抱えている地域に対する効果的な支援を実施できていないことが挙げられる。

なお、四国運輸局（観光企画課）では、「地域全体の観光振興の取組状況については、市町村の観光部局職員を対象とした当局の観光施策説明会等において把握しているが、アドバイザリー会議の提案に対するその後の地域における取組状況については、詳細には把握していない。」としている。

#### 【所見】

したがって、四国運輸局は、観光支援施策の効果的な実施により地域の活性化を図る観点から、観光まちづくりコンサルティング事業の終了後における、アドバイザリー会議の提案に対する地域の取組状況を把握し、取組が低調と認められる場合は、地域の自主的な取組を促すとともに、関係者からの要望に応じて、同局に設置している「観光地域づくり相談窓口」を活用し、積極的に地域の相談に応じるなど、きめ細かな支援を行う必要がある。

図表 2-(2)-③  
(再掲)

図表 2-(2)-④

図表 2-(2)-⑤

図表 2-(1)-③  
(再掲)

### 3 関係機関の連携

通 知	説明図表番号
<p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(観光立国推進四国地区省庁連絡会議)</b></p> <p>四国地方整備局及び四国運輸局では、観光立国実現に向けて政府が一丸となって取り組んでいることから、四国地域においても、所管事業を活用して観光施策を推進している国のブロック機関が相互に連携し、今後の観光振興に積極的に関与していく必要があるとして、平成 25 年 12 月に中国四国農政局、四国経済産業局、四国地方整備局、四国運輸局、中国四国地方環境事務所を構成機関とした観光立国推進四国地区省庁連絡会議（以下「四国地区省庁連絡会議」という。）を設置している。</p> <p>同会議の設立趣意書によると、主な活動内容として、観光立国推進に向けた施策相互連携の検討、情報発信の推進検討及びその他観光振興に資する活動を行うこととしており、その活動の一環として、四国地方において観光振興に取り組んでいる地方公共団体、関係事業者等が活用できる構成機関が所管する観光支援施策について、名称、施策の目的、概要、対象者及び問い合わせ先を記載したガイドブックである「観光支援施策等（平成 26 年度）」（以下「観光支援施策ガイドブック」という。）を平成 25 年 12 月に作成し、四国運輸局のホームページに掲載するなど観光支援施策等に関する情報を発信している。</p> <p>なお、他の地域においても同様にブロックごとに省庁連絡会議（北陸信越地区については、北陸信越運輸局のホームページを確認したが、観光立国推進地区省庁連絡会議の掲載がない。）を設置し、構成機関が所管する観光施策をまとめた冊子を作成し、関係機関のホームページ等を活用した情報発信を行っている。</p> <p><b>【調査結果】</b></p> <p>今回、当局が四国地区省庁連絡会議の活動状況等を調査したところ、次の状況がみられた。</p> <p>観光支援施策ガイドブックの掲載内容が平成 26 年度当時のままとなっており、既に事業が終了している観光地ビジネス創出の総合支援事業が掲載されているなど、最新の情報となっていない。</p> <p>また、観光支援ガイドブックに掲載されている観光支援施策数も 12 施策と、近畿地区省庁連絡会議が作成している「観光・地域づくり～施策・メニュー～」に掲載されている 42 施策と比べると約 3 分の 1 となっている。</p> <p>このほか、四国地区省庁連絡会議の構成機関数は 5 機関であり、他の省庁連絡会議の構成機関数と比較すると、最多の東海地区省庁連絡会議は 8 機関、北海道地方省庁連絡会議及び近畿地区省庁連絡会議は 7 機関、東北地方連絡会議は 6 機関となっており、四国地区省庁連絡会議は、関東地区省庁連絡会議、中国地区省庁連絡会議及び九州地区省庁連絡会議と並び最少の構成機関数となっている。</p> <p>構成機関の内訳についても、訪日外国人旅行者から要望が多い観光地等における公衆無線 LAN 環境を整備する地方公共団体に対し、支援を行う観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業を所管している総合通信局が構成機関となっていない。</p>	<p>図表 3-①</p> <p>図表 3-②</p> <p>図表 3-③</p> <p>図表 3-③ (再掲)</p> <p>図表 3-③ (再掲)</p> <p>図表 3-④</p>

このような状況がみられる原因として、四国地区省庁連絡会議の事務局となっている四国地方整備局及び四国運輸局では、会議を設立して以降、2年以上が経過しているにもかかわらず、この間、同会議の開催実績がないことが挙げられる。

**【所見】**

したがって、四国地方整備局及び四国運輸局は、観光振興に取り組む地方公共団体、関係事業者等に対し、国の行政機関が所管する観光支援施策等に関する情報提供の充実を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 四国地区省庁連絡会議を設置した趣旨に鑑み、会議を開催し、構成機関と観光立国の推進に向けた連携を図ること。
- ② 国の行政機関が所管する観光支援施策の最新情報を提供するため、既存の観光支援施策ガイドブックの掲載内容を更新するとともに掲載する支援施策の増加を図るなど、掲載内容を充実すること。
- ③ 構成機関について、四国総合通信局など観光支援施策を所管する他の国の機関の追加を検討すること。

図表① 観光立国の実現に向けた国の取組等（主なもの）

年月	取組内容等
平成 15 年 1 月	小泉総理（当時）が「観光立国懇談会」を主宰
4 月	ビジット・ジャパン事業開始
18 年 12 月	観光立国推進基本法成立
19 年 6 月	観光立国推進基本計画を閣議決定
20 年 10 月	観光庁設置
24 年 3 月	観光立国推進基本計画を閣議決定
25 年 6 月	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」をとりまとめ 「日本再興戦略－JAPAN is BACK－」を閣議決定
12 月	訪日外国人旅行者数 1,300 万人達成
26 年 6 月	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014－「訪日外国人 2000 万人時代」に向けて－」をとりまとめ 「日本再興戦略改訂 2014－未来への挑戦－」を閣議決定
10 月	改正「外国人旅行者向け消費税免税制度」運用開始 （【拡充第一弾】免税対象品目拡大・手続き簡素化）
27 年 4 月	改正「外国人旅行者向け消費税免税制度」運用開始 （【拡充第二弾】免税手続きカウンター制度・クルーズふ頭の臨時販売店制度）
6 月	「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015－「2000 万人時代」早期実現への備えと地方創生への貢献、観光を日本の基幹産業へ－」をとりまとめ 「日本再興戦略改訂 2015－未来への投資・生産性革命－」を閣議決定
11 月	「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」を開催
12 月	訪日外国人旅行者数 1,900 万人達成
28 年 3 月	「明日の日本を支える観光ビジョン－世界が訪れたくなる日本へ－」を明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定
5 月	「観光ビジョン実現プログラム－世界が訪れたくなる日本を目指して－」（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム 2016）をとりまとめ

（注）観光庁の資料等に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表② 明日の日本を支える観光ビジョンー世界が訪れたい日本へー（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）〈抜粋〉

### 「観光先進国」に向けて

安倍内閣の発足から 3 年。戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワークの拡大など、大胆な「改革」に取り組んできた。

この間、訪日外国人旅行者数は 2 倍以上の約 2,000 万人に達し、その消費額も 3 倍以上となり、自動車部品産業の輸出総額に匹敵する約 3.5 兆円に達した。

今年に入っても外国人旅行者数は引き続き増加しており、各月の過去最高記録を更新し続けている。

我が国は、自然・文化・気候・食という観光振興に必要な 4 つの条件を兼ね備えた、世界でも数少ない国の一つであり、これらの豊富な観光資源を真に開花させることにより、裾野の広い観光を一億総活躍の場とすることが可能である。

観光は、まさに「地方創生」への切り札、GDP600 兆円達成への成長戦略の柱。

国を挙げて、観光を我が国の基幹産業へと成長させ、「観光先進国」という新たな挑戦に踏み切る覚悟が必要である。

このため、従来の政府目標を大幅に前倒しし、かつ、質の高い観光交流を加速させるべく、以下の新たな目標に向かって進んでいくこととする。

★訪日外国人旅行者数	2020 年：4,000 万人	2030 年：6,000 万人
	<u>アクション・プログラム 2015</u> （従来目標：2020 年 2,000 万人、2030 年 3,000 万人）	
★訪日外国人旅行消費額	2020 年：8 兆円	2030 年：15 兆円
	<u>アクション・プログラム 2015</u> （従来目標：2,000 万人が訪れる年に 4 兆円）	
★地方部（三大都市圏以外）での外国人延べ宿泊者数	2020 年：7,000 万人泊	2030 年：1 億 3,000 万人泊
★外国人リピーター数	2020 年：2,400 万人	2030 年：3600 万人
★日本人国内旅行消費額	2020 年：21 兆円	2030 年：22 兆円

めざせ！観光先進国。すなわち、全国津々浦々その土地ごとに、日常的に外国人旅行者をもてなし、我が国を舞台とした活発な異文化交流が育まれる、真に世界へ開かれた国。

そこでは、次々と新たなサービスの創造やイノベーションが起こり、地域の産業・経済の足腰が強化されるといった好循環が創出される。

そのためには、まず、我が国の豊富で多様な観光資源を、誇りを持って磨き上げ、その価値を日本人にも外国人にも分かりやすく伝えていく必要がある。そして、観光の力で、地域に雇用を生み出し、人を育て、国際競争力のある生産性の高い観光産業へと変革していく必要がある。さらに、CIQ や宿泊施設、通信・交通・決済等といった受入環境整備を早急に進める必要がある。あわせて、高齢者や障がい者等を含めた、すべての旅行者が「旅の喜び」を実感できるような社会を築いていく必要がある。

これらを踏まえ、「観光ビジョン」においては、「観光は、真に我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱である」との認識の下、以下の3つの視点を柱とし、10の改革をとりまとめた。

「観光先進国」の実現に向け、政府一丸、官民を挙げて、常に先手を打って攻めていく。

視点1 観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に

視点2 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

視点3 すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

(注) 1 下線は、四国行政評価支局が付した。

2 〰線は、四国行政評価局が加筆した。

図表③ 訪日外国人旅行者数の推移

(単位：万人)

区分 年	訪日外国人旅行者数	前年との増減数	備考（主な出来事）
平成 20	8 3 5	0	観光庁設置
21	6 7 9	▼1 5 6	リーマンショックなど
22	8 6 1	1 8 2	
23	6 2 2	▼2 3 9	東日本大震災
24	8 3 6	2 1 4	観光立国推進基本計画を閣議決定
25	1, 0 3 6	2 0 0	
26	1, 3 4 1	3 0 5	免税対象品目拡大等
27	1, 9 7 4	6 3 3	
28(上半期)	1, 1 7 1	—	(平成 28 年 1 月～6 月)

(注) 1 観光庁の資料等に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 ▼はマイナスを表す。



図表④ 観光立国推進基本計画（平成24年3月30日閣議決定）〈抜粋〉

第4 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化

観光立国の実現のため、

国は、観光が我が国の経済成長を牽引し、地域経済に活力を与えるという成長戦略の柱としての役割を果たすよう、地方公共団体、観光・交通関係団体・事業者、経済界、マスコミ等幅広い関係者と連携し、オールジャパンの取組で観光立国を実現するべくリーダーシップを発揮するものとする。

具体的には、観光立国推進本部の下、関係省庁が連携して、戦略的に必要な施策を策定し、スピード感を持って実施されるよう工程管理を行う。この際、観光庁が主導的な役割を果たすものとする。

また、観光は、地方公共団体や民間が中心的な役割を果たすことが基本であるが、国は、今後の発展が見込める成長の芽を戦略的に取り込む分野について、先導的な役割を果たすとともに、シンクタンク的な役割を果たすべく、統計の整備・利活用の推進、諸外国の動向把握、国内外の先進事例の収集を行い、幅広い知見に基づき、地方運輸局をはじめとする関係する国の地方支分部局から地域の行政・民間事業者の取組に対して助言を行う。地方公共団体や民間の先進的な取組については、これを支援し、ひいては国全体のレベルが向上することを狙う。

地方公共団体は、国内外の多様なニーズに応えることができる豊富な観光資源を有していることを再認識し、国内外からの観光旅行者を歓迎するまちづくりに努める。また、地域内の多様な関係者（観光産業、農林水産業、商工業、行政、NPO等）と連携しながら、ネットワーク作りの先頭に立ち、他地域の先進的事例を参考としつつ、地域の特性に合った手法を創り出し、さらに、施策の効果的な実施を図るため、広域的な連携協力や地域間の連携協力を一層推進するよう努める。

住民は、観光立国の実現が、観光交流の拡大により精神活動を含めて生活の質の充実に貢献すること、我が国の歴史的・文化的価値を再認識するプロセスであり、日本の魅力の再活性化にもつながることを認識し、国内外の観光旅行者を「おもてなしの心」をもって迎えるよう努める。

観光・交通関係事業者は、観光の魅力が相対的に低下している中、魅力ある商品の提供やサービスの質の向上を図ることにより、観光旅行者の関心を引き込む。また、多様な関係者と連携しながら、観光地域づくりに参画し、客観的なデータに基づくマネジメントを行うことにより、観光地域づくりの自律的な進展を促しつつ、地域の雇用・経済を支えていく。そして、持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、満足度の高い魅力ある観光地域の形成に努める。

2～3 （略）

4 地域単位の計画の策定

各地域において、観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画が策定されている。観光立国の実現のためには、本基本計画や観光をめぐる情勢の変化等を踏まえ、必要な計画の策定や見直しを行うことが望まれる。

この地域単位の計画については、地方運輸局をはじめとする関係する国の地方支分部局は積極的に支援・協力を行うものとする。

（注）下線は、四国行政評価支局が付した。

図表⑤ 四国運輸局が実施する観光振興策

## 1 国際観光の振興

### (1) ビジット・ジャパン事業

四国運輸局において定めた「V J 地方連携事業四国ブロック戦略」に基づき、四国の認知度アップと誘客促進を図るため、関係地方公共団体と連携して、四国の特色を活かした旅の魅力をアピールし、「四国ブランド」の構築を目指して、スローツーリズムや長期滞在型の癒しの提供、サイクリングやゴルフなどの参加・体験型観光の旅行需要の開拓、四国のアート、温泉、祭り等の魅力の発信等様々なビジット・ジャパン地方連携事業を展開している。

### (2) 広域観光周遊ルート形成促進事業

テーマ性・ストーリー性を持った魅力ある観光地域のネットワークを強化し、広域観光周遊ルートの形成により訪日外国人旅行者の周遊を促進し、地域の活性化を図る。四国関係では、「スピリチュアルな島～四国遍路～」と「せとうち・海の道」の二つのルートが平成27年6月に大臣認定されている。事業内容は、事業計画策定・マーケティング、受入環境整備・交通アクセス円滑化、滞在コンテンツの充実、対象市場に向けた訪日プロモーションなどがあり、目的達成のために必要な事業を実施している。

## 2 国内観光の振興

### (1) 観光地域ブランド確立支援事業

国内外から選考される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組を支援している。

### (2) 観光まちづくりコンサルティング事業

地域の自主的な「観光マーケティング活動」を、観光素材の旅行商品化・流通を業としている旅行会社の知見等を活用し、お互いの連携・協働により魅力ある観光地域づくりを推進するため、四国運輸局及び四国地方整備局では「四国観光アドバイザー会議」を設置し、「観光マーケティング戦略シート」を基に地域の具体的な観光振興への取組等を収集・整理し、集中的なコンサルティングを行う地域を選定するとともに、旅行商品化に向けた具体的提案などのアドバイスを行っている。

### (3) 観光ビジネス創出の総合支援

地域経済の活性化を図るためには、旅行者の滞在時間を拡大することが不可欠であり、地域自らが自立的・継続的に着地型旅行商品を開発・販売できる仕組みが必要である。自ら販路を開拓し、収益をさらなる着地型旅行商品に充てることが可能となるビジネスモデルを構築するための支援を行っている。

### (4) 地域資源を活用した観光地魅力創造事業

地域の観光資源を世界レベルまで磨き上げるとともに、観光地域づくりの中心となる組織・機

能の確立を推進するために地域資源を活用した観光地魅力創造事業を実施している。

(5) 四国へのロケーション誘致支援

ジャパン・フィルムコミッション四国ブロック会議等において、四国各県の FC (FilmCommission) と連携を進め、FC 活動の活性化を支援している。

(6) 観光地方セミナーの開催

着地型観光に係る有識者等によるセミナー等を通じ、観光地域づくりに取り組もうとしている人材への着地型観光の概念の普及・啓発及び地域資源を生かした商品（着地型旅行商品等）づくりの意義の啓発を図るとともに、セミナー参加者相互のネットワーク化を図ることを目的にセミナー等を開催している。

(7) 四国語り部交流会の開催

歴史・文化道推進協議会との共催で、四国各地で活躍する語り部（観光ボランティアガイドなど）の、相互交流・連携を深め、四国内でのネットワーク化を推進するため「四国語り部交流会」を開催している。本会は、単に四国内の語り部の交流にとどまらず、四国外の先進地の語り部や観光関係者などを招き、人材育成、広域連携のあり方等意見交換を行い、四国における語り部活動の充実、強化等一層の盛り上げを図るものである。

(注) 四国運輸局の業務要覧（平成 27 年度版）に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表⑥ 訪日外国人旅行者数 2000 万人の受入に向けた地方ブロック別連絡会の設置・開催について

「訪日外国人旅行者数 2000 万人の受入に向けた地方ブロック別連絡会」  
の設置・開催について

1 昨年 6 月に決定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」の実施に政府一丸、官民一体となって取り組んだ結果、訪日外国人旅行者数は順調な伸びを見せ、2014 年の訪日外国人旅行者数が 1,300 万人を超えたことは極めて喜ばしい。

一方、訪日外国人旅行者が、かつてないペースで急増するのにあわせて、訪日外国人旅行者を円滑に受け入れることが出来るよう、今のうちから、地域毎に現状と課題をしっかりと把握し、必要な手立てを迅速に講じていかなければならない。

こうした観点から、各ブロックの地方運輸局、地方整備局、地方航空局が連携して、下記の項目を中心にブロックごとの現状を十分に把握するとともに、2000 万人の外国人旅行者を受け入れるにあたって早急に引き上げる必要がある事項についてはその改善を図り、訪日外国人旅行者 2000 万人を万全の体制で迎えるべく、地方ブロック別連絡会（以下「連絡会」という）を設置・開催する。

(1) 訪日外国人旅行者が急増する中で、外国人のスムーズな訪日・入国を可能とし、訪日外国人旅行者の増加を更に加速していくための、

- ・空港容量（発着回数）、空港における CIQ 要員・スペース（出入国動線、出入国審査場等）、航空座席供給数の確保
- ・クルーズ船の寄港増・大型化への対応、港における CIQ 要員・スペース（旅客上屋等）の確保

(2) 訪日外国人旅行者が急増する中で、外国人が日本国内を快適に移動・宿泊し、地域の食や文化、自然を存分に体験出来るようにするための、

- ・貸切バス（車両・ドライバー）、宿泊施設、通訳ガイド等の確保
- ・クルーズ船発着港や観光施設周辺のバス駐車スペースの確保
- ・空港・港湾や主要観光地へのアクセス道路の整備
- ・道路空間・水辺空間の賑わい創出等、柔軟な利用
- ・まち歩きやサイクリングが楽しめる観光まちづくり
- ・観光地や都市部の道路、駅前広場、交通機関等における移動円滑化（バリアフリー）
- ・公共交通機関、道路、観光地における多言語対応の強化（標識・サイン・観光案内板）
- ・観光案内所、道の駅、みなとオアシス等の観光案内機能の向上・ネットワーク強化
- ・無料公衆無線 LAN 環境（Wi-Fi 環境）の整備
- ・ムスリム対応の強化等

※この他、宿泊施設はじめ関係事業者へのおもてなし意識の浸透や、訪日外国人旅行者への日本の風習・習慣の周知等について必要に応じて、議論を行う。

2 連絡会の構成員は、地方ブロックの地方運輸局、地方整備局、地方航空局、並びに関係者（下記の例を参照）とする。但し、必要があると認めるときは、構成員を追加又はその他の関係者に出席

を求めることとする。

[関係者例]

- ・ 地方自治体（都道府県、政令指定都市）
- ・ 空港・港湾・道路管理者
- ・ 日本観光振興協会
- ・ 交通事業者、旅行者、ホテル・旅館事業者
- ・ 各地域の関係事業者団体等

3 連絡会では、地方運輸局・地方整備局・地方航空局が密接に連携して、主体的に前述の課題に取り組むこととし、その際、課題ごとにワーキンググループを設置・活用することとする。

2月より順次、地方ブロック別連絡会を立ち上げ、現状把握・課題整理を実施し、6月までを目処に対応策の中間とりまとめを作成した上、年内に進捗状況を確認し、とりまとめを行う。

その後も2000万人の受入に向けて、連絡会及びワーキンググループを活用して、各ブロックにおける訪日外国人旅行者の受入に関する状況把握、課題解決を実施する。

[当面の作業イメージ]

2月～ ・ 地方ブロック別連絡会を立ち上げ、課題別ワーキンググループを活用して、現状把握と課題の整理  
・ 予算・制度面を含め、必要な対応策を検討



6月 ・ 対応策の中間とりまとめ



(順次、施策を実施)

年内 ・ 進捗状況を確認、とりまとめ

4 . 連絡会の庶務は、地方運輸局・地方整備局において共同で処理する。

図表⑦ 徳島県における観光振興に係る計画（概要）

計画名	徳島県観光振興基本計画（第2期）		
策定主体	徳島県	計画期間	平成27年度から30年度までの4年間
<p>【観光への取組方針等】</p> <p>1 将来の観光を担う人材の育成  (1)観光に対する理解と関心の醸成、(2)「おもてなしの心」を生かした観光客の受け入れ、(3)観光の振興に寄与する人材の育成</p> <p>2 「阿波とくしま」の魅力あふれる観光地づくり  (1)住んでよし、訪れてよしの観光地づくり、(2)観光資源の育成、(3)郷土料理や物産など総合的な魅力向上、(4)地域の観光振興に関する総合力の向上、(5)自然環境及び良好な景観の保全、(6)観光客の利便性の向上、(7)安全及び安心の確保</p> <p>3 新たな観光旅行の開拓と滞在型観光の推進  (1)新たな観光旅行の開拓、(2)観光客の滞在促進</p> <p>4 情報発信の強化による「観光とくしまブランド」の確立  (1)徳島県の魅力に関する情報発信、(2)様々なマスメディアによる魅力の発信、(3)旅行商品づくり</p> <p>5 国際観光の推進  (1)国、地域の特性に合わせた誘客の推進、(2)効果的な情報発信、(3)MICEの誘致、(4)ニューツーリズムの推進、(5)受入環境の整備、(6)海外との相互交流</p> <p>6 広域観光の推進  (1)広域的な観光地の形成、(2)四国4県、関西圏及び瀬戸内エリア等での連携</p> <p>7 「阿波とくしま」らしいにぎわいの創出  (1)イベントの開催などによる集客、(2)コンベンション誘致、(3)スポーツによるにぎわいづくり</p>			

(注) 徳島県の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表⑧ 香川県における観光振興に係る計画（概要）

計画名	新・せとうち田園都市創造計画～成長、信頼・安心、笑顔の香川をめざして～		
策定主体	香川県	計画期間	平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間
<p>【観光への取組方針等】</p> <p>1 観光かがわの推進</p> <p>(1) 滞在型観光の推進</p> <p>県内全域を圏域とする「香川せとうちアート観光圏」において「世界の宝石」とも称される瀬戸内海という地域資源と、圏域内に集積しているアートや文化資源を活用し、国内外からの観光客の方々が滞在・周遊し、本県の魅力を十分に感じていただけるよう、観光客を引きつける滞在型プログラムの企画を進めるとともに、サービスの向上や受入態勢の充実に取り組むなど、圏域内での 2 泊 3 日以上での滞在型観光を推進する。</p> <p>(2) 顧客満足度向上</p> <p>全県的な「香川おもてなし運動」を展開することにより、四国遍路で育まれてきた「おもてなしの心」のより一層の向上に努めるとともに、県内各観光地の情報を発信したり、無料公衆無線 LAN サービス「かがわ Wi-Fi」のスポットを拡大するなど観光客の受入環境の整備に努め、県外・海外の観光客の満足度と利便性の向上を図る。</p> <p>(3) 広域観光の推進</p> <p>「瀬戸内ブランド」の形成に向け、国内外へのプロモーションや瀬戸内クルーズ、瀬戸内ツーリズムなどに瀬戸内を共有する 7 県が連携して取組む。また、四国の広域観光組織である四国ツーリズム創造機構との連携により、四国が一体となった効果的な情報発信や誘客活動を展開し、県外観光客の獲得につなげる。</p> <p>(4) 戦略的な情報発信</p> <p>本県の認知度やブランド力をさらに向上させるとともに、本県を「訪れてみたい」と思わせるよう、瀬戸内海やアート、食、地場産品など、本県の様々な魅力や楽しみ方を幅広く紹介するプロモーションコンテンツを製作する。</p> <p>(5) 海外観光客誘致の推進</p> <p>海外の旅行業者等と密接に連携し、対象市場毎のニーズ等に応じた戦略的な情報発信・誘客活動を実施するとともに、近隣県と広域的な連携によるプロモーション活動に取り組む。また、外国人観光客が快適に旅行できるよう、受入環境の一層の充実・強化に努める。</p>			

(注) 香川県の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表⑨ 愛媛県における観光振興に係る計画（概要）

計画名	第2期愛媛県観光振興基本計画		
策定主体	愛媛県	計画期間	平成28年度から32年度までの5年間
<p>【観光への取組方針等】</p> <p>1 愛媛ブランド確立による観光資源の魅力向上</p> <p>(1) 愛媛ブランドの確立（オンリーワン愛媛）</p> <p>①サイクリング観光の推進、②四国遍路の世界遺産登録推進、③県内主要観光エリアの魅力向上、④新たな観光資源の発掘とストーリー化</p> <p>(2) 観光資源の魅力向上</p> <p>⑤着地型観光プログラムの育成、⑥滞在型観光・ニューツーリズムなど多様な観光の推進、⑦観光にやさしいまちづくりの推進</p> <p>2 インパクトのある観光PRの展開等による誘客機能の強化</p> <p>(1) 愛媛の認知度の向上と観光客層に応じた情報発信</p> <p>⑧インパクトのあるテーマに沿った総合的な観光プロモーションの展開、⑨観光と物産の一体的な情報発信、⑩メディア、スマホ、SNS等を通じた的確な発信、⑪コンテンツを活用した情報発信</p> <p>(2) 誘客機能の強化</p> <p>⑫えひめファンづくり、⑬広域連携による誘客促進、⑭物語性のある旅行商品造成、⑮多様化する観光客のニーズに対応した的確な誘客活動、⑯公共交通機関との連携</p> <p>3 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際観光の一層の推進</p> <p>(1) 海外での認知度の向上と外国人観光客の受入環境の整備</p> <p>⑰東アジア、東南アジア等をターゲットとした誘客・プロモーションの展開、⑱おもてなしの心を伝える外国人観光客受入環境の充実・強化、⑲訪日外国人誘客につながる観光資源の発掘、活用と情報発信</p> <p>(2) 広域連携による外国人観光客の誘致促進</p> <p>⑳広域観光周遊ルート等を活用した誘客促進、㉑近隣県と連携した国のビジット・ジャパン連携事業による誘客、㉒東京都等と連携した外国人観光客の本県への誘導</p> <p>4 地域の総力を挙げた取組みの推進</p> <p>㉓観光人材の育成及びおもてなしの取組みの強化、㉔住民・民間・行政が連携した推進体制の整備、㉕異業種・異分野における、観光を意識した取組みの強化</p>			

(注) 愛媛県の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。



図表⑩ 高知県における観光振興に係る計画（概要）

計画名	第3期高知県産業振興計画		
策定主体	高知県	計画期間	平成28年度から31年度までの4年間
<p>【観光への取組方針等】</p> <p>1 戦略的な観光地域づくり</p> <p>(1) 歴史と食を一体的に連動させた戦略的な観光地づくり</p> <p>(2) 豊かな自然を活かしたアウトドア拠点の整備</p> <p>(3) 官民の一層の連携による広域観光組織の体制及び機能の強化</p> <p>(4) 自然環境を活かしたスポーツツーリズムの推進</p> <p>2 効果的なセールス&amp;プロモーション</p> <p>(1) 効果的な広報・セールス活動の展開</p> <p>(2) 自然環境を活かしたスポーツツーリズムの推進（再掲）</p> <p>(3) コンベンション等（MICE）の誘致活動の強化</p> <p>3 OMOTENASI（おもてなし）の推進</p> <p>国内外からの観光客の満足度をさらに高めるための受入環境整備（クルーズ船の受入対応を含む）</p> <p>4 国際観光の推進</p> <p>(1) 効果的な広報・セールス活動の展開（再掲）</p> <p>(2) 外国人向け旅行商品づくりの抜本強化</p> <p>(3) 四国4県が連携した広域国際観光（広域観光周遊ルート）の推進</p> <p>(4) 2020年東京オリ・パラに向けた「よさこい」の戦略的な活用</p> <p>5 事業者の強化と観光人材の育成</p> <p>観光産業を支える事業者の強化や人材の育成と商品造成功力の向上</p>			

（注） 高知県の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表⑪ 広域観光周遊ルートの形成計画概要

## 「スピリチュアルな島 ～四国遍路～」形成計画概要

四国ツーリズム創造機構

名称・コンセプト	対象地域の地図
<p>(主題)スピリチュアルな島 ～四国遍路～ Spiritual Island ～SHIKOKU HENRO～</p> <p>(副題) 1200年の歴史と文化に触れ合う旅 Touch the history and culture for over 1200 years</p> <p>(コンセプト) ・四国遍路とお接待の心の文化 ・日本の原風景が残る未知なる観光地 ・1200年の歴史や文化に触れる旅</p> <p><b>申請者(事業実施体制)</b></p> <p>申請者: 四国ツーリズム創造機構 会長 松田 清宏 事務局: 四国ツーリズム創造機構 事業推進本部 構成員: 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、(株)ITB中国四国、四国経済連合会、四国電力(株)、四国旅客鉄道(株)、全日本空輸(株)、日本航空(株)、(株)日本旅行など</p> <p><b>目標設定・成果把握</b></p> <p>目標: 2020年までに四国4県外国人延べ宿泊者数を2013年の3倍にあたる66万人泊へ 成果把握: 観光庁の宿泊旅行統計調査、ALL SHIKOKU Rail Passの発売状況、主要観光施設の入込数</p> <p><b>事業の概要</b></p> <p>広域で取り組む主な事業</p> <p>(1) 事業計画策定・マーケティング ブーム【量】でなく、持続性【質】を重視し、個人旅行者(FIT)を中心としたプロモーション計画を策定</p> <p>(2) 受入環境整備・交通アクセスの円滑化 トイレの設置場所の情報提供など</p> <p>(3) 滞在コンテンツの充実 着地型商品の開発(お寺+観光地巡り、歩き遍路体験など)</p> <p>(4) 対象市場に向けた情報発信・プロモーション 四国に在住する外国人の目線で魅力や観光資源を取材し、SNSを活用して情報発信する(お遍路・お祭りなど)</p>	<p>SHIKOKU HENRO</p> <p>地図の凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広域観光拠点地区</li> <li>■ 主要広域観光ルート</li> <li>■ 広域観光促進地域</li> <li>✈️ 主要ゲートウェイ施設</li> </ul>

(注) 観光庁の資料による。

図表⑫ 四国への新幹線導入に向けて国への要望状況

年月	要望先	要望の内容
平成 27 年 6 月	国土交通省	四国の新幹線の整備計画格上げに向けた国の調査実施。
8 月	財務省、 国土交通省、 自民党本部	四国の新幹線の整備計画格上げに向け、国による調査を実施するための予算措置。
12 月	国土交通省	同上
28 年 6 月	国土交通省 自民党	同上 同上

(注) 四国経済連合会の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表⑬ 四国の主要観光地等への入込・利用状況の推移

(単位：人、台)

年度 県別	平成 23	24	25	26	27
徳島県	3,137,891	3,163,780	3,056,923	3,152,285	3,342,881
香川県	6,410,705	6,570,670	6,699,962	6,863,610	6,701,515
愛媛県	3,412,918	3,544,880	3,521,930	3,755,534	3,894,155
高知県	1,706,533	1,562,256	1,533,249	1,431,651	1,542,495
四国合計	14,668,047	14,841,586	14,812,064	15,203,080	15,481,046

(注) 1 四国運輸局の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 各県の15か所の計60か所の主要観光地等への入込・利用客数である。なお、各県及び4県の合計値は、単位が異なったまま合算しているため注意を要する。

図表⑭ 四国の外国人延べ宿泊者数の推移

(単位：人泊、%)

年 県別等	平成 23	24	25	26	27
徳島県	19,310 (0.11)	45,090 (0.17)	32,310 (0.10)	35,940 (0.08)	58,340 (0.09)
香川県	36,570 (0.20)	43,090 (0.16)	95,830 (0.29)	142,710 (0.32)	210,470 (0.32)
愛媛県	38,890 (0.21)	62,660 (0.24)	67,020 (0.20)	64,120 (0.14)	106,850 (0.16)
高知県	16,480 (0.09)	33,640 (0.13)	24,820 (0.07)	38,590 (0.09)	65,890 (0.10)
四国合計	111,250 (0.60)	184,480 (0.70)	219,980 (0.66)	281,360 (0.63)	441,550 (0.67)
全国	18,415,690 (100)	26,314,340 (100)	33,495,730 (100)	44,824,600 (100)	65,614,600 (100)

(注) 1 観光庁「宿泊旅行統計調査」に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 ( ) 内の数値は全国に占める割合を表している。

図表 1-(1)-① 観光立国推進基本計画（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定）〈抜粋〉

2-2 オールジャパンによる訪日プロモーションの実施

- ・諸外国との誘致競争に勝ち抜くためには、これまでの 5 大市場を中心としたプロモーションに加え、今後の顕著な成長拡大が見込める東南アジアをはじめとする新興国の中間層、平均滞在日数の長い欧米豪市場、莫大な消費が期待される富裕層市場の誘客を効果的・効率的に拡大する必要がある。
- ・このためには、これまで以上に、限られた資源で高い効果をあげることが求められており、
  - ①既存のプロモーションの枠組・手法にとらわれない海外消費者の趣向に即した、より機動的・効果的なプロモーション手法の追求、
  - ②観光庁・日本政府観光局のみならず、在外公館をはじめとする関係各省庁、地方公共団体、経済界における連携強化によるオールジャパンによる訪日プロモーション体制の実現が求められている。
- ・また、これら官民、国と地方が一体となった効果的プロモーション活動に当たっては、その基盤として、各市場の現場レベルでのきめ細かな情報収集・営業活動が不可欠であり、これを担う専門性の高い職員からなる日本政府観光局海外事務所の体制強化を行う。
- ・さらに、観光産業においてインバウンドが経営の柱となるための方策を検討する。

ビジット・ジャパン・キャンペーンを開始した平成 15 年以降、関係省庁をはじめとする関係者間の連携を図りつつ、訪日プロモーションを実施した結果、訪日外国人旅行者数は着実に増加したが、平成 22 年までに 1,000 万人との目標達成はならなかった。これは、マクロ経済・外交関係等の外的要因による影響が大きい、既存のプロモーションの枠組・手法にとらわれていた面があること、観光産業も含め訪日プロモーションへの参加の広がりが限定的であったことも否めない。

訪日プロモーションは「新成長戦略」等に掲げられた国家的プロジェクトである。このような基本的認識に立ち、外国人旅行者の誘致競争が国際的にますます激化する中において、我が国として、将来的に 3,000 万人を目指すことを視野に入れつつ、平成 28 年までに 1,800 万人の誘致目標を実現するには、これまでの 5 大市場（韓国、中国、台湾、米国、香港）を中心としたプロモーションに加え、今後の顕著な成長拡大が見込める東南アジアをはじめとする新興国の中間層、平均滞在日数の長い欧米豪市場、莫大な消費が期待される富裕層市場からの誘客を効果的・効率的に拡大する必要がある。

このためには、より機動的・効果的なプロモーション手法を追求するとともに、訪日プロモーション関係者の連携強化や海外現地における活動を中心に据えた体制の強化等を図ることが必要である。

(以下略)

(注) 下線は四国行政評価支局が付した。

図表 1-(1)-② 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014—「訪日外国人 2000 万人時代」に向けて—（平成 26 年 6 月 17 日観光立国推進閣僚会議決定）及び「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）〈抜粋〉

観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014—「訪日外国人 2000 万人時代」に向けて—（平成 26 年 6 月 17 日観光立国推進閣僚会議決定）

観光は、急速な成長を遂げるアジアをはじめとする世界の需要を取り込むことによって、日本の力強い経済を取り戻すための柱である。加えて、人口の減少・少子高齢化が進展する中、国内外からの交流人口の拡大によって地域の活力を維持し、社会を発展させるとともに、諸外国との双方向の交流により、国際相互理解を深め、国際社会での日本の地位を確固たる物とするためにも、きわめて重要な分野である。

（中略）

2020 年に向けて、2000 万人の高みを目指すためには、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会」の開催という、またとない機会を活かし、世界の人々を惹きつけて、東京のみならず、全国津々浦々に開催効果を波及させるべく、～（中略）～ より科学的なマーケティングによって戦略的なインバウンド施策を展開するほか、訪日旅行の安易化の鍵となるビザ要件の緩和や、外国人旅行者の受入環境整備、外国人ビジネス客の取り込み等、目標達成に必要な環境を徹底的に整えることが必要である。

このため、

- ①「2020 年オリンピック・パラリンピック」見据えた観光振興
- ②インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組
- ③ビザの緩和など訪日旅行の容易化
- ④世界に通用する魅力ある観光地域づくり
- ⑤外国人旅行者の受入環境整備
- ⑥MICE の誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込み

の柱を立て、それぞれの分野に存在する隘路を打開するための施策を効果的に講じつつ、政府一丸、官民一体となった取り組みを強力に進めていく必要がある。

（中略）

## 2. インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組

訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みに向けて、これまでとは異次元の政策的取組が必要となる。2020 年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、既に多くの業界において、訪日外交人旅行者の増加を自らのビジネスに結びつけようと模索が始まっている。こうした機運を積極的に取り込み、インバウンド推進の担い手の幅を大きく広げ、様々な分野の新しいアイデアや技術を生かしながら、日本が世界に誇る魅力あるモノ・サービスのブランド力・マーケティング力の総力を結集して、より高次元なインバウンド政策の推進を目指す。

訪日プロモーションの実施にあたり、これまで以上に科学的なマーケティングを行い、わが国が世界に誇るコンテンツを外国人目線でデザインし、「質の高い」日本ブランドとして作り上げ、発信していく。

（中略）

### (3) 訪日プロモーションの新たな切り口での展開

- ・「質の高い」日本の魅力を広めてくれる成熟した訪日旅行者層（「目利き」）へのプロモーションを強化する【新規】
- ・多くの外国人に青少年のうちから日本のよき理解者となってもらい、将来に向けて長期的視点で訪日客層を形成する観点から、教育旅行の誘致など若年層の交流拡大に向けたプロモーションを実施する。【新規】

(以下略)

## 「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

### 二. 戦略市場創造プラン

#### テーマ 4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

##### (3) 新たに講ずべき具体的施策

日本再興戦略に掲げた「2013 年に訪日外国人旅行者 1,000 万人」の目標を達成したことを受け、また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催という絶好の機会を捉え、2020 年に向けて、訪日外国人旅行者数 2,000 万人の高みを目指すこととし、これを KPI に加える。

そのため、本年 6 月に観光立国推進閣僚会議において決定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」に基づき、以下のような施策に取り組む。

- ・2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えた観光振興
- ・インバウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取組
- ・ビザの緩和など訪日旅行の容易化
- ・世界に通用する魅力ある観光地域づくり
- ・外国人旅行者の受入環境整備
- ・MICE の誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込み

これら施策のうち、KPI 達成に向け、特に新たに講ずべき具体的施策としては以下のとおり。

##### ①2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えた観光振興及びインバウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取組

(中略)

- ・訪日外国人旅行者数 2,000 万人の高みに向けて、外部のマーケティング専門家等が参画するマーケティング戦略本部を観光庁に設置し、より科学的なマーケティングを実施する。
- ・訪日プロモーション事業について、2015 年度より日本政府観光局(JNTO)を実施主体として現地における迅速な意思決定を実現するとともに、対象市場を戦略的に拡大し、今後の成長が見込める中国沿岸部・内陸部、東南アジア、インド、ロシア等へのプロモーションを強化する。

(以下略)

(注) 下線は四国行政評価支局が付した。

図表 1-(1)-③ 平成 26 年度地方連携事業の計画策定に向けたスケジュール

平成 25 年	8 月	(V J 地方連携事業実施方針の決定)
	9 月	V J 地方連携事業 募集開始 (中旬)
	10 月	
	11 月	<p>V J 地方連携事業 締め切り (上旬)</p> <p>調整 ↑ (運輸局と連携先とのヒアリング)</p> <p>↓ (運輸局から観光庁へ事業計画 (案) 提出 (下旬))</p> <p style="text-align: center;">厳守</p>
	12 月	<p>(運輸局と観光庁のヒアリング及び査定)</p> <p>意見 ↑</p> <p>↓ JNTO 照会</p>
26	1 月	<p>回答 ↓ (運輸局から観光庁へ事業計画 修正 (案) 提出 (上旬))</p> <p>↑ (観光庁から査定額の通知 (下旬))</p>
	2 月	<p>通知 ↓ (観光庁から査定額の通知 (中旬))</p> <p>運輸局から連携先へ予算額決定通知 (中旬)</p> <p>観光庁へ 26 年度事業計画の確定及び通知</p>
	3 月	
	4 月	26 年度事業開始

(注) 四国運輸局の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表 1-(1)-④ V J 地方連携事業実施方針

年度 区分	平成 26	27
訴求内容とターゲットの合致	地方の具体的な特色や資源が、具体的にどの国のどの層へ訴求するか、分析が明確で高い効果が期待できる計画であること。	地方の具体的な特色や資源が、具体的にどの国のどの層へ訴求するか、分析が明確で高い効果が期待できる計画であること。事業計画の策定に当たっては、平成 26 年度市場別訪日プロモーション方針（平成 26 年 7 月マーケティング戦略本部決定）や、日本政府観光局（JNTO）からの意見を勘案すること。
広域連携	広域での事業構築・連携が行われていることを基本とする。ただし、全国に先駆ける先導的な事例であって、広域に対して波及効果が期待される事業においては、その限りではない。	広域での事業構築・連携が行われていることを基本とする。ただし、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014」（平成 26 年 6 月 17 日観光立国推進閣僚会議決定）の趣旨に沿う事業であって、広域に対して波及効果が期待される事業においては、この限りではない。
事業の重点化	以下のいずれかに該当するものは、重点的に実施すること。 ① 全国に先駆ける先導的な取組等により、外国人旅行者を受け入れる環境を整えているもの。 ② 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」（平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議決定）の「1. 日本ブランドの作り上げと発信（2）クールジャパンと一体となった日本ブランドの発信」の趣旨に沿うもの。	以下に該当する事業は、重点的に実施すること。 ① 「地方空港イン・アウト」の広域周遊ルート（地方空港を玄関口として、地方の観光地域を周遊する観光ルートや、首都圏空港等を玄関口として、地方の観光地域を周遊する観光ルート）の発信を行うもの ② その他、東京やゴールデンルートなど、訪日外国人の需要が集中している地域や時期を分析し、訪日需要の分散化を図るもの
地域の方針・計画との合致	当該地域の中長期的な外国人訪日促進の方針や計画に即したものであって、V J 地方連携事業の実施により、当該計画の加速や地域の総意の結集に資するものであること。	当該地域の中長期的な外国人訪日促進の方針や計画に即したものであって、V J 地方連携事業の実施により、当該計画の加速や地域の総意の結集に資するものであること。



年度 区分	平成 26	27
事業成果の把握	より具体的な効果が得られる事業とするため、戦略的に事業を企画・展開すること。事業実施後のアウトカムや事業成果を把握し、PDC Aサイクルを確立すること。当年度以前の事業成果を企画に活かすこと。	より具体的な効果が得られる事業とするため、以下の点に留意し、戦略的に事業を企画・展開すること。 ① 受託事業者からの報告等を通じて、全ての事業について成果指標の把握を徹底すること。 ② V J 地方連携事業の趣旨に鑑み、国費を負担する事業のみならず、連携先の地域が負担する事業についても、地域と調整し、成果指標を共有すること。 ③ 旅行会社やメディアの招請事業については、招請社に対し、訪問した観光地の評価等を内容とするアンケート調査を必ず実施し分析を行うこと。 ④ 過去に実施した事業の成果指標等を分析し、事業計画の策定に活かすこと。
予算の上限	地方連携事業の実施に当たっては、国は総費用の 2 分の 1 を上限に負担することとし、地域（地方自治体・観光協会・民間事業者等）と連携すること。なお、ここでいう総費用とは、連携先の旅費を含めない。	V J 地方連携事業の実施に当たっては、国は総費用の 2 分の 1 を上限に負担することとし、地域と連携すること。なお、ここで言う総費用には、V J 事業の実施に真に必要な範囲に限り、連携先の旅費を含めても良いものとする。
対象市場	25 年度 V J 事業の 14 市場（中国、韓国、台湾、米国、香港、豪州、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、カナダ、英国、フランス、ドイツ）	平成 26 年度の V J 事業の 14 重点市場（中国、韓国、台湾、米国、香港、豪州、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、カナダ、英国、フランス、ドイツ） ※平成 27 年度の重点市場として 6 市場（フィリピン、ベトナム、インド、ロシア、イタリア、スペイン）を追加要求しているが、実施希望があれば、予め当局へ相談すること。

(注) 観光庁の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表 1-(1)-⑤ V J 地方連携事業の仕様書<抜粋>

仕様書

1. 事業名

【Japan. Endless Discovery. 四国インバウンド・フェア 2014】

2. 事業の概要

省略

3. 業務委託内容

省略

4. フォローアップ等、

- (1) 事業の進捗管理及び目標、成果については、Visit Japan 成果確認システム（通称：VJnet. システム）に入力し、管理すること。
- (2) 旅行商品造成状況及び送客数の確認（造成された商品の PDF、ウェブ広告画面を印刷したのもの等の提出を含む）
- (3) 視察先の評価、意見要望等を把握するためのアンケートを実施し、分析結果を取りまとめる。（今後の訪日旅行促進の検討資料となるもの）
- (4) 成果物の作成及び提出

上記（2）～（3）を含む事業全体の報告書を作成すること。

◆提出期限：平成 27 年 3 月 20 日（金）

◆提出先及び部数（送付文書も含む。）

①実施報告書（A4 版カラー冊子）

四国運輸局 30 部 連携先 20 部

その他（別途連絡する。）

②電子媒体

四国運輸局 1 枚 連携先 1 枚

（電子媒体は CD 又は DVD とし、Microsoft Word2007、Microsoft Excel2007、Power Point2007 において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方で保存するものとする。）

③成果現物

四国運輸局 1 部 連携先 1 部

・掲載された雑誌等とともに内容を翻訳したペーパーを提出すること。

・取材をした施設が掲載された場合は、当該施設あてに成果現物を 1 部配布すること。

5. その他留意事項

省略

図表 1-(1)-⑥ 四国運輸局管内におけるVJ地方連携事業一覧(平成 25 年度～27 年度)

(単位：千円)

年度 区分	平成 25	26	27
事業名	●四国インバウンドフェア 2013in 香川 (17,520 (8,760))	●四国インバウンド・フェア 2014 (9,900 (4,950))	●四国インバウンドフェア 2015 (11,000 (5,500))
	●All Shikoku Rail Pass を活用したメディア・ エージェント招請事業 (5,990 (2,990))	●All Shikoku Rail Pass を活用したメディア・ エージェント招請事業 (6,000 (3,000))	●All Shikoku Rail Pass を活用した女子旅提案 事業 (9,000 (4,500))
	●瀬戸内及び秘境ブランド化誘致促進事業 (8,000 (3,800))	●瀬戸内及び秘境ブランド化誘致促進事業 ITE2014 (6,900 (3,450))	●イメージ力向上による誘客促進事業 (6,500 (3,250))
	●第 21 回台北国際旅行博 (ITF2013) 出展事業 (6,200 (3,100))	●第 22 回台北国際旅行博 (ITF2014) 出展事業 (5,300 (2,650))	●第 23 回台北国際旅行博 (ITF2015) 出展事業 (3,200 (1,600))
	●韓国訪日旅行等誘致事業 (2,700 (1,200))	●韓国団体旅行誘致事業 (2,700 (1,200))	●韓国訪日 M I C E ・教育旅行誘致事業 (2,000 (1,000))
	*中国運輸局管内で実施しているため、事業名 は不明。	●瀬戸内四都市ブランド構築推進事業 (3,800 (1,900))	●個性満載の瀬戸内四都市の広域周遊ルート P R 誘客事業 (5,000 (2,500))
		○瀬戸内・山陰連携ツアー造成、販売支援事業 (4,600 (2,300))	●瀬戸内・山陰連携ツアー造成、広告支援事業 (6,000 (3,000))
		○四国ゴルフ周遊モデルコース開拓事業 (3,900 (1,950))	●四国ゴルフ周遊モデルコース造成事業 (3,200 (1,600))
	●アートアイランド四国 P R 事業 (6,000 (3,000))	●アートアイランド四国 P R 事業 (7,600 (3,800))	
	●しまなみサイクリング外客誘致促進事業 (5,000 (2,500))	●しまなみサイクリング外客誘致促進事業 (5,000 (2,500))	

年度 区分	平成 25	26	27
事業名	●韓国インバウンド商品化事業 (2,400 (1,200))	●四国の歴史と伝統を訪ねる韓国・中国インバ ウンド商品化事業 (3,600 (1,800))	
	●中国インバウンド商品化事業 (2,400 (1,200))		
	*香川県が単独で類似事業を実施。(事業名は不 明。)	●シンガポール瀬戸内周遊ツアー商品化事業 (3,700 (1,850))	
			○四国在住外国人SNS&WEB発信事業 (8,000 (4,000))
			○四国遍路・高野山連携情報発信事業 (6,000 (3,000))
			○訪日旅行特化型テレビ番組等招請事業(タイ) (5,800 (2,900))
			○アニメを活用した情報発信・誘客促進事業 (3,200 (1,600))
			○「日本の原風景」と「伝統的な町並み」によ る 相乗効果提案事業 (3,200 (1,600))
			○瀬戸内周遊アートルート構築事業 (3,500 (1,750))
		○瀬戸内周遊ルートの情報発信による外客誘致 事業 (2,400 (1,200))	
		○東アジア瀬戸内周遊ツアー商品化事業 (6,770 (3,385))	

年度 区分	平成 25	26	27
	事業名		
			○「美容と癒し」による長期滞在モデルコース 提案事業 (2,000 (1,000))
			○香港訪日MICE取扱旅行社招請事業 (2,000 (1,000))
			○「レトロモダン列車とユニーク車両」を活用 した新しい観光ルート造成事業 (4,468 (2,234))
		○有力訪日旅行ガイドブック四国特別版に係る 英語 Web 掲載事業 (12,000 (6,000))	
		○情報誌と動画アプリ（スマホ想定）を併活用 した観光情報発信事業 (9,034 (4,334))	
		○韓国リピーターに対する大都市と地方都市の 魅力提案 (4,600 (2,300))	
		○新規市場開拓事業（タイ） (2,380 (1,190))	
		○瀬戸内7県ブランド化推進事業（タイ・フラ ンスを中心とした情報発信） (7,800 (3,900))	

年度 区分	平成 25	26	27
事業名	●Discover Shikoku with Driving エージェント 招請事業 (4,800 (2,300))		
	○韓国ウォーキング・トレッキング関係者招請 事業 (3,800 (1,800))		
	○外国人による情報発信事業 (4,000 (1,800))		
	●韓国観光客誘致促進のためのP R 事業 (3,600 (1,800))		
	○香港 FIT 向け宣伝誘致事業 (2,700 (1,200))		
	○フランスメディア招請事業 (1,400 (700))		
合計	15 事業 (総事業費 : 76,510、国費 : 37,350)	17 事業 (総事業費 : 98,814、国費 : 49,074)	20 事業 (総事業費 : 98,238、国費 : 49,119)

- (注) 1 四国運輸局の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。  
2 各事業名の「●」印は継続事業であることを、「○」印は新規事業であることを表す。  
3 各事業名の下段に ( ) 書きした数値は、裸数字が総事業費、( ) 数値が国費(内数)である。  
4 各年度の網掛けは、事業を実施していないことを表す。

図表 1-(1)-⑦ 平成 26 年度 V J 地方連携事業の定量目標とその実績(旅行会社招請に伴うツアー造成)

区分 事業名	総事業費 (うち国費)  (千円)	対象国・地域	国内対象地域 (都道府県名)	定量目標：①招請旅行会社数・人数 ②造成ツアー本数 ③造成ツアー送客数			実績：①招請旅行会社数・人数 ②造成状況 ③造成ツアー送客数 ④アンケート結果		備考
				事業提案書	事業報告書	V J net	事業報告書	V J net	
四国インバウンド・フェア 2014	9,900 (4,950)	韓国、台湾、 中国、香港、 シンガポール、タイ	四国 4 県	①記載なし ②記載なし ③外国人観光客延べ宿泊者数:5.5 万人泊を目指す。	①記載なし ②29 本 ③1,836 人	①16 人 ②30 本 ③1,400 人	①16 社 ②29 本 ③808 人 ④あり	①16 人 ②31 本 ③943 人	送客数の実績値の差は、VJnet システム上では、平成 27 年 4 月以降の実績を計上しているためである。
ALL SHIKOKU Rail Pass を活用したメディア・エージェント招請事業	6,000 (3,000)	韓国、台湾、 香港	四国 4 県	①記載なし ②記載なし ③韓国 50 人、香港 150 人、台湾 200 人	記載なし	①6 人 ②10 本 ③100 人	①6 社 ②ツアー名のみ(備考欄参照) ③不明 ④あり	①6 人 ②32 本 ③513 人	報告書には、ツアー名の記載はあるが、本数、送客数は不明。
アートアイランド 四国 PR 事業	7,600 (3,800)	韓国、台湾、 中国、香港	徳島県、香川県	①10 社、10 人 ②10 本以上 ③記載なし	記載なし	①3 人 ②3 本 ③10 人	①3 社 ②4 本 ③481 人 ④あり	①3 人 ②4 本 ③481 人	—
瀬戸内・山陰連携 ツアー造成、販売 支援事業	4,600 (2,300)	台湾、香港	香川県、鳥取 県、島根県	①記載なし ②30 本 ③750 人	記載なし	①10 人 ②10 本 ③100 人	①10 社 ②90 本 ③1,540 人 ④あり	①10 人 ②83 本 ③1,540 人	—

区分 事業名	総事業費 (うち国費)  (千円)	対象国・地域	国内対象地域 (都道府県名)	定量目標：①招請旅行会社数・人数 ②造成ツアー本数 ③造成ツアー送客数			実績：①招請旅行会社数・人数 ②造成状況 ③造成ツアー送客数 ④アンケート結果		備考
				事業提案書	事業報告書	V J net	事業報告書	V J net	
四国の歴史と伝統を訪ねる韓国・中国インバウンド商品化事業	3,600 (1,800)	韓国、中国	香川県、愛媛県、岡山県、広島県	①記載なし ②3本 ③450人	記載なし	①7人 ②20本 ③560人	①7社 ②20本 ③1,177人 ④あり	①7人 ②20本 ③1,177人	—
シンガポール瀬戸内周遊ツアー商品化事業	3,700 (1,850)	シンガポール	広島県、愛媛県	①6社(人数記載なし) ②記載なし ③記載なし	①記載なし ②9本 ③135人	①11人 ②11本 ③220人	①11社 ②9本 ③0人 ④あり	①11人 ②11本 ③39人	「実績」欄の事業報告書③は、最少携行人数に達せず「0」となったもの。
四国ゴルフ周遊モデルコース開拓事業	3,900 (1,950)	韓国、台湾	四国4県	①記載なし ②12本 ③180人	①記載なし ②6本 ③179人	①8人 ②8本 ③80人	①8社 ②7本 ③188人 ④あり	①8人 ②9本 ③188人	—
瀬戸内四都市ブランド構築推進事業	3,800 (1,900)	台湾	香川県、徳島県、兵庫県、岡山県	①2社、2人 ②記載なし ③記載なし	記載なし	①2人 ②1本 ③500人	①2社 ②19本 ③4,262人 ④なし(備考欄参照)	①2人 ②23本 ③4,262人	当局が運輸局に対する調査結果の事実確認をした後に、アンケート結果搭載された報告書が運輸局から提出された。
韓国団体旅行誘致事業	2,700 (1,200)	韓国	徳島県、香川県、高知県	①記載なし ②2本 ③200人	記載なし	①9人 ②8本 ③35人	①0社 ②、③：記載なし ④あり	①9人 ②8本 ③35人	「実績」欄の事業報告書①は、旅行会社の招請がなかったため「0」とした。

(注) 1 各事業の事業提案書、事業報告書及びV J net システムデータに基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 「アートアイランド四国 PR 事業」の事業提案書定量目標値(①10社及び②10本以上)は、招請者が全て旅行会社であった場合の最大値を記載。



図表 1-(1)-⑧ 韓国団体旅行誘致事業に係る報告書の記載内容(事業目的、招請団体、事業実績等の概要)

区分 \ 年度	平成 25	26	27
事業目的	<p>これまでのビジット・ジャパン地方連携事業の取り組み成果により、韓国から四国への教育旅行は震災前までは拡大傾向にありましたが、震災後は風評被害のため、いまだ厳しい状況が続いています。これらの状況を踏まえ、四国への教育旅行の回復を本格的に促す目的で韓国の教育旅行関係者を四国に招請し、安全且つ魅力ある見学地の視察や海や山での体験メニューを実際に体験いただくことにより、築かれてきた訪日企画の再開と更なる拡大を図るとともに、四国の認知度アップ並びに韓国側の満足度を向上させる四国旅行教育プログラムを構築するものです。</p>	<p>これまでのビジット・ジャパン地方連携事業の取り組み成果により、韓国から四国への教育旅行は震災前までは拡大傾向にありましたが、韓国内で繰り返し報道される放射能漏れに対する不安から、訪日教育旅行を捲厭する状況が続いています。</p> <p>これらの状況を踏まえ、放射能漏れに対する不安を払拭し、安全・安心な教育旅行にふさわしい魅力ある旅行地としての四国をアピールする目的のため、韓国青少年育成団体の企画担当者及び教育旅行取扱関係者を四国に招請し、日本の伝統文化や韓国を起源とした四国の繋がりを視察体験してもらうことで、築かれてきた青少年育成団体向け訪日教育旅行の再開と更なる拡大を図るための四国教育旅行プログラムを構築するものです。</p>	<p>首都圏・京阪神以外の需要喚起を目的に、教育旅行を中心に積極的に取扱を行っている AGT 及び LAND 社の企画担当者を招請する。香川では、瀬戸内海の自然景観とアート、徳島においては日本最後の秘境と野趣あふれる温泉など、四国ならではのプログラムをファムトリップで体験いただき、韓国の学校へ新しい訪問先を提案することにより、新規顧客の四国への誘導を図る。なお、訴求ポイントとしては、①京阪神と四国を組み合わせることによる体験ツアーの提案、②コンパクトシティならではの自主研修プランの提案、③トレッキングや遍路体験など自然や文化を生かした多彩なプランの提案、④直行便を利用した提案をすることで、四国への誘客促進を図る。</p>
招請団体 (役職)	<p>①桂園芸術高等学校 (校長)、②明知高等学校 (校長)、③新木高等学校 (校長)、④上岩高等学校 (校長)、⑤蠶室中学校 (校長)、⑥孝門高等学校 (校長)、⑦千戸中学校 (校長)、⑧漢城科学高等学校 (校長)、⑨昌徳女子高等学校 (校長)、⑩恩平高等学校 (校監)、⑪SEOUL 市教育庁 (事務官)、⑫韓国教育旅行協会 (常任理事)、⑬大韓旅行社 (理事)</p>	<p>①韓国青少年団体協議会 (チーム長 2 人)、②韓国ロータリー青少年連盟 (事務局長)、③韓国 LABO (事務局長及び支部長)、④パラミタ青少年連盟会 (常任理事)、⑤韓国青少年セサン (運営チーム長)、⑥旅行一番街 (理事)、⑦日本旅行新聞 (記者)</p>	<p>①上院女子中学校 (校長)、②桂園中学校 (教頭)、③東廣高校 (芸術部長)、④チョンソル中学校 (校長)、⑤城南アートセンター文化事業部 (次長)、⑥TNC TOUR (代表)</p>

年度 区分	平成 25	26	27
視察ツアー日程等	8月8日(木)～8月11日(日)(3泊4日) 1日目：関西国際空港着 鳴門市内、徳島市内施設の視察 2日目：三好市内、土佐山田市内、高知市内施設の視察 3日目：高知市内、坂出市内、高松市内施設の視察 4日目：高松市内施設の視察 高松空港発	11月28日(金)～12月2日(火)(4泊5日) 1日目：関西国際空港着 淡路島、鳴門市内、徳島市内施設の視察 2日目：徳島市内、海陽町内施設の視察 3日目：海陽町内、室戸市内、安芸市内、高知市内施設の視察 4日目：高知市内、琴平町内、高松市内施設の視察 5日目：高松市内施設の視察 高案津空港発	9月11日(金)～9月15日(火)(4泊5日) 1日目：高松空港着 高松市内施設の視察 2日目：直島町内、小豆島町内、高松市内施設の視察 3日目：徳島市内、鳴門市内施設の視察 4日目：三好市内施設の視察 5日目：神戸市、大阪市内施設の視察 関西国際空港発
参考 (事業提案書上の視察ツアー予定時期等)	ツアー実施予定時期：9月中旬～9月下旬 定量目標：韓国青少年団体協議会加盟関係者及び教育現場関係者15人 平成25年度訪日教育旅行受入目標5件、150人 平成26年度訪日教育旅行受入目標15件、450人	ツアー実施予定時期：6月上旬～6月下旬 定量目標：四国研修旅行受入2団体(2本、200人)	ツアー実施予定時期：10月～11月下旬 定量目標：企業インセンティブ2団体、100人 教育旅行1団体、100人
	V J net システム ・造成ツアー数実績：0件 ・送客数実績：0人	V J net システム ・造成ツアー数実績：8件(招請者再訪) ・送客数実績：35人(招請者再訪)	V J net システム ・造成ツアー数実績：0件 ・送客数実績：0人

(注) 四国運輸局の資料及びV J net システムデータに基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表 1-(1)-⑨ V J 地方連携事業提案書記入要領<全文>

「平成 26 年度 V J 地方連携事業提案書」記入要領

平成 26 年度の V J 地方連携事業提案書の記入にあたっては、下記事項に留意の上、提出をお願いします。

なお 事業内容等については、「平成 26 年度 V J 地方連携事業実施方針」及び「平成 26 年度 V J 地方連携事業四国ブロック戦略」を踏まえた提案をお願いします。

1 「事業提案者」について

- ・実施主体として実質的に窓口となる箇所の名称及び担当者名を記入すること。
- ・連絡先として、担当者の E-mail アドレスを必ず記入すること。

2 「提案内容等」について

(1) 事業名称

事業名称が決まっていない場合は、末尾に（仮称）と記入すること。

(2) 対象市場

平成 26 年度のピジット・ジャパンの対象市場は 台湾、韓国、中国、アメリカ、香港、オーストラリア、シンガポール、タイ、イギリス、フランス、カナダ、ドイツ、マレーシア、インドネシアの 14 市場の中から選択してください。

なお、旅行者のニーズやマーケット動向などが類似している複数の市場を対象に、事業を組み立てることも可とする。

(3) 事業概要

- ① 事業種別は別紙「V J 事業の個別事業（事業内容の分類）」を参照のうえ、個別事業名を選択して記入すること。なお、複数の個別事業を総合化して実施する場合には全ての個別事業名を記入すること。
- ② 実施予定時期は、各市場の観光旅行シーズンを把握した上で、商品造成時期や効果的な現地でのメディア露出時期を設定すること。
- ③ テーマは、自然、文化、温泉、食、テーマパーク、スポーツ、体験観光など都会にはない四国の魅力を表記すること。
- ④ ターゲットはプロモーションの対象とする層（富裕層、有職女性等）を設定し、記載すること。また、S I T（スペシャル・インタレスト・ツアー）に特化した事業の提案を行う場合は、ターゲットとなる階層についての参考資料を添付すること。
- ⑤ 背景・目的・概要については、事業提案に至った背景・目的を明確にした上で、事業のコンセプトを記載すること。

⑥ 事業内訳については、実施主体が予定している事業項目及びその予定金額を記入すること。提案の時点では明確な予算額を記入することは難しいと思われるが、事業の具体的な内容を判断するため、過去の実績などから可能な限り具体的な費目をたてて記入すること。

⑦ 定性目標は、数値化（定量目標）が困難な部分について、方向性等を記入すること。

⑧ 定量目標は、事業の実施に際して数値化した目標を記入すること。

**【参考目標例】**

- ・海外旅行エージェント招請： 招請会社〇社〇名、造成ツアー本数〇本、ツアー参加予定人数〇名
- ・ツアー造成目的の商談会： 造成ツアー本数〇本、ツアー参加予定人数〇名
- ・海外メディアへのツアー商品広告： 媒体接触者数〇万人、視聴者数〇万人、商品購入者数〇名、ツアー参加予定人数〇名
- ・海外旅行誌メディア招請： 招請メディア数〇社〇名、媒体接触者数〇万人、メディア費用換算〇万円
- ・海外旅行博出展： ブース来場者数〇万名、パンフ等配付数〇万名
- ・WEB作成の場合は、「ページビュー数〇〇件」
- ・印刷物作成等は、「海外での配布数〇〇部」

⑨ 他の事業との連携については、実施主体が自治体・団体等との事業実施が明確な場合に、その概要も記載すること。

⑩ その他は、前年度において、同様な事業を実施している場合は可能な限り、前年比あるいは前年実績を記載すること。

(4) 予定総額

提案の時点での予定総額及び国費負担予定額（予定総額の1/2を上限）を記入すること。なお、ここでのいう予定総額には、連携先の旅費を含めない。

(5) VJによる連携要望事項

国に対して実施を希望する部分の事業内容、事業費の負担額等について、具体的に記入すること。

(6) 予定連携先について

複数の団体等で、連携・共同して事業を実施する場合において、相手方の名称を記入すること。この場合、それぞれの団体等から、重複して提案書を提出しないよう、関係者間で調整すること。予算額も記入すること。

図表 1-(1)-⑩ 事業提案書に招請社数、人数の記載がないもの

事業名(総事業費・うち国費)	年度		
	平成 25	26	27
四国インバウンド・フェア 2014 (990 万円・495 万円)	記載なし	記載なし	記載なし
ALL SHIKOKU Rail Pass を活用したメディア・エージェント招請事業 (600 万円・300 万円)	記載なし	記載なし	
アートアイランド四国PR事業 (760 万円・380 万円)	記載なし	10 社、10 人	
瀬戸内・山陰連携ツアー造成、販売支援事業 (460 万円・230 万円)		記載なし	11 社、17 人
四国の歴史と伝統を訪ねる韓国・中国インバウンド商品化事業 (360 万円・180 万円)	記載なし	記載なし	
四国ゴルフ周遊モデルコース開拓事業 (390 万円・195 万円)		記載なし	記載なし
韓国団体旅行誘致事業 (270 万円・120 万円)	15 人	記載なし	記載なし

(注) 1 四国運輸局の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 「事業名(総事業費・うち国費)」欄は、平成 26 年度の事業名及び同年度の総事業費と国費の額を記載した。

3 事業を実施していない年度は、該当欄を塗りつぶしている。

図表 1-(1)-⑪ 事業提案書に造成ツアー本数の記載がないもの

事業名(総事業費・うち国費)	年度	平成 25	26	27
四国インバウンド・フェア 2014 (990 万円・495 万円)		記載なし	記載なし	記載なし
ALL SHIKOKU Rail Pass を活用したメディア・エージェント招請事業 (600 万円・300 万円)		記載なし	記載なし	
アートアイランド四国PR事業 (760 万円・380 万円)		記載なし	10 本以上	
シンガポール瀬戸内周遊ツアー商品化事業 (370 万円・185 万円)			記載なし	
瀬戸内四都市ブランド構築推進事業 (380 万円・190 万円)			記載なし	18 本

- (注) 1 四国運輸局の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。  
 2 「事業名(総事業費・うち国費)」欄は、平成 26 年度の事業名及び同年度の総事業費と国費の額を記載した。  
 3 事業を実施していない年度は、該当欄を塗りつぶしている。

図表 1-(1)-⑫ 事業提案書に造成ツアーへの参加予定者数の記載がないもの

事業名(総事業費・うち国費)	年度	平成 25	26	27
四国インバウンド・フェア 2014 (990 万円・495 万円)		記載なし	記載なし (注 3)	記載なし (注 3)
ALL SHIKOKU Rail Pass を活用したメディア・エージェント招請事業 (600 万円・300 万円)		記載なし	韓国 50 人 香港 150 人 台湾 200 人	
アートアイランド四国 PR 事業 (760 万円・380 万円)		記載なし	記載なし	
シンガポール瀬戸内周遊ツアー商品化事業 (370 万円・185 万円)			記載なし	
瀬戸内四都市ブランド構築推進事業 (380 万円・190 万円)			記載なし	360 人

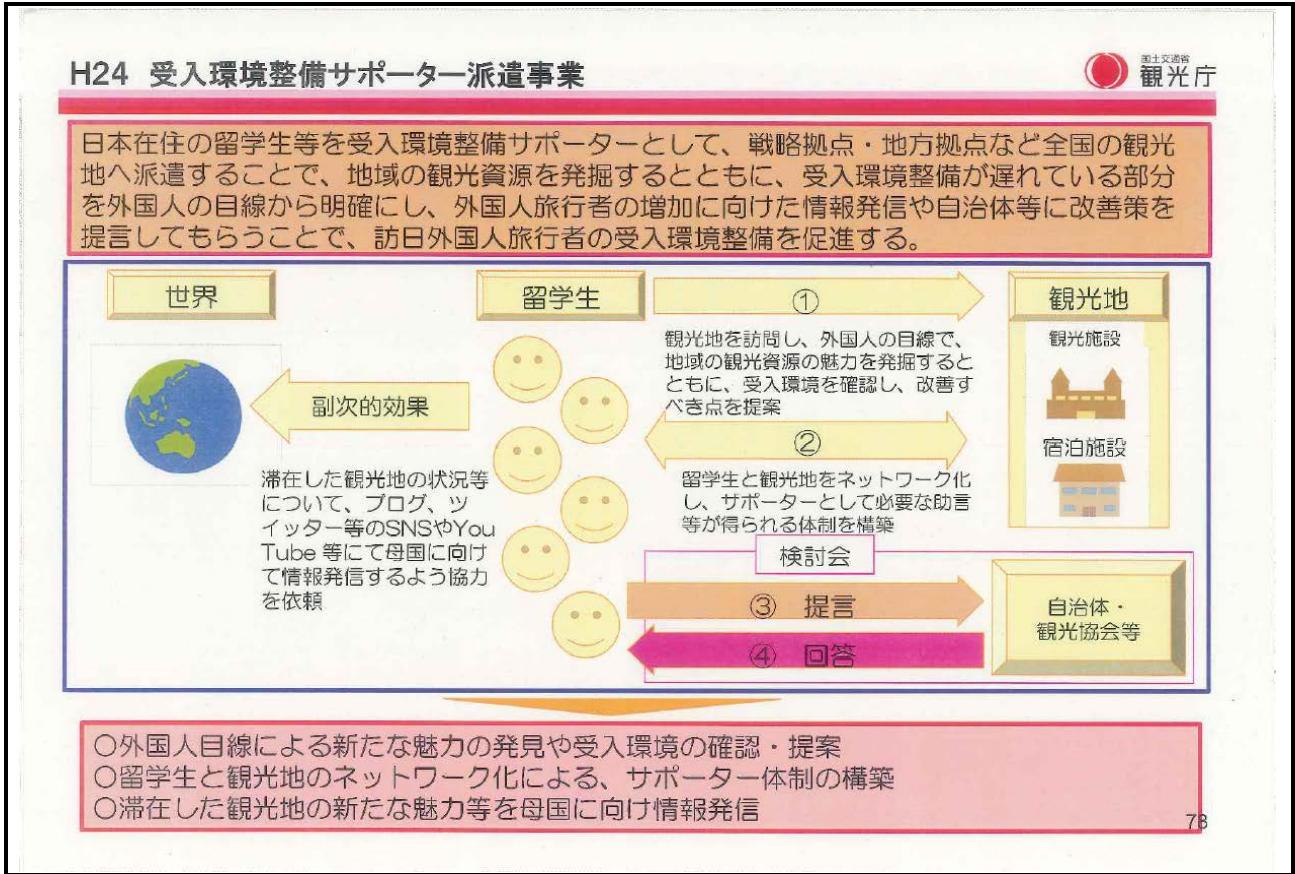
(注) 1 四国運輸局の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 「事業名(総事業費・うち国費)」欄は、平成 26 年度の事業名及び同年度の総事業費と国費の額を記載した。

3 平成 26 年度及び 27 年度の「四国インバウンド・フェア 2014」の定量目標については、26 年度は「外国人観光客延べ宿泊者数：5.5 万人泊を目指す。」、27 年度は「外国人観光客延べ宿泊者数：10 万人泊を目指す。」と記載しているが、これは連携事業者の事業方針を記載したものであり、V J 地方連携事業を実施することによるアウトカム目標値ではないため、「記載なし」とした。

4 事業を実施していない年度は、該当欄を塗りつぶしている。

図表 1-(2)-① 受入環境整備サポーター派遣事業の概要（平成 24 年度）



(注) 観光庁ホームページによる。



図表 1-(2)-② 受入環境整備サポーター派遣事業及び外国人目線による多言語対応現状調査事業の実施状況（平成 24 年度以降）

平成 24 年度	事業名	香川県における受入環境整備サポーター派遣に関する調査事業
	対象地域、調査施設・調査員(留学生)数	小豆島：9 施設、19 人（中国 15、韓国 4） 高松・琴平：9 施設、20 人（中国 18、韓国 2） 直島：6 施設、24 人（中国 17、韓国 7）
	意見交換会	四国運輸局 1 人、香川県 1 人、留学生 6 人（中国 4、韓国 2）
	事業で取りまとめられた今後の方向性（多言語表記関係）	・案内看板等の整備 観光地へ行き着くための誘導サインや案内サインなどの案内看板等は、訪日外国人旅行者が円滑に旅行する上で必要不可欠である。 駅を中心とした多言語による案内看板等について、重点的に整備することが望ましい。
25	事業名	徳島県における受入環境整備サポーター派遣に関する調査事業
	対象地域、調査施設・調査員(留学生)数	県北（鳴門・阿波・吉野川市、藍住町）：5 施設、10 人（中国 9、韓国 1） 県南（阿波市、上勝・勝浦・美波町）：9 施設、5 人（中国 4、韓国 1） 県西（三好市）：9 施設、15 人（中国 7、韓国 2、台湾 5、ラオス 1）
	意見交換会	四国運輸局 1 人、徳島県 4 人、市町 2 人、留学生 6 人（中国 4、台湾 2）
	意見交換会で出された観光地での課題（多言語表記関係）	・案内表示やパンフレット等の多言語化整備 各施設によって案内表示やパンフレット等の多言語化整備のバラツキがみられ、日本の文化や歴史、施設の魅力や満足度を高めるためには、多言語化の整備が求められる。
26	事業名	愛媛県における外国人目線による多言語対応現状調査事業
	対象地域、調査施設・調査員数	今治地域：7 施設、12 人（英語 5、中国語繁体字 2、中国語簡体字 3、韓国語 2） 内子地域：8 施設、11 人（英語 2、中国語繁体字 3、中国語簡体字 3、韓国語 3）
	意見交換会	なし
	改善案（多言語表記関係抜粋）	・案内看板等の整備 観光地へ行き着くための誘導サインや案内サインなどの案内看板等は、訪日外国人旅行者が円滑に旅行する上で必要不可欠である。誘導案内、地域案内板、「手を触れるな」などの注意喚起の多言語化が不十分であるという意見が多かった。 ・説明表記の充実化 多言語による営業時間の表記がガラスに黒文字で表記されていた施設について、分かりにくいとの低い評価であった。このことから、多言語の表記方法にも配慮する必要がある。

(注) 1 各事業の実施報告書に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 調査員数の内訳は、受入環境整備サポーター派遣事業では国籍、外国人目線による多言語対応現状調査事業では対応言語を記載した。

図表 1-(2)-③ 受入環境整備サポーター派遣事業及び外国人目線による多言語対応現状調査事業について今回調査対象とした施設

事業別	県	地域名	施設名
サポーター派遣事業	香川県	小豆島地域	土庄港ターミナル
	徳島県	県南地域	鶴林寺
			道の駅ひなの里
			薬王寺
		県西地域	妖怪屋敷と石の博物館
		平家屋敷歴史民俗資料館	
小計	3 地域	6 施設	
多言語対応現状調査事業	愛媛県	今治地域	今治駅
			糸山公園・来島海峡展望館
			サンライズ糸山
			今治港
			民間施設
		内子地域	旅里庵
			内子座
			内子ビジターセンター・まちの駅Nanze
			商いと暮らし博物館
			文化交流ヴィラ高橋邸
			道の駅内子フレッシュパークからり
木幡資料館上芳我邸			
小計	2 地域	12 施設	
合計	5 地域	18 施設	

(注) 1 サポーター派遣事業については、同事業実施報告書において、案内看板等に外国語表記がないとして写真付きで指摘されている観光・交通施設を対象とした。

2 多言語対応現状調査事業については、同事業実施報告書において、案内看板等の外国語表記について指摘されている全ての施設を対象とした。

図表 1-(2)-④ 受入環境整備サポーター派遣事業において外国語表記がないとして指摘された事項の改善状況

県	地域	施設名	指摘事項の内容	改善状況	
				改善済み	未改善
香川県	小豆島	土庄港ターミナル	外国語表記なし(位置サイン)	—	位置サイン
徳島県	県南	鶴林寺	〃 (解説板)	—	解説板
		道の駅ひなの里	〃 (町内観光案内板)	—	町内観光案内板
		薬王寺	〃 (解説板)	—	解説板
	県西	妖怪屋敷と石の博物館	〃 (案内板)	—	案内板
		平家屋敷歴史民俗資料館	〃 (解説板、案内板)	解説板	案内板
計	3地域	6施設	7事項	1施設 (1事項)	6施設 (6事項)

主な未改善事例の写真

位置サイン (日本語のみ)	
町内観光案内板 (日本語のみ)	
案内板 (日本語のみ)	

(注) 四国行政評価支局及び徳島行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(2)-⑤ 外国人目線による多言語対応現状調査事業において外国語表記がないとして指摘された事項の改善状況

県	地域	施設名	指摘事項の内容	改善状況		
				改善済み	未改善	
愛媛県	今治	今治駅	外国語表記なし(誘導表示)	誘導表示	—	
		糸山公園・来島海峡展望館	〃 (注意喚起看板)	—	注意喚起看板	
		サンライズ糸山	〃 (レンタサイクル使用申込書)	レンタサイクル使用申込書	—	
		今治港	〃 (誘導・案内サイン、券売機)	誘導・案内サイン	券売機	
		民間施設	〃 (注意喚起看板)	—	注意喚起看板	
	内子	旅里庵	〃 (施設名称看板)	—	施設名称看板	
		内子座	〃 (解説表示、誘導案内看板、注意喚起看板)	解説表示	誘導案内看板 注意喚起看板	
		内子ビジットセンター・まちなか駅 Nanze	〃 (施設案内表示)	施設案内表示	—	
		商いと暮らし博物館	〃 (解説表示、施設名称看板、注意喚起看板)	解説表示	施設名称看板 注意喚起看板	
		文化交流ヴィラ高橋邸	〃 (解説表示)	解説表示	—	
		道の駅内子フレッシュパークからり	〃 (注意喚起看板)	—	注意喚起看板	
		木蠟資料館上芳我邸	〃 (解説表示)	解説表示	—	
		計	2地域	12 施設	17 事項	8施設(8事項)

(注) 愛媛行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(2)-⑥ 外国人目線による多言語対応現状調査事業において外国語表記はされているが表記が見えにくいと指摘された事項の改善状況

県	地域	施設名	指摘事項の内容	改善状況	
				改善済み	未改善
愛媛県	今治	サンライズ糸山	営業時間の表記がガラスに黒文字で表記されており分かりにくい	—	営業時間の表記
計	1地域	1 施設	1 事項	—	1 施設(1 事項)

(注) 愛媛行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(2)-⑦ 外国人目線による多言語対応現状調査事業における指摘事項が未改善のもの主な写真

事項	写真
乗船券券売機に外国語表記がないもの	
誘導案内看板、注意喚起看板に外国語表記がないもの	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="411 835 903 1155"> <p>(注意喚起看板)</p> </div> <div data-bbox="951 835 1449 1155"> <p>(誘導案内看板)</p> </div> </div>
多言語による営業時間の表記がガラスに黒文字で表記されていたため、分かりにくいもの	

(注) 愛媛行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(3)-① 観光立国実現に向けたアクション・プログラム（平成 25 年 6 月 11 日観光立国推進閣僚会議）＜抜粋＞

3. 外国人旅行者の受入の改善

＜移動しやすい環境の整備＞

(略)

(2) 多言語対応の改善・強化

○道路の案内表示について、外国人旅行者にも分かりやすい道路の案内標識となるよう、英語表記の統一や表示の連続性確保等の課題に対して適正化を推進するとともに交差点名等の表示内容の適正化を図るなど、案内表示の充実に取り組む。

(略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 1-(3)-② 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014－「訪日外国人 2000 万人時代」に向けて－（平成 26 年 6 月 17 日観光立国推進閣僚会議）＜抜粋＞

5. 外国人旅行者の受入環境整備

(1) 多言語対応の改善・強化

＜道路の案内標識等＞

(略)

- ・ 道路の案内表示について、①鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において、他の機関が設置する案内看板と連携した案内標識の設置、②歩道に設置された道路案内標識を中心に、英語表記の改善・充実、③観光案内ガイドブックやパンフレット等と連携したわかりやすい道案内の取組を推進する。あわせて、カーナビの多言語化を進める。【改善・強化】

(略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 1-(3)-③ 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015－「2000 万人時代」早期実現への備えと地方創生への貢献、観光を日本の基幹産業へ－（平成 27 年 6 月 観光立国推進閣僚会議）＜抜粋＞

4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

(6) 多言語対応の強化

＜空港、駅・車両、道路、旅客船ターミナル＞

(略)

- ・ 先行的に道路案内標識の英語表記を進める全国の主要観光地49 拠点については、2015 年度中に全ての拠点において地域で進める点検を完了させ、速やかに改善内容の検討、施工に移行する。【新規】

(略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 1-(3)-④ 道路案内標識における英語表記について（平成 25 年 9 月 11 日付け国道企第 46 号国土交通省道路局長通達）

国道企第 46 号  
平成 25 年 9 月 11 日

北海道開発局長  
各地方整備局長  
沖縄総合事務局長 殿

道路局長

道路案内標識における英語表記について

観光立国実現に向け、道路案内標識が外国人旅行者にも分かりやすいものとなるよう、英語表記の改善を推進されたい。

図表 1-(3)-⑤ 道路案内標識改善方針（案）について（平成 25 年 9 月 11 日付け国土交通省道路局路政課長、企画課長、国道・防災課長及び環境安全課長事務連絡）＜抜粋＞

事 務 連 絡  
平成 25 年 9 月 11 日

北海道開発局 建設部長  
各地方整備局 道路部長  
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

道路局 路政課長  
企画課長  
国道・防災課長  
環境安全課長

道路案内標識改善方針（案）について

平成 25 年 9 月 11 日付け国道企第 46 号「道路案内標識における英語表記化について」を通知したところであるが、先行的に観光地域において実施する点検及び改善方針等について、別添のとおり道路案内標識改善方針（案）を作成したので、通知する。

また、貴管内の地方公共団体へ本方針（案）を参考送付するようお願いする。



## 道路案内標識改善方針（案）

1. 目的

観光立国実現に向け、道路案内標識が外国人旅行者にも分かりやすいものとなるよう、英語表記の改善を推進する。

2. 点検及び改善方法等(1) 対象地域

先行的な取組として、「外国人旅行者の受入環境整備事業」における戦略拠点及び地方拠点（別紙）を対象地域とする。

なお、当該拠点以外の地域において、意欲の高い地域についても取組むものとする。

(2) 点検及び改善方法

道路案内標識の英語表記に当たっては、対象地域内の道路案内標識の表示内容を点検し、必要に応じ改善を実施するものとする。表示内容の点検対象及び改善内容等については、道路標識適正化委員会（注）において調整の上、決定するものとし、調整に際しては、地方運輸局企画観光部、各地方公共団体の観光部局及び観光関係団体等とも連携する。

（注）各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容等を検討する委員会

(3) 英語表記の基準（案）

道路案内標識に記載する一般名詞については、別表の基準（案）を参考に、英語表記をする。

なお、別表に定めのない一般名詞を表記する場合又は別表の基準（案）によらない英語表記をする場合は、あらかじめ国土交通省道路局企画課へ意見照会をするものとする。

（注）「1. 目的」及び「2. 点検及び改善方法等」以外の下線は、四国行政評価支局が付した。

## 「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業」における戦略拠点・地方拠点

## 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業

●意欲のある自治体から、訪日外国人旅行者の受入環境整備に必要な取組を提案し、有識者の検討会において、受入環境整備の「戦略拠点」及び「地方拠点」を選定

●観光庁と自治体等が連携してモデル事業を実施

戦略拠点 (18 拠点)	地方拠点 (31 拠点)	
札幌	富良野	伊勢志摩
函館	釧路・弟子屈	奈良
登別	弘前	田辺・白浜
成田	田沢湖・角館	鳴門・南あわじ
浦安	平泉	高知
押上・業平橋	仙台・松島	鳥取県西部
秋葉原	会津若松	倉敷
銀座	草津	松江
蒲田	川越	松山
横浜	鎌倉	長崎
富士河口湖・笛吹	箱根・湯河原・熱海	別府
浜松	湯沢	鹿児島
名古屋	立山黒部	八重山
京都	松本	
大阪	金沢	
神戸	南伊豆	
広島	高山	
福岡	泉佐野	

(注)「地方拠点」欄の下線は、四国行政評価支局が付した。

(別表)

日本語	英語
〇〇駅（前・入口）	〇〇Sta.
〇〇小学校（前）	〇〇Elem. School
〇〇中学校（前）	〇〇J. H. School
〇〇高等学校（前）	〇〇High School
〇〇郵便局（前）	〇〇Post Office
〇〇病院（前）	〇〇Hospital
〇〇正門（前）	〇〇Main Gate
〇〇通り	〇〇Ave. 〇〇St. 〇〇Blvd のいずれか
〇〇記念館（前）	〇〇Museum
〇〇公園（前・入口）	〇〇Park
〇〇橋	〇〇Brg.
〇〇県庁（都・道・府）	〇〇Pref. Office
〇〇市役所	〇〇City Office
〇〇美術館（前）	〇〇Art Museum
〇〇山	Mt. 〇〇
〇〇川	〇〇Riv.

図表 1-(3)-⑥ 道路の案内標識の英語による表示に関する告示（平成 26 年国土交通省告示第 327 号）

○国土交通省告示第327号

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第2の備考の1の（1）の2の規定に基づき、道路の案内標識の英語による表示に関する告示を次のように定める。

平成26年 3月26日

国土交通大臣 太田 昭宏

道路の案内標識の英語による表示に関する告示

道路の案内標識の英語による表示は、一の施設等については同一の表示をするものとし、次の表の上欄に掲げる施設等についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる英語又はその略称を表示に用いるものとする。ただし、地域の状況等により、これらによらないことが適当と認められる場合は、この限りでない。

施設等	英語
鉄道駅又は軌道駅	Station
空港	Airport
港湾	Port
自動車駐車場	Parking
トンネル	Tunnel
橋	Bridge
通り	Avenue/Street/Boulevard
城	Castle
温泉	Onsen
美術館	Museum of Art
公園	Park
県庁	Prefectural Office
市役所	City Hall
町役場	Town Office
村役場	Village Office
区役所	Ward Office
郵便局	Post Office
病院	Hospital
小学校	Elementary School
中学校	Junior High School
高等学校	High School
大学	University/College/Institute
体育館	Gymnasium
山岳	Mountain
河川	River

附則

（施行期日）

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

図表 1-(3)-⑦ 「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月観光庁）＜抜粋＞

第 1 編：多言語対応の方向性

1. 多言語対応を行う対象・範囲等 (略)
2. 多言語での表記方法
  - a. 単語の種類 (略)
  - b. 英語の表記方法
 

基本方針について

各“原語のパターン”について、英語の表記方法を下記のように定める。

原語のパターン	表記方法	例
固有名詞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>普通名詞部分以外の表音を表記するとともに、普通名詞部分の表意を表記</u></li> <li>・ 表音表記のみならず、表意表記の頭文字も大文字</li> </ul>	(略) 熊本城 Kumamoto Castle
	<ul style="list-style-type: none"> <li>— <u>普通名詞部分を切り離してしまうと、それ以外の部分だけでは意味をなさなかったり、普通名詞部分を含めた全体が不可分の固有名詞として広く認識されている場合には、全体の表音表記に加えて、普通名詞部分の表意を表記</u></li> </ul>	(略) 二条城 Nijo-jo Castle (略)

3～6 (略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 1-(3)-⑧ 徳島県、愛媛県及び高知県の県ブロック部会における道路案内標識の英語表記に係る改善方針

区分	地方拠点	道路案内標識の英語表記に係る改善方針
徳島県	鳴門・南あわじ	<p>徳島河川国道事務所は、平成25年9月の道路局4課長連名事務連絡を受け、地方拠点として「鳴門・南あわじ」が選定されていることから、同事務所が事務局となっている徳島県ブロック部会（図表1-(3)-⑨参照）を26年1月に開催し、同部会の委員のほか、臨時委員として四国運輸局、徳島県及び鳴門市の観光部局職員の出席も得て、道路案内標識の英語表記の改善方針について、次の①～③のとおり決定している。</p> <p>① 英語表記を改善する道路案内標識については、徳島河川国道事務所が「訪日外国人旅行者の受入環境整備事業」により作成された外国人観光客用の観光パンフレット、鳴門市のホームページ等から抽出した主な観光施設22施設のうち、8施設が集積している「鳴門公園エリア」及び7施設が集積している「ドイツ館エリア」への主なアクセス経路（鳴門市内の国道11号、28号、県道11号線、12号線、42号線、183号線及び市道）に設置されている主な観光施設（鳴門公園エリア8施設、ドイツ館エリア7施設の計15施設）の道路案内標識とする（図表1-(3)-⑩参照）。</p> <p>② 道路案内標識の英語表記に係る改善内容については、上記①の改善対象経路に設置されている道路案内標識の要改善箇所（注）について、英語表記の改善対象となる観光施設の管理者及び徳島県内に勤務する外国人の意見を参考にして、「ドイツ館」、「大塚国際美術館」等の道路案内標識の英語表記を、それぞれ「Naruto German House」、「Otsuka Museum of Art」等に改善することとする（図表1-(3)-⑪参照）。</p> <p>（注） 徳島河川国道事務所は、徳島県及び鳴門市とともに、上記①の改善対象経路に設置されている道路案内標識の合同点検を行い、i）英語表記がないもの、ii）英語表記に誤りがあるもの、iii）英語表記が統一されていないものなど国道5か所（うち1か所は鳴門市が設置）、県道26か所、市道6か所の計37か所を要改善箇所として把握している。</p> <p>③ 道路案内標識の英語表記の改善期限については、平成27年3月目処とする。</p>
愛媛県	松山	<p>松山河川国道事務所は、平成25年9月の道路局4課長連名事務連絡を受け、地方拠点として「松山」が選定されていることから、同事務所が事務局となっている愛媛県ブロック部会（図表1-(3)-⑨参照）を同年11月及び26年2月に開催し、同部会の委員のほか、臨時委員として四国運輸局、愛媛県及び松山市の観光部局職員の出席も得て、道路案内標識の英語表記の改善方針について、次の①～③のとおり決定している。</p> <p>① 道路案内標識の英語表記を改善する対象地域については、観光施設が集積している「環状道路内エリア」（図表1-(3)-⑫参照）とする。</p> <p>② 道路案内標識の英語表記に係る改善内容については、道路局4課長連名事務連絡の英語表記の基準（案）、道路標識設置要領（平成19年4月 四国地方整備局）等に基づき、対象地域に設置されている「道後温泉」、「市駅」、「〇〇通り」等の道路案内標識の英語表記を、それぞれ「Dogo Onsen」、「Matsuyamashi Sta.」、「〇〇St. 又は〇〇Street」等に改善することとする（図表1-(3)-⑬参照）。</p> <p>③ 道路案内標識の英語表記の改善期限については、i）松山河川国道事務所の直轄国道（国道11号及び56号）については、平成25年度末、ii）その他の国道及び地方</p>

区分	地方拠点	道路案内標識の英語表記に係る改善方針
		道については、平成27年度末までとする。
高知県	高知	<p>土佐国道事務所は、平成25年9月の道路局4課長連名事務連絡を受け、地方拠点として「高知」が選定されていることから、同事務所が事務局となっている高知県ブロック部会（図表1-(3)-⑨参照）を同年12月に開催し、同部会の委員のほか、臨時委員として四国運輸局の観光部局職員、高知市等の国際交流員の出席も得て、対象地域を観光施設が集積している高知市中心部としている。</p> <p>また、土佐国道事務所は、平成26年2月に、高知県在留の留学生等の参加を得て、高知県及び高知市とともに、高知市中心部における道路案内標識（注）の英語表記の合同点検を行い、その結果、「高知城」の英語表記について、「Kochi Castle」と「Kochi jo Castle」があり、統一されていないことを把握した。</p> <p>（注） 土佐国道事務所等が道路案内標識の英語表記の合同点検を実施したのは、高知市のはりまや橋観光バスターミナルからはりまや橋を経由し、高知城に至るまでの国道32号及び市道に設置された道路案内標識である。</p> <p>これを踏まえ、土佐国道事務所は、「道路案内標識の英語表記について～外国人旅行者にも分かりやすい道路案内標識へ～」（平成26年8月29日付け高知県ブロック部会長事務連絡。以下「高知県ブロック部会長事務連絡」という。）を同部会の構成機関である高知県及び高知市宛てに発出して、道路案内標識における「高知城」の英語表記を「Kochi Castle」に統一する方針を提案し、了承を得るとともに、26年12月に開催する次回の同部会までに改善を行うよう要請している（図表1-(3)-⑩参照）。</p> <p>なお、高知県ブロック部会長事務連絡には、「高知城」以外の英語表記について、高知県内在住の外国人から変更及び新規追加の整備の必要性並びに変更優先順位について意見を聴取した上で、平成26年12月に開催する高知県ブロック部会で各機関の整備方針を確認する旨記載している。</p> <p>しかし、出席者の日程調整がつかず、会議を開催できなかったことから、「高知城」以外の英語表記については、高知県及び高知市に対し、土佐国道事務所の改善予定箇所のリストを送付している。</p>

（注） 徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(3)-⑨ 徳島県、愛媛県及び高知県における県ブロック部会の出席者一覧

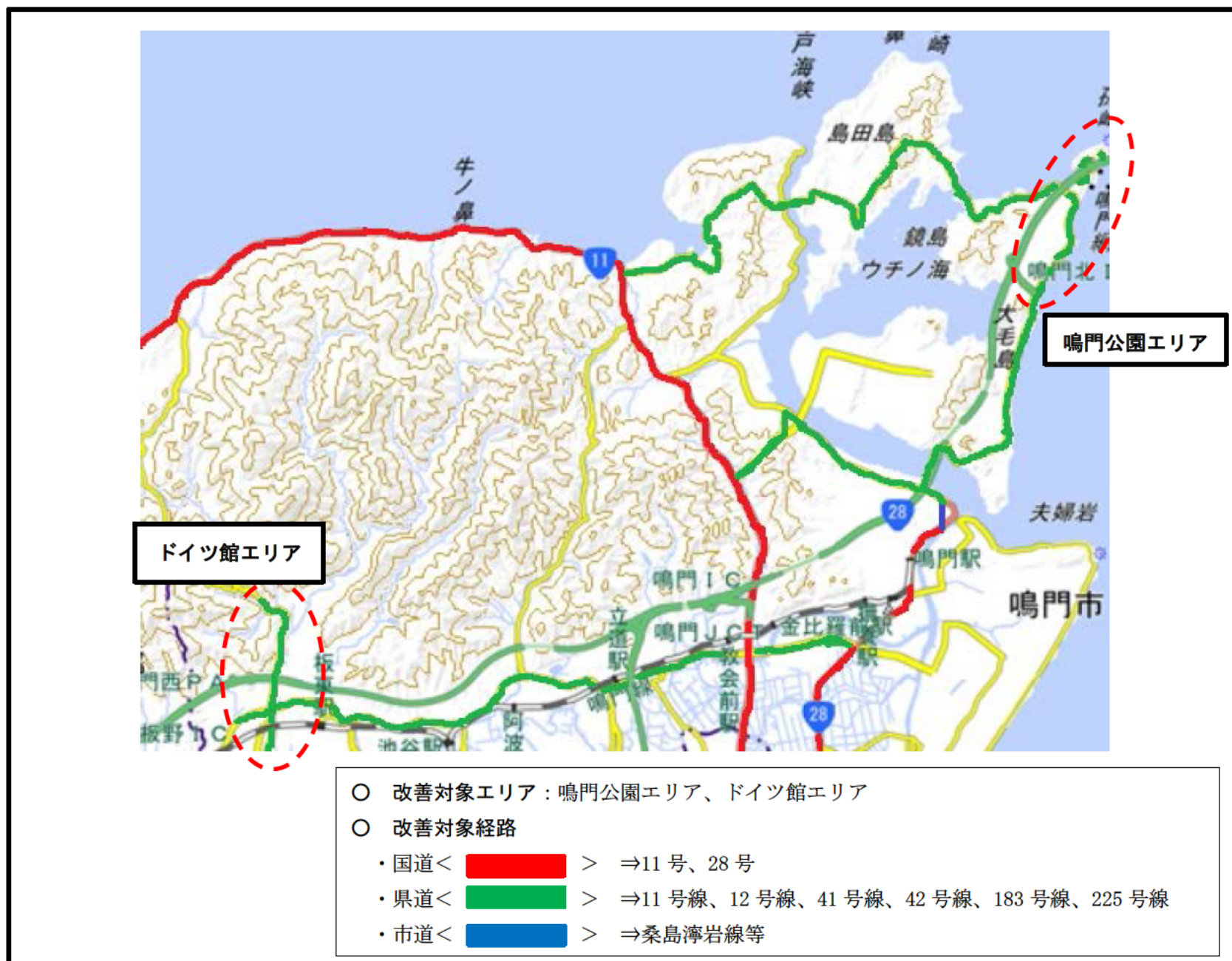
区 分		県ブロック部会出席者の機関名・所属・役職
徳島県 ブロッ ク部会	委員	徳島河川国道事務所長
		徳島県県土整備部道路局道路整備課長
		西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所長
		本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター所長
	臨時委員	四国運輸局企画観光部観光地域振興課長
		徳島県商工労働部国際戦略課長
鳴門市経済建設部長		
愛媛県 ブロッ ク部会	委員	松山河川国道事務所長
		大洲河川国道事務所長
		愛媛県土木部道路維持課長
		西日本高速株式会社愛媛高速道路事務所長
		本四高速道路株式会社しまなみ今治管理センター所長
	臨時委員	四国運輸局愛媛運輸支局長
		愛媛県経済労働部国際交流課長
		松山市都市整備部長 松山市産業経済部長
高知県 ブロッ ク部会	委員	土佐国道事務所長
		高知県土木部道路課長
		西日本高速道路株式会社四国支社高知高速道路事務所長
	臨時委員	四国運輸局企画観光部国際観光課課長補佐
		高知県警察本部交通規制課施設主任
		高知市道路管理課課長補佐
		高知市総務部総務課国際平和係国際交流員 馬路村教育委員会国際交流員

(注) 1 徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 本表の徳島県ブロック部会は平成 26 年 1 月、愛媛県ブロック部会は 25 年 11 月及び 26 年 2 月、高知県ブロッ  
ク部会は 25 年 12 月に開催されており、出席者の所属（局部課係）は、当該部会開催当時のものである。



図表 1-(3)-⑩ 道路案内標識の英語表記の改善に係る対象地域等（徳島県）



(注) 1 徳島河川国道事務所の記者発表資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。  
 2 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図（タイル）を複製したものである（承認番号 平28情複、第410号）

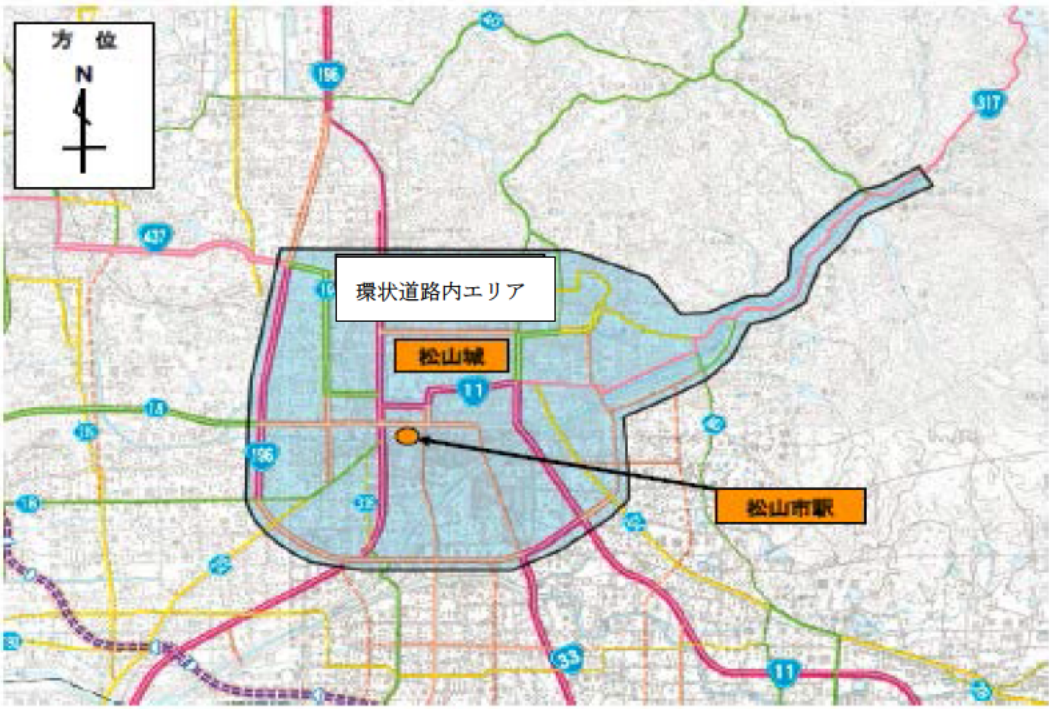
図表 1-(3)-⑪ 対象地域等における道路案内標識の英語表記の改善方針

区分	道路案内標識の表示内容		英語表記の改善方針
	日本語表記	英語表記	
徳島県	ドイツ館	Germany Museum	Naruto German House
	大塚国際美術館	The Otsuka Museum of Art	Otsuka Museum of Art
愛媛県	道後温泉	Dogo Spa	Dogo Onsen
	松山観光港	Matsuyamakankoko Port Matsuyamakankoko	Matsuyamakanko Port
	松山港	Matsuyamako Kankoko Port	Matsuyama Port
	三津浜港	Mitsuhamako Port Mitsuhamako	Mitsuhamako Port
	(松山) 市駅	Shieki Matsuyama City Sta.	Matsuyamashi Sta.
	松山城	Matsuyama Castle	Matsuyamajo Castle
	〇〇通り	〇〇dori	〇〇St. 〇〇Street
	(松山市) 空港通 2 丁目	Airport St 2-Chome	Kukodori 2-Chome
高知県	高知城	Kochijo Castle	Kochi Castle

- (注) 1 徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 「道路案内標識の表示内容」とは、対象地域等の道路の管理者が、道路案内標識の点検を実施した際の日本語表記及び英語表記を示す。
- 3 徳島県及び愛媛県の「英語表記の改善方針」については、主なものを記載した。



図表 1-(3)-⑫ 道路案内標識の英語表記の改善に係る対象地域（愛媛県及び高知県）

区分	地方 拠点	道路案内標識の英語表記の改善に係る対象地域
愛媛県	松山	
高知県	高知	高知市中心部（具体的なエリアは定めておらず、地図にプロットしたものはない。）

(注) 松山河川国道事務所及び徳島河川国道事務所の記者発表資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表 1-(3)-⑬ 徳島県、愛媛県及び高知県における道路案内標識の英語表記の改善状況（単位：箇所）

区分	地方拠点	道路管理者	英語表記の改善箇所数
徳島県	鳴門・南あわじ	徳島河川国道事務所	4
		徳島県	26
		鳴門市	7
		計	37
愛媛県	松山	松山河川国道事務所	35
		愛媛県	11
		松山市	67
		計	113
高知県	高知	土佐国道事務所	6
		高知県	2
		高知市	1
		計	9

- (注) 1 徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 「英語表記の改善箇所数」は、四国地方幹線道路協議会道路管理部会標識分科会の各県ブロック部会で道路案内標識の英語表記に係る改善方針を決定してから平成 27 年度末までに英語表記の改善が行われた道路案内標識の箇所数であり、例えば、一つの道路案内標識に表示されている 2 施設の英語表記を改善した場合、2 か所ではなく 1 か所としてカウントしている。
- 3 鳴門市が英語表記の改善を行った道路案内標識 7 か所のうち、1 か所は、徳島河川国道事務所が管理する国道に鳴門市が設置したものである。

図表 1-(3)-⑭ 道路案内標識の英語表記が統一されていない例等（種類別箇所数集計表）

（単位：箇所）

区分	地方拠点	道路案内標識の調査対象箇所数	道路案内標識の英語表記が統一されていない例等の分類		
			県ブロック部会において改善方針を決定していないこと等から、対象地域内の道路案内標識の英語表記が統一されていないもの	多言語対応ガイドラインに基づく英語表記がなされていないもの	県ブロック部会において改善方針を決定しており、道路管理者は、改善方針に沿った英語表記の改善を完了したとしているが、一部の道路案内標識が未改善となっているもの
徳島県	鳴門・南あわじ	国道 5	0	0	0
		県道 26	0	0	0
		市道 6	0	0	0
		小計 37	0	0	0
愛媛県	松山	国道 25	4	3	0
		県道 10	3	0	0
		市道 24	9	6	8
		小計 59	16	9	8
高知県	高知	国道 6	0	0	0
		県道 2	0	0	0
		市道 6	0	0	1
		小計 14	0	0	1
計		国道 36	4	3	0
		県道 38	3	0	0
		市道 36	9	6	9
		合計 110	16	9	9

（注） 1 徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「道路案内標識の調査対象箇所数」とは、上記 1 の 3 事務所が、現地調査の対象とした道路案内箇所数を示す。

図表 1-(3)-⑮ 道路案内標識の英語表記が統一されていない例等

区分	地方拠点	道路案内標識の設置場所	道路案内標識の英語表記が統一されていない例等
愛媛県	松山	国道 11 号及び市道	<p>同一の施設等に係る道路案内標識の英語表記は、告示の規定により、同一の表示をするものとされているが、松山市の「子規堂」については、愛媛県ブロック部会において道路案内標識の英語表記に係る改善方針を決定していない。</p> <p>このため、「子規堂」については、松山市の中之川通りとその付近の市道に設置されている道路案内標識 4 か所に、「Shiki House」と英語表記されているのに対し、中之川通りと接続する国道 11 号に設置されている道路案内標識 2 か所には、「Shikido」とローマ字表記されており、表示内容が統一されていない（図表 1-(3)-⑯参照）。</p> <p>○ 松山河川国道事務所（道路管理第二課）の意見 「子規堂」については、対象地域内にある著名地点であることから、愛媛県ブロック部会において道路案内標識の英語表記に係る改善方針を決定すべきものであるが、同部会では、改善方針を決定していない（理由は不明）。</p> <p>○ 松山市（道路管理課）の意見 「子規堂」については、平成 27 年度に市道に設置している道路案内標識の英語表記を改善したものであるが、市道以外の道路に「子規堂」の道路案内標識が設置されていることを把握していなかったため、愛媛県ブロック部会に対し、改善方針の協議を提案しなかった。</p>
		国道 11 号、56 号、県道 20 号線及び市道	<p>同一の施設等に係る道路案内標識の英語表記は、告示の規定により、同一の表示をするものとされている。</p> <p>しかし、愛媛県ブロック部会においては、「市役所」の道路案内標識の英語表記に係る改善方針について、平成 26 年 2 月に、道路局 4 課長連名事務連絡の英語表記の基準（案）に沿って「City Office」と決定しているところ、その後、同年 3 月に公布された告示では、「市役所」の道路案内標識の英語表記について、「City Hall」を用いることとされているにもかかわらず、当該改善方針の見直しについて検討していない（注）。</p> <p>（注） 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年号外総理府、建設省令第 3 号）の附則（平成 26 年内閣府令、国土交通省令第 2 号）のみなし規定により、この命令の施行（平成 26 年 4 月 1 日）の際、現に改正前の当該命令の規定により設置されている案内標識は、当分の間、改正後の当該命令の相当規定による種類の案内標識とみなすこととされている。</p>

区分	地方拠点	道路案内標識の設置場所	道路案内標識の英語表記が統一されていない例等
			<p>このため、「市役所」については、松山市の千舟町通り（市道）、サクラメント通り（同）に設置されている道路案内標識各1か所（計2か所）に、「CITY HALL」と英語表記されているのに対し、①国道11号1か所、②国道56号1か所、③県道20号線3か所、④千舟町通り1か所、⑤サクラメント通り2か所に設置されている「市役所」の道路案内標識（計8か所）には、「CITY OFFICE」と英語表記されており、表示内容が統一されていない（図表1-(3)-⑩参照）。</p> <p>○ 松山河川国道事務所（道路管理第二課）の意見</p> <p>「市役所」については、平成26年2月に開催した愛媛県ブロック部会において道路案内標識の英語表記を「City Office」とする改善方針を決定しているが、同年3月に公布された告示により、「City Hall」に変更されて以降も、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の経過措置に係る規定により、既存の道路案内標識については、次に標識を取り替えるタイミングで対応することとされているため、同部会において当該改善方針の変更等について協議していない。</p> <p>○ 愛媛県（道路維持課）の意見</p> <p>「市役所」については、愛媛県ブロック部会において道路案内標識の英語表記に係る改善方針を決定していたかどうか承知していない。</p> <p>しかし、道路案内標識の英語表記の連続性及び統一性を確保するため、「市役所」の英語表記について、愛媛県ブロック部会で国、県及び市が足並みを揃える必要があると考えており、告示の英語表記に従い、シールの貼付など軽微な改修が可能な道路案内標識については、可能な限り平成28年度中に英語表記を改善するよう検討したい。</p> <p>また、その他の軽微な改修では対応できない道路案内標識については、予算措置の検討を含め、「えひめ国体」が開催される平成29年9月30日までに同様の改善を行うよう検討したい。</p> <p>○ 松山市（道路管理課）の意見</p> <p>「市役所」については、道路案内標識の交換や同一の道路案内標識に記載されている他の表記内容の改善に合わせて、道路案内標識の英語表記を改善する方針である。</p>

区分	地方拠点	道路案内標識の設置場所	道路案内標識の英語表記が統一されていない例等
		市道	<p>「〇〇通り」については、愛媛県ブロック部会において道路案内標識の英語表記を「〇〇St.」又は「〇〇Street」とする改善方針を決定しており、松山市は、当該改善方針に沿って、道路案内標識の英語表記の改善を完了したとしている。</p> <p>しかし、松山市の「三番町通り」については、当該通り（市道）と接続する国道 11 号に設置されている道路案内標識 1 か所に「3-bancho Street」と表記されており、愛媛県ブロック部会の改善方針に沿った英語表記となっているが、当該通り（市道）に設置されている道路案内標識 3 か所には、「Sanbancho-dori」と表記されており、当該改善方針に沿った英語表記の改善がなされていない（図表 1-(3)-⑱参照）。</p> <p>また、松山市の「千舟町通り」及び「サクラメント通り」については、当該通り（市道）に設置されている道路案内標識（千舟町通り 3 か所、サクラメント通り 2 か所の計 5 か所）に、それぞれ「Chifunemachi-dori」、「Sacramento-dori」と表記されており、愛媛県ブロック部会の改善方針に沿った英語表記の改善がなされていない（図表 1-(3)-⑲参照）。</p> <p>○ 松山市（道路管理課）の意見</p> <p>「〇〇通り」については、①愛媛県ブロック部会において、道路案内標識の英語表記に係る改善方針に従い、平成 27 年度末までに英語表記を改善するよう決定したとは認識していないこと、②予算措置を伴う高所に設置された道路案内標識の英語表記の改善を優先的に実施したことから、現在のところ、指摘のあった道路案内標識の英語表記が未改善となっているが、平成 28 年度中に改善する予定である。</p>
		国道 11 号、56 号及び市道	<p>「松山城」については、愛媛県ブロック部会において道路案内標識の英語表記を「Matsuyamajo Castle」とする改善方針を決定しており、松山河川国道事務所及び松山市は、当該改善方針に沿って、道路案内標識の英語表記を改善している。</p> <p>しかし、多言語対応ガイドラインでは、普通名詞部分を含む固有名詞の英語の表記方法について、普通名詞部分以外の表音を表記するとともに、普通名詞部分の表意を表記することとされており、「松山城」の場合、「Matsuyama Castle」と表記することになることから、対象地域内の①国道 11 号 2 か所、②国道 56 号 1 か所、③市道 6 か所に設置されている道路案内標識（計 9 か所）では、ガイドラインに基づく表記がなされていない（図表 1-(3)-⑳参照）。</p>



区分	地方拠点	道路案内標識の設置場所	道路案内標識の英語表記が統一されていない例等
高知県	高知	市道	<p>「高知城」については、高知県ブロック部会において道路案内標識の英語表記を「Kochi Castle」とする改善方針を決定しており、高知市は、当該改善方針に沿って、道路案内標識の英語表記の改善を完了したとしているが、高知市追手筋1丁目（高知メディカルプラザ付近）の市道に設置されている「高知城」の道路案内標識1か所は、「Kochijo」とローマ字で表記されており、同ブロック部会の改善方針に沿った英語表記の改善がなされていない（図表1-(3)-⑳参照）。</p> <p>○ 高知市（道路管理課）の意見 「高知城」について、対象地域（高知市中心部）の市道に英語表記が未改善の道路案内標識があることは把握していなかったが、今後、英語表記の改善を検討したい。</p> <p>○ 土佐国道事務所（管理第二課）の意見 「高知城」の道路案内標識の英語表記については、改善が完了したものと考えており、対象地域（高知市中心部）の市道に未改善の道路案内標識があることは把握していなかった。</p> <p>なお、道路案内標識の英語表記については、高知県ブロック部会において改善方針を決定しているが、改善を行う時期については、高知市が判断するものである。</p>

(注) 愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(3)-⑯ 「子規堂」の道路案内標識の英語表記が統一されていない例



(注) 1 愛媛行政評価事務所の調査結果による。  
 2 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである (承認番号 平 28 情複、第 410 号)。



図表 1-(3)-⑩ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年号外総理府令・建設省令第 3 号）＜抜粋＞

道路法第 45 条第 2 項及び道路交通法第 9 条第 3 項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令を次のように定める。

第 1 条～第 10 条 （略）

附則（平成 26 年 3 月 25 日内閣府・国土交通省令第 2 号）

- 1 この命令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の規定により設置されている案内標識は、当分の間、改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の相当規定による種類の案内標識とみなす。

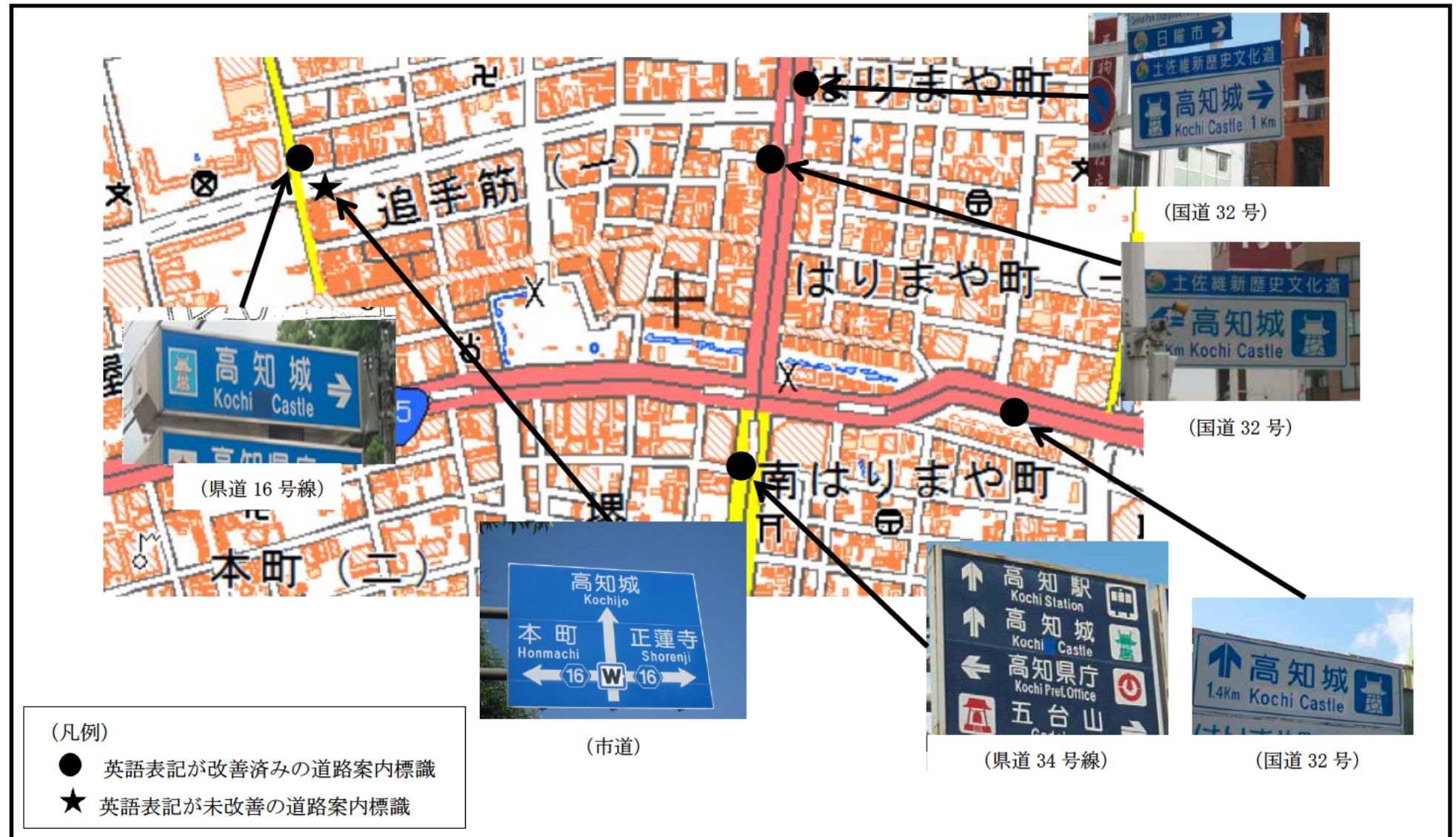


図表 1-(3)-⑱ 「〇〇通り」の道路案内標識の英語表記が愛媛県ブロック部会の改善方針に沿って改善されていない例



(注) 1 愛媛行政評価事務所の調査結果による。  
 2 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである (承認番号 平 28 情複、第 410 号)。

図表 1-(3)-⑳ 「高知城」の道路案内標識の英語表記が高知県ブロック部会の改善方針に沿って改善されていない例



(注) 1 高知行政評価事務所の調査結果による。

2 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである (承認番号 平 28 情複、第 410 号)。





図表 1-(3)-㉔ 同一地点に並列して設置された「地下駐車場」に係る道路案内標識の英語表記



- (注) 1 高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである (承認番号 平 28 情複、第 410 号)。



図表 1-(3)-㉓ 観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成 26 年 3 月  
国土交通省観光庁）＜抜粋＞

## 第 1 編 多言語対応の方向性

### 1. 多言語対応を行う対象・範囲等

#### b. 対応言語の考え方

対応する言語については、施設特性や地域特性の観点及び多言語対応の対象となる情報の種類により異なるものと考えられる。名称・標識・サイン・情報系（すなわち、「禁止・注意を促すタイプ」及び「名称・案内・誘導・位置を示すタイプ」）は、提供情報が明らかに訪日外国人旅行者にとって利用価値が低い場合（例：駅長室 定期券売り場等）を除き、英語併記を行うことを基本とする。

また、解説系（すなわち、「展示物等の理解のために文章で解説をしているタイプ」）は、視認性や美観等に問題がない限り、英語併記をすることが望ましい。

なお、施設特性や地域特性の観点から、中国語又は韓国語等の表記の必要性が高い施設については、視認性や美観等に問題がない限り、中国語又は韓国語その他の必要とされる言語（例えば、タイ語、ロシア語等）を含めた表記を行うことが望ましい。

このほか、展示物等を生み出した国や文化の固有の言語がある場合には、当該言語を併せて表記することを検討する。

（略）

## 第 2 編 多言語対応の実現に向けて

### 6. 多言語表記の統一性・連続性の確保

#### b. 地域等における多言語表記の統一性・連続性の確保

多言語対応については、可能な限り地域や各種施設の間で統一性・連続性を確保することが望ましい。

（名称・案内・誘導・位置を示す情報について）

名称・案内・誘導・位置を示すもの（タイプ B）については、多言語表記の不統一や非連続性が原因で、訪日外国人旅行者が迷うことがないように、地域単位でその統一性・連続性を確保することが必要である。具体的には、自治体、施設管理者、地図事業者の他、地域で外国人向けのガイドブックを提供する事業者や、ネットやアプリ等で地域の情報提供を行う事業者等、地域の関係者が連携して、共通で使用する固有名詞の対訳語一覧を作成し、関係者間で表記を統一することが望ましい。

このほか、日本のガイドブックを出版している海外の出版社において各地域の情報を発信している場合があることから、このような事業者に対しても、情報提供を行うことが望ましい。

（禁止・注意を促す情報について）

禁止・注意を促すもの（タイプ A）については、直ちに禁止・注意事項を理解できるよう、見た目の分かりやすさが重視される情報である。

このため、このような情報については、ピクトグラムの活用も有効であると考えられる

ので、地域における統一性・連続性の確保に留意しつつ、これを積極的に活用することが望ましい。

(専門的な用語や業種固有の用語について)

上記のような地域での取組に加え、専門的な用語や業種固有の用語の統一性・連続性を確保するべく、各種施設の属する業種の関係者において、必要に応じ、さらに詳細に対訳語を定めていくことが望ましい。

## 7. 多言語対応推進のあり方

(国における対応)

今後、観光立国実現に向けて多言語対応の改善・強化の取組を力強く推進して行くためには、国において、本ガイドラインに関する問い合わせや、本ガイドラインだけでは判断が難しい問題について、関係者からの相談等に適切に対応することが求められる。

(地域における対応)

また、前述のとおり、訪日外国人旅行者が迷うことなく目的地に辿り着くためには、地域における多言語表記の統一性・連続性の確保が必要であることから、各地域において共通で使用する固有名詞の対訳語一覧を作成し、関係者間で表記を統一することが必要である。その際、自治体が主体となって、地域のボランティアや在日外国人、観光関係者、訪日外国人旅行者等、多様な主体を巻き込みながら、これらの取組を推進することが期待される。

なお、複数の自治体間等において表記の統一が求められる場合など、より広域的な取組が必要な場合は、地方運輸局や都道府県とも連携しながら取組を推進することが望ましい。

さらに、この際、ICT やクラウド技術等を活用することにより、地域のボランティアや在日外国人、観光関係者並びにユーザーである訪日外国人旅行者等が気軽に参加し、意見交換や情報発信ができる環境が整備できれば、地域における多言語対応の改善・強化の取組が飛躍的に向上するものと考えられる。

(取組の評価)

上記のほか、国において、外国人目線を活用しながら各地域の取組事例を点検し、好事例を広く関係者に周知するなど、多言語対応の取組についての評価を実施することにより、関係者の取組の改善・強化を一層促進することが必要である。

(関係者への働きかけ)

さらに、対訳語一覧について、地図事業者や海外で日本関係のガイドブックを出版している出版社、ネットやアプリ等で情報提供を行う事業者等に紹介し、表記内容の統一性・連続性を確保するよう働きかけるなど、国や地域において積極的に多言語対応の改善・強化に向けて努力することが重要である。

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 1-(3)-⑳ 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014―「訪日外国人 2000 万人時代」に向けて―（平成 26 年 6 月 17 日観光立国推進閣僚会議）＜抜粋＞

## 5. 外国人旅行者の受入環境整備

訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みを目指すためには、外国人旅行者の不便や障害、不安等を徹底的に解消するとともに、訪日外国人旅行者の満足度を一層高めることが重要である。このため、多言語対応の改善・強化や、二次交通の利便性向上、クルーズの受入環境、通信環境、決済環境、買物環境、ムスリム旅行者のための食事・礼拝環境の改善、外国人旅行者の安全確保等、外国人目線に立って、あらゆる切り口から、国内において外国人旅行者が移動・滞在しやすい環境の整備に向けた取組を徹底・強化する。

また、年間 2000 万人の外国人旅行者を受け入れるにあたって、航空・バス等の交通機関や宿泊施設等の供給能力（キャパシティー）が制約要因となることがないように、需給の状況を丁寧に見ながら、適切な対応に努めることが重要である。

### (1) 多言語対応の改善・強化

- 外国人旅行者が出来るだけ「言葉の壁」を感じることなく訪日旅行を楽しむことが出来るよう、美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等における多言語対応について、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（平成 26 年 3 月）に従って、全国各地で多言語対応の改善・強化を図るとともに、多言語通訳・翻訳アプリや多言語対応観光アプリ等の活用によって、外国人旅行者のスムーズな情報取得を促進する。

#### <多言語対応ガイドラインの徹底>

- ・多言語対応ガイドラインを関係者に周知して積極的取組を促進するほか、①外国人目線を活用して各地域の取組事例を点検して、好事例等を周知し、②地域における固有名詞の表記、業種内の用語、実際の標識・サイン等とガイドブック・ウェブサイト等、様々な切り口による統一性・連続性の確保に向けた取組を進める。【改善・強化】

(後略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 1-(3)-㉔ 観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015 - 「2000 万人時代」早期実現への備えと地方創生への貢献、観光を日本の基幹産業へー (平成 27 年 6 月 5 日観光立国推進閣僚会議) <抜粋>

4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備

外国人旅行者の不便や障害、不安等を徹底的に解消するとともに、訪日外国人旅行者の満足度を一層高める「受入環境整備」は、インバウンド拡大に必須の課題領域である。

2016 年度までに空港での入国審査最長待ち時間を 20 分以下に短縮するとの目標に向けた CIQ 要員の「機動的体制」の構築をはじめ、これまで以上に、スピード感を持って、あらゆる切り口から、国内において外国人旅行者が移動・滞在しやすい環境の整備に向けた「攻め」の取組を徹底・強化していく。

また、年間 2000 万人、さらには、その先の年間 3000 万人の訪日外国人旅行者を受け入れるにあたって、航空・バス等の交通機関や宿泊施設等の供給能力（キャパシティー）が制約要因となることがないように、需給の状況を丁寧に見ながら、空港ゲートウェイ機能の強化等、適切な対応に努めることが重要である。

特に、訪日外国人旅行者数が急激に増加している状況を踏まえ、「2000 万人時代」を万全の備えで迎えるべく、官民の関係者が十分連携をとって、受入環境整備を急ピッチで進めて行く。

(略)

(6) 多言語対応の強化

- 多言語対応ガイドライン (2014 年 3 月) に基づき、多言語対応の統一性・連続性の確保に向けて必要な取組を進める。

(後略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 1-(3)-㉔ 調査した英語版の観光マップ、パンフレット一覧

県名	名称	作成主体
徳島県 (19)	NARUTO Tourist Attractions	一般社団法人鳴門市うずしお観光協会
	ひわさ散策絵地図	美波町
	ドライビングマップ	一般社団法人そらの郷
	untouched Japan	徳島県
	TOKUSHIMA Tourist Guide	徳島県国際観光テーマ地区推進協議会
	Unexplored Trip	三好市
	美波町	美波町
	Come on in!! OBOKE/IYA inTokushima	大歩危祖谷温泉郷
	Nishi Awa Tourism Map	西祖谷観光協会事務局（三好市観光課）
	Shikoku Nishi Awa Tourism Map	徳島県
	Blue Travel Journal	美馬市
	四国	四国ツーリズム創造機構
	SHIKOKU JAPAN (TOURIST GUIDE BOOK)	四国運輸局
	THE OCEAN OF SHIKOKU THE MYSTIC MOUNTAIN OF SHIKOKU	四国運輸局、三好市
	SHIKOKU Rekishi-Bunkado	四国歴史文化道推進協議会
	なると観光マップ	鳴門市
	うずしお汽船案内	徳島県
	鳴門観光汽船案内	徳島県
	鳴門公園案内	徳島県
香川県 (19)	Kagawa Art & Travel	香川県観光協会
	WELCOME TO KAGAWA JAPAN	香川県観光協会
	おせったいのこころ おもてなしのさほう。	香川県観光協会
	TAKAMATSU NAVIGATION・MAP	高松市
	Japan 丸亀うちわ	丸亀市、香川県うちわ協同組合連合会
	A Journey of the Five Senses in Sanuki City	さぬき市観光協会
	Mitoyo Tourism Guidebook	三豊市観光協会
	Shodoshima GUIDE BOOK	土庄町
	SHODOSHIMA ROAD MAP	小豆島町、小豆島町観光協会
	KANKAKEI MAP	小豆島町
	NAKAYAMA MAP	小豆島町
	MITO MAP	小豆島町
	三木町	三木町
	Naoshima Area Map	直島町観光協会
	Naoshima Walking Map	直島町観光協会
	なおしまエリアマップ	直島町観光協会

県名	名称	作成主体
香川県 (続き)	naoshima yago map	直島町
	KONPIRA	琴平町
	Manno Lake	まんのう町
愛媛県 (18)	MATSUYAMA Official Guide and Maps	松山市
	松山市観光ガイド	松山市
	Map of the whole area of Matsuyama City	松山観光コンベンション協会
	Map of Matsuyama City Center	松山観光コンベンション協会
	Matsuyama City Center Sightseeing Map1	松山観光コンベンション協会
	Matsuyama City Center Sightseeing Map2	松山観光コンベンション協会
	Dogo Onsen and Vicinity Sightseeing Map	松山観光コンベンション協会
	Matsuyama City Center and Suburbs Sightseeing Map	松山観光コンベンション協会
	今治の旅	今治市
	BIKE TOURING GUIDE MAP	瀬戸内しまなみ海道振興協議会・本州四国連絡高速道路(株)
	Kurushima Strait Guide book.	株式会社しまなみ
	UCHIKO Japan TOURIST GUIDE	内子町
	Nishi-Iyo Nostalgic Getaway	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合
	うちこまち歩きマップ	内子町
	内子座	内子町
	商いと暮らし博物館	内子町
	木蠟資料館上芳我邸	内子町
	Castle Town Ozu	大洲市観光総合宣伝事業推進協議会
高知県 (22)	Yosakoi Kochi まち歩きマップ	高知よさこい情報交流館
	Kochi Prefecture Sightseeing Map	高知県観光コンベンション協会
	Kochi Walker	高知SGG 善意通訳クラブ
	Niyodo River Area Map	一般社団法人仁淀ブルー観光協議会
	AKI CITY SIGHTSEEING GUIDEMAP	安芸市観光協会
	Japan Kochi Prefecture Sightseeing Guide Map	高知県観光コンベンション協会
	Guide Book TOSASHIMIZU	土佐清水市
	SOUTH WEST in SHIKOKU	高知県観光コンベンション協会
	The Shimanto River	四万十市観光協会
	こうちまっぷ	高知市観光振興課
	VISIT KOCHI JAPAN	高知県観光コンベンション協会
	MY-YU BUS KOCHI CITY'S TOURIST BUS	高知県観光コンベンション協会
	Shimanto City Sightseeing MAP	一般社団法人四万十市観光協会

県名	名称	作成主体
高知県 (続き)	Shimanto River basin Tourist Guide Map	幡多観光ビジターセンター
	The Town Closest to Earth Shimanto	四万十町、一般社団法人四万十町観光協会
	Shimanto River Leisure Map	四万十市観光協会
	KOCHI RYOMA AIRPORT	高知龍馬空港
	こうち	高知市観光振興課
	SHIKOKU Rekishi-Bunkado	歴史・文化道推進協議会事務局
	四国	四国ツーリズム創造機構
	Expressway Guide Map Chugoku Shikoku Area	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社
	Shimanto River Tourist Map (on both sides)	四万十市

図表 1-(3)-㉓ 調査した英語版の観光サイト一覧

県名	名称	作成主体
徳島県 (4)	Tokushima Tourism Site 【Toku NAVI】	公益財団法人徳島県国際交流協会
	NISHI-AWA	一般社団法人そらの郷
	TOURISM SHIKOKU	四国ツーリズム創造機構
	Mima Tourism Association	美馬市観光協会
香川県 (10)	My trip Kagawa = Sightseeing guide of Kagawa Prefecture, Japan	香川県観光協会
	Takamatsu City Web Site	高松市
	Marugame City Homepage english	丸亀市
	Tourist Guides of Sanuki City	さぬき市観光協会
	小豆島観光ガイド	土庄町
	Shodoshima Town	小豆島町
	SHODOSHIMA TRAVEL NAVI-INFORMATION	小豆島観光協会
	MIKI-TOWN	三木町
	TRAVEL GUIDE NAOSHIMA	直島町観光協会
Travel Guide Shikoku - The Michelin Green Guide	ミシュラン	
愛媛県 (5)	松山市オフィシャル観光 WEB サイト	松山市
	いよ観ネット	愛媛県
	Travel Guide Shikoku - The Michelin Green Guide	ミシュラン
	SHIMAP	瀬戸内しまなみ海道振興協議会
	内子町公式観光サイト「内子さんぽ」	内子町・内子町観光協会
高知県 (2)	観光パンフレット作成支援システム	高知県観光振興部おもてなし課
	VISIT KOCHI JAPAN	高知県観光コンベンション協会



図表 1-(3)-㉔ 英語表記が相違するもの

県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
徳島県 (7)	日和佐ウミガメ博物館カレッタ	Hiwasa Chelonian Museum Caretta (○四国／四国ツーリズム創造機構)	Karetta(Hiwasa Sea Turtle Museum) (○美波町／美波町)	56.0%
	簾庵 (ちいおり)	Chiiori (●Tokushima Tourism Site【Toku NAVI】 ／(公財) 徳島県国際交流協会)	Chiiori thatched roof traditional house (●NISHI-AWA／(一社) そらの郷)	52.0%
	祖谷溪・小便小僧	The Peeing Boy of Iya Gorge (○TOKUSHIMA Tourist Guide／徳島県国際観光テーマ地区推進協議会)	The Iya Valley Manneken Pis (●NISHI-AWA／(一社) そらの郷)	48.0%
	大鳴門橋架橋記念館エディ	Naruto Ohashi Memorial Museum Eddy (●Tokushima Tourism Site【Toku NAVI】 ／(公財) 徳島県国際交流協会)	Memorial Hall of Onaruto-kyo Bridge (○なると観光マップ／鳴門市)	44.0%
	土柱	Awa Sand Pillars (●Tokushima Tourism Site【Toku NAVI】 ／(公財) 徳島県国際交流協会)	Earth Pillars(Dochu) (○なると観光マップ／鳴門市)	40.0%
	うだつの町並み	Udatsu Townscape (○TOKUSHIMA Tourist Guide／徳島県国際観光テーマ地区推進協議会)	Old Streets of Wakimachi with 'Udatsu' (●NISHI-AWA／(一社) そらの郷)	28.0%
	大塚国際美術館	Otsuka Museum of Art (●Tokushima Tourism Site【Toku NAVI】 ／(公財) 徳島県国際交流協会)	The Otsuka International Museum of Art (○SHIKOKU JAPAN(TOURIST GUIDE BOOK) ／四国運輸局)	4.0%

県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
香川県 (12)	讃岐国分寺跡資料館	Sanuki Kokununji Temple Remains Museum (●Takamatsu City Web Site／高松市)	Kokubun-ji Ruin Reference Library (○TAKAMATSU NAVIGATION・MAP／高松市)	91.7%
	二十四の瞳映画村	Nijyushi-no-hitomi Movie Village (●My trip Kagawa = Sightseeing guide of Kagawa Prefecture, Japan／香川県観光協会)	The “Twenty four Eyes” Movie Studio (●Shodoshima Town／小豆島町)	87.5%
	なおしまスラグ陶芸体験工房	Ceramic Artwork Studio (○なおしまエリアマップ／直島町観光協会)	Naoshima Slag Ceramic Art Experience Studio (○Naoshima Area Map／直島町観光協会)	75.0%
	高松平家物語歴史館	Takamatsu Tale of Heike History Museum (○WELCOME TO KAGAWA JAPAN／香川県観光協会)	Takamatsu Heike Monogatari Wax Museum (○TAKAMATSU NAVIGATION・MAP／高松市)	75.0%
	石の民俗資料館	Stone Folk Art Museum (●My trip Kagawa = Sightseeing guide of Kagawa Prefecture, Japan／香川県観光協会)	Folklore Museum of Masonry (○WELCOME TO KAGAWA JAPAN／香川県観光協会)	70.8%
	丸亀市塩飽本島町笠島 (重要伝統的建造物群保存地区)	Preservation Districts for Groups of Traditional Buildings Kasajima, Shiwakuhonjimacho, Marugame City (○WELCOME TO KAGAWA JAPAN／香川県観光協会)	Honjima, Kasajima Townscape Preservation Area (○おせったいのこころ おもてなしのさほう。／香川県観光協会)	70.8%

県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
香川県 (続き)	大阪城残石記念公園	Osaka Castle Zanseki Memorial Park (●小豆島観光ガイド/土庄町)	The Remaining Stone's of Osaka Castle Memorial Park (○SHODOSHIMA ROAD MAP/小豆島町、小豆島町観光協会)	62.5%
	旧金比羅大芝居 (金丸座)	Konpira Oshibai Kabuki Theater (○WELCOME TO KAGAWA JAPAN/香川県観光協会)	Old Konpira Grand Theater (Kanamaru-za) (○Mitoyo Tourism Guidebook/三豊市観光協会)	54.2%
	地中美術館	The Chichu Art Museum (○Kagawa Art & Travel/香川県観光協会)	Chichu Underground Art Museum (○WELCOME TO KAGAWA JAPAN/香川県観光協会)	54.2%
	四国村 (四国民家博物館)	Shikokumura Village (Historical Folk House Museum of Shikoku) (●My trip Kagawa = Sightseeing guide of Kagawa Prefecture, Japan/香川県観光協会)	Shikoku Mura Museum (○WELCOME TO KAGAWA JAPAN/香川県観光協会)	54.2%
	少林寺拳法本部	Shorinji Kenpo Martial Arts Association Headquarters (●My trip Kagawa = Sightseeing guide of Kagawa Prefecture, Japan/香川県観光協会)	Shorinji Kenpo Federation Headquarters (○WELCOME TO KAGAWA JAPAN/香川県観光協会)	45.8%
	マルキン醤油記念館	Marukin Shoyu Historical Museum (●小豆島観光ガイド/土庄町)	Marukin Soy Sauce Museum (●Shodoshima Town/小豆島町)	45.8%

県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
愛媛県 (12)	内子まちの駅 Nanze	Cafe & Souvenir Shop Nanze (○UCHIKO Japan TOURIST GUIDE/内子町)	Machi-no-Eki Nanze Station (○Nishi-Iyo Nostalgic Getaway/八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合)	73.7%
	民芸伊予かすり会館	Iyo Kasuri Hall (○Map of Matsuyama City Center/松山観光コンベンション協会)	Iyo-kasuri Folk Craft Museum (○松山市観光ガイド/松山市)	73.7%
	鈍川せせらぎ交流館	Nibukawa Seseragi Exchange House (●SHIMAP/瀬戸内しまなみ海道振興協議会)	Nibukawa Seseragi Koryu-kan, public bathhouse (●いよ観ネット/愛媛県)	68.4%
	道の駅よしうみいきいき館	Yoshiumi Iki-iki-Kan Farm Stand (●いよ観ネット/愛媛県)	Road Station “Yoshiumi iki-iki Kan” (○今治の旅/今治市)	63.2%
	町家資料館	Machiya Townhouse Museum (○Nishi-Iyo Nostalgic Getaway/八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合)	Traditional Townhouse (○うちこまち歩きマップ/内子町)	52.6%
	道の駅内子フレッシュパークからり	Karari Farmers' Market & Restaurant (○UCHIKO Japan TOURIST GUIDE/内子町)	Uchiko Fresh Park KARARI (●いよ観ネット/愛媛県)	47.4%
	サンライズ糸山	Sunrise Itoyama (○MATSUYAMA Official Guide and Maps/松山市)	Central Rent-a-cycle Terminal “Sunrise Itoyama” (○今治の旅/今治市)	47.4%
	かわら館	Kawara Museum (○今治の旅/今治市)	Roof Tile Museum (●SHIMAP/瀬戸内しまなみ海道振興協議会)	36.8%

県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
愛媛県 (続き)	小田深山溪谷	Oda Mountains & Valleys (Odamiyama) (○UCHIKO Japan TOURIST GUIDE/内子町)	Odamiyama Gorge (○Nishi-Iyo Nostalgic Getaway/八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合)	36.8%
	坊ちゃん列車	Botchan Train (○MATSUYAMA Official Guide and Maps/松山市)	Botchan Ressha Street Car (●いよ観ネット/愛媛県)	36.8%
	八日市護国重要伝統的建造物群保存地区 (八日市・護国の町並み)	Yōkaichi & Gokoku Historic District Preservation Zone (○UCHIKO Japan TOURIST GUIDE/内子町)	Old Streets of Yōkaichi and Gokoku (●松山市オフィシャル観光 WEB サイト/松山市)	26.3%
	松山市駅	Matsuyama Shieki Sta. (Matsuyama City) (○MATSUYAMA Official Guide and Maps/松山市)	Matsuyama City Station (●いよ観ネット/愛媛県)	21.1%
高知県 (15)	べふ峡	<u>Befu Isthmus</u>	Befukyo Ravine (○Kochi Prefecture Sightseeing Map/高知県観光コンベンション協会)	54.2%
	砂浜美術館	<u>Seaside Gallery</u>	Sunahama Museum (○Japan Kochi Prefecture Sightseeing Guide Map/高知県観光コンベンション協会)	54.2%
	とさてらす	<u>Kochi Sightseeing Information Transmission Center Tosa terasu</u>	Tosa-Terrace (○Kochi Prefecture Sightseeing Map/高知県観光コンベンション協会)	54.2%

県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
高知県 (続き)	高知市立龍馬の生まれたまち記念館	<u>Kochi Municipal Ryoma's Birthplace Memorial Museum</u>	Ryoma's Hometown Museum (○Kochi Prefecture Sightseeing Map/ 高知県観光コンベンション協会)	54.2%
	西島園芸団地	<u>Nishijima Flower Garden</u>	Nishijima Fruit Farm (○Kochi Prefecture Sightseeing Map/ 高知県観光コンベンション協会)	50.0%
	四万十・川の駅 カヌー館	<u>Shimanto Kawanoeki Canoe House</u>	Canoe Kan (○The Shimanto River/四万十市観光協会)	45.8%
	香美市立やなせたかし記念館	<u>Kami City Takashi Yanase Museum</u>	Yanase Takashi Memorial Hall (○Kochi Prefecture Sightseeing Map/ 高知県観光コンベンション協会)	41.7%
	岩崎彌太郎生家	<u>Yataro Iwasaki Birthplace</u>	Yataro Iwasaki's Childhood Home (○AKI CITY SIGHTSEEING GUIDEMAP/安芸市観光協会)	37.5%
	吉良川の町並み	<u>Streets of Kiragawa</u>	Kiragawa Townscape (○Kochi Prefecture Sightseeing Map/ 高知県観光コンベンション協会)	33.3%
	四万十市立郷土資料館	<u>Shimanto City Local Museum</u>	Shimanto City Historical Museum (○The Shimanto River/四万十市観光協会)	33.3%

県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
高知県 (続き)	いの町紙の博物館	<u>Japanese Paper Museum in Ino</u>	Japanese Paper Museum (○Niyodo River Area Map／一般社団法人仁淀ブルー観光協議会)	29.2%
	桂浜	<u>Katsurahama</u>	Katsurahama Beach (○MY-YU BUS KOCHI CITY'S TOURIST BUS／高知県観光コンベンション協会)	25.0%
	はりまや橋	<u>Harimaya Bridge</u>	Harimayabashi/Harimayabashi Bridge (○Yosakoi Kochi まち歩きマップ／高知よさこい情報交流館)	25.0%
	足摺海底館	<u>Ashizuri Underwater Observation Tower</u>	Ashizuri Kaiteikan Underwater Observatory (○Guide Book TOSASHIMIZU／土佐清水市)	16.7%
	北川村「モネの庭」マルモッタ	<u>Kitagawa Villege "Monet's Garden" Mar mottan</u>	Monet's Garden (○Kochi Prefecture Sightseeing Map／高知県観光コンベンション協会)	16.7%

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。  
2 ○印は出典が観光マップ、観光パンフレットであることを、●印は出典がウェブサイトであることを示す。  
3 ( ) 内には、観光マップ等の名称とその作成主体を記載している。  
4 下線を付した英語表記は、高知県の「観光パンフレット作成支援システム」において、当該観光施設の対訳語として掲載されている表記である。

図表 1-(3)-㉑ 英語表記が相違するものの具体例

観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
日和佐ウミガメ博物館 カレッタ (徳島県)	マップ	四国 (四国ツーリズム創造機構)	<p>Hiwasa Chelonian Museum Caretta</p> 	
日和佐ウミガメ博物館 カレッタ (徳島県)	マップ	美波町 (美波町)	<p>Karetta (Hiwasa Sea Turtle Museum)</p> 	56.0%



観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設 であると 理解できない 外国人の割合
うだつの町 並み (徳島 県)	マップ	TOKUSHIMA Tourist Guide (徳島県国際観光テーマ地区推進協議会)	<p>Udatsu Townscape</p>  	28.0%
	サイト	NISHI-AWA ((一社) そらの郷)	<p>Old Streets of Wakimachi with 'Udatsu'</p>  <div data-bbox="1301 1070 1955 1345" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>Old Streets of Wakimachi with 'Udatsu'</b></p> <p>Located at a key point on the north shore of the Yoshino River and Sanuki highways cross, Wakimachi is also ideally placed for ship traffic on the Yoshino River. Today, you can see 85 buildings dating from the Edo to the early Showa periods, built using traditional methods, with the majority from the Meiji period.</p> </div>	




観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
二十四の瞳 映画村 (香川県)	サイト	My trip Kagawa = Sightseeing guide of Kagawa Prefecture, Japan (香川県観光協会)	<p>Nijyushi-no-hitomi Movie Village</p> 	87.5%
	サイト	Shodoshima Town (小豆島町)	<p>The "Twenty-four Eyes" Movie Studio</p> 	



観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
地中美術館 (香川県)	マップ	Kagawa Art & Travel (香川県観光協会)	<p>The Chichu Art Museum</p>  	54.2%
	マップ	WELCOME TO KAGAWA JAPAN (香川県観光協会)	<p>Chichu Underground Art Museum</p>  	

観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
内子まちの 駅 Nanze (愛媛県)	マップ	UCHIKO Japan TOURIST GUIDE (内子町)	Cafe & Souvenir Shop Nanze  	73.7%
	マップ	Nishi-Iyo Nostalgic Getaway (八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合)	Machi-no-Eki Nanze Station  	



観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
鈍川せせらぎ交流館 (愛媛県)	サイト	SHIMAP (瀬戸内しまなみ海道振興協議会)	<p>Nibukawa Seseragi Exchange House</p> 	68.4%
	サイト	いよ観ネット (愛媛県)	<p>Nibukawa Seseragi Koryu-kan, public bathhouse</p> 	

観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
西島園芸団地 (高知県)	サイト	高知県観光パンフレット作成支援システム (高知県観光振興部おもてなし課)	<p>Nishijima Flower Garden</p>  <p>英語</p> <p><b>Nishijima Flower Garden</b></p> <p>A nursery with lush tropical flowers and trees such as colorful bougainvillea where melons and watermelons can be eaten all year round and strawberry picking can be enjoyed from January to mid-June. Tomato curry using plenty of fruit tomatoes grown in the garden is also popular.</p>	50.0%
	マップ	Kochi Prefecture Sightseeing Map (高知県観光コンベンション協会)	<p>Nishijima Fruit Farm</p>  	

観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
いの町紙の博物館(高知県)	サイト	高知県観光パンフレット作成支援システム(高知県観光振興部おもてなし課)	<p>Japanese Paper Museum in Ino</p> 	29.2%
	マップ	Niyodo River Area Map ((一社)仁淀ブルー観光協議会)	<p>Japanese Paper Museum</p> 	

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(3)-㉔ ローマ字表記と英語表記が行われたことにより表記が相違するもの

県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
徳島県 (8)	うずしお汽船(観潮船)	Uzushio Kisen (○NARUTO Tourist Attractions/(一社) 鳴門市うずしお観光協会)	Tour Boat (○うずしお汽船案内/徳島県)	60.0%
	鳴門観光汽船(観潮船)	Naruto Kanko Kisen (○NARUTO Tourist Attractions/(一社) 鳴門市うずしお観光協会)	sightseeing cruise ship (○鳴門観光汽船案内/徳島県)	52.0%
	土釜	Dogama (○untouched Japan/徳島県)	Waterfall Basin (Dogama) (●Tokushima Tourism Site【Toku NAVI】 /(公財) 徳島県国際交流協会)	48.0%
	奥祖谷二重かずら橋	Okuiya Nijukazurabashi (○Nishi Awa Tourism Map/西祖谷観光 協会事務局(三好市観光課))	Oku-Iya Double Vine Bridge (○TOKUSHIMA Tourist Guide/徳島県国 際観光テーマ地区推進協議会)	48.0%
	大歩危小歩危	Oboke/Koboke (○Nishi Awa Tourism Map/西祖谷観光 協会事務局(三好市観光課))	Ōboke-Koboke Gorge (●NISHI-AWA/(一社)そらの郷)	40.0%
	渦の道	Uzu no Michi (○なると観光マップ/鳴門市)	Whirlpool Observatory Promenade (○鳴門公園案内/徳島県)	36.0%
	祖谷のかずら橋	Iya Kazurabashi (○Nishi Awa Tourism Map/西祖谷観光 協会事務局(三好市観光課))	Vine Bridges in Iya (○Shikoku Nishi Awa Tourism Map/徳 島県)	32.0%



県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
徳島県 (続き)	阿波踊り会館	Awa Odori Kaikan (●Tokushima Tourism Site【Toku NAVI】 ／(公財)徳島県国際交流協会)	Awa Dance Hall (○なると観光マップ／鳴門市)	28.0%
香川県 (8)	中山千枚田	Senmaida (●小豆島観光ガイド／土庄町)	Nakayama Terraced Rice Fields (○SHODOSHIMA ROAD MAP／小豆島町、小豆島町観光協会)	95.8%
	長崎のしし垣	Shishigaki (●小豆島観光ガイド／土庄町)	Earth Wall of Nagasaki (○SHODOSHIMA ROAD MAP／小豆島町、小豆島町観光協会)	95.8%
	岬の分教場	Misaki no Bunkyojo (○Shodoshima GUIDE BOOK／土庄町)	Branch School on the Cape (●My trip Kagawa = Sightseeing guide of Kagawa Prefecture, Japan／香川県観光協会)	91.7%
	醬の郷	Hishio no Sato (●小豆島観光ガイド／土庄町)	Soy Sauce Village (○SHODOSHIMA ROAD MAP／小豆島町、小豆島町観光協会)	91.7%
	肥土山農村歌舞伎	Hitoyama Noson Kabuki (○Shodoshima GUIDE BOOK／土庄町)	Hitoyama Rural Kabuki Stage (○SHODOSHIMA ROAD MAP／小豆島町、小豆島町観光協会)	75.0%
	うちわの港ミュージアム	Uchiwa no Minato Museum (●Travel Guide Shikoku - The Michelin Green Guide／ミシュラン)	Marugame Paper Fan Museum (○WELCOME TO KAGAWA JAPAN／香川県観光協会)	66.7%

県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
香川県 (続き)	鬼ヶ島おにの館	Onigashima Oni no Yakata (○TAKAMATSU NAVIGATION・MAP／高松市)	Onigashima Demon's Mantion (○WELCOME TO KAGAWA JAPAN／香川県観光協会)	62.5%
	讃州井筒屋敷	Sanshu Izutsu Yashiki (●My trip Kagawa = Sightseeing guide of Kagawa Prefecture, Japan／香川県観光協会)	Sanshu Izutsu Residence (○WELCOME TO KAGAWA JAPAN／香川県観光協会)	62.5%
愛媛県 (3)	臥龍山荘	Garyū Sansō (○MATSUYAMA Official Guide and Maps／松山市)	Garyu Cottage (○Castle Town Ozu／大洲市観光総合宣伝事業推進協議会)	52.6%
	松山総合公園	Sōgō Kōen Park (○MATSUYAMA Official Guide and Maps／松山市)	Matsuyama Sogo Koen (○Matsuyama City Center Sightseeing Map2)／松山観光コンベンション協会)	31.6%
	道後温泉本館	Dōgo Onsen Honkan (○MATSUYAMA Official Guide and Maps／松山市)	Dogo Onsen hot spring Main Building (●いよ観ネット／愛媛県)	31.6%
高知県 (3)	野良時計	<u>Farmer's Clock</u>	Nora Dokei (○AKI CITY SIGHTSEEING GUIDEMAP／安芸市観光協会)	58.3%
	佐田沈下橋	<u>Sada Chinkabashi</u>	Sada Low Water Crossing (○SOUTH WEST in SHIKOKU／高知県観光コンベンション協会)	33.3%



県名	観光施設名等	異なった英語表記		同一の観光施設等であると理解できない外国人の割合
高知県 (続き)	ひろめ市場	<u>Hirome Market</u>	Hirome Ichiba (○Kochi Prefecture Sightseeing Map ／高知県観光コンベンション協会)	29.2%

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 ○印は出典が観光マップ、観光パンフレットであることを、●印は出典がウェブサイトであることを示す。
- 3 ( ) 内には、観光マップ等の名称とその作成主体を記載している。
- 4 下線を付した英語表記は、高知県の「観光パンフレット作成支援システム」において、当該観光施設の対訳語として掲載されている表記である。

図表 1-(3)-㉑ ローマ字表記と英語表記が行われたことにより表記が相違するものの具体例

観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
奥祖谷二重 かずら橋 (徳 島県)	マップ	Nishi Awa Tourism Map (西祖谷観光協会事務局 (三好市観光課))	<p>Okuiya Nijukazurabashi</p> 	
奥祖谷二重 かずら橋 (徳 島県)	マップ	TOKUSHIMA Tourist Guide (徳島県国際観光テーマ地区推進協議会)	<p>Oku-Iya Double Vine Bridge</p>  <p>④ Oku-Iya Double Vine Bridge Made entirely from vines, this double bridge consists of a men's bridge and a women's bridge. They are still used by hikers and local residents.</p> <p>④ 奥祖谷二重かずら橋 奥祖谷のかずら橋は、男橋と女橋がかり、現在も登山者などに利用されています。</p> <p>Address: Higashiya, Nagoro, Miyoshi City Hours: Sunrise to sunset</p>	48.0%

観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
祖谷のかずら橋 (徳島県)	マップ	Nishi Awa Tourism Map (西祖谷観光協会事務局 (三好市観光課))	<p>Iya Kazurabashi</p> 	32.0%
	マップ	Shikoku Nishi Awa Tourism Map (徳島県)	<p>Vine Bridges in Iya</p> 	

観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
岬の分教場 (香川県)	マップ	Shodoshima GUIDE BOOK (土庄町)	<p>Misaki no Bunkyojyo</p>   <p><b>16 Misaki no Bunkyojyo</b> (岬の分教場)</p> <p>Misaki no Bunkyojyo is the elementary school in which the movie, "Twenty-Four Eyes," was set. The school building was built in 1902 and was in use until 1972. There are two classrooms and a small dormitory for teachers in this school. Pictures on the walls of the classroom were drawn by actual students of this elementary school.</p> <p>バス 坂手線(田ノ浦方面行) 田ノ浦下車</p>	91.7%
	サイト	My trip Kagawa = Sightseeing guide of Kagawa Prefecture, Japan (香川県観光協会)	<p>Branch School on the Cape</p>   <p>Home &gt; Sightseeing Points</p> <p><b>Branch School on the Cape</b></p> <p>This was the small branch school that made the setting for the roof and wooden school buildings have been left the way museum complex.</p>	


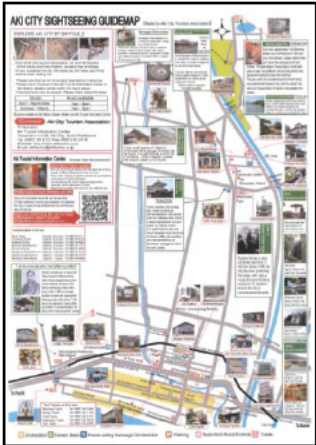
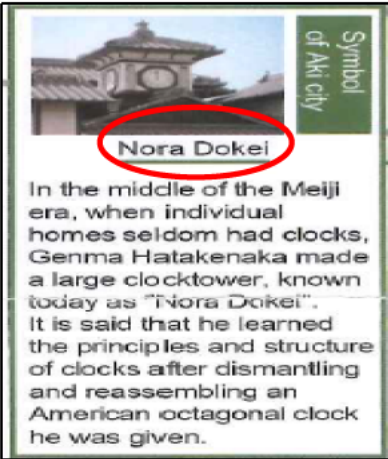


観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設 であると 理解できない 外国人の割合
醤油の郷 (香川県)	サイト	小豆島観光ガイド (土庄町)	<p>Hishio no Sato</p> 	91.7%
醤油の郷 (香川県)	マップ	SHODOSHIMA ROAD MAP (小豆島町、小豆島町観光協会)	<p>Soy Sauce Village</p> 	91.7%

観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
臥龍山荘 (愛媛県)	マップ	MATSUYAMA Official Guide and Maps (松山市)	<p>Garyū Sansō</p>  	52.6%
	マップ	Castle Town Ozu (大洲市観光総合宣伝事業推進協議会)	<p>Garyu Cottage</p>  	



観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設 であると 理解できない 外国人の割合
道後温泉本館 (愛媛県)	マップ	MATSUYAMA Official Guide and Maps (松山市)	<p>Dōgo Onsen Honkan</p>  	31.6%
	サイト	いよ観ネット (愛媛県)	<p>Dogo Onsen hot spring Main Building</p>  	

観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合			
野良時計 (高知県)	サイト	高知県観光パンフレット作成支援システム (高知県観光振興部おもてなし課)	<p>Farmer's Clock</p>  <table border="1" data-bbox="1290 459 1975 804"> <tr> <td>英語</td> <td>Farmer's Clock</td> <td>A clock handmade by Genma Hatanaka for agricultural workers in 1887. The symbol of Aki City.</td> </tr> </table>	英語	Farmer's Clock	A clock handmade by Genma Hatanaka for agricultural workers in 1887. The symbol of Aki City.	
英語	Farmer's Clock	A clock handmade by Genma Hatanaka for agricultural workers in 1887. The symbol of Aki City.					
	サイト	AKI CITY SIGHTSEEING GUIDEMAP (安芸市観光協会)	<p>Nora Dokei</p>  	58.3%			

観光施設名 (所在地)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果	同一の観光施設であると 理解できない 外国人の割合
ひろめ市場 (高知県)	サイト	高知県観光パンフレット作成支援システム (高知県観光振興部おもてなし課)	<p>Hirome Market</p>   <p>英語 <b>Hirome Market</b> A gathering of a variety of more than 60 shops with distinctive traits, such as restaurants where you can encounter the tastes of Tosa, lively fish shops and unique miscellaneous shops. It's atmosphere is more like a "food stand" crowded with local people than it is like a market.</p>	
ひろめ市場 (高知県)	マップ	Kochi Prefecture Sightseeing Map (高知県観光コンベンション協会)	<p>Hirome Ichiba</p>  	29.2%

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(3)-㉔ 英語表記が相違している観光施設について、同一の施設であることが理解できるか、外国人に確認を行った結果

(単位：施設、%)

県名	理解できないとの 回答割合	理解できる割合			合計
		50%未満	50%以上 90%未満	90%以上	
徳島		5 (71.4)	2 (28.6)	0 (—)	7 (100)
香川		2 (16.7)	9 (75.0)	1 (8.3)	12 (100)
愛媛		7 (58.3)	5 (41.7)	0 (—)	12 (100)
高知		10 (66.7)	5 (33.3)	0 (—)	15 (100)
合計		24 (52.2)	21 (45.7)	1 (2.2)	46 (100)

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果に基づき作成した。

2 ( ) 内は合計に対する割合である。なお、割合については、四捨五入により表記したため、合計が 100 にならないことがある。

図表 1-(3)-㉕ ローマ字表記と英語表記が行われたことにより表記が相違している観光施設について、同一の施設であることが理解できるか、外国人に確認を行った結果

(単位：施設、%)

県名	理解できないとの 回答割合	理解できる割合			合計
		50%未満	50%以上 90%未満	90%以上	
徳島		6 (75.0)	2 (25.0)	0 (—)	8 (100)
香川		0 (0.0)	4 (50.0)	4 (50.0)	8 (100)
愛媛		2 (66.7)	1 (33.3)	0 (—)	3 (100)
高知		2 (66.7)	1 (33.3)	0 (—)	3 (100)
合計		10 (45.5)	8 (36.4)	4 (18.2)	22 (100)

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果に基づき作成した。

2 ( ) 内は合計に対する割合である。なお、割合については、四捨五入により表記したため、合計が 100 にならないことがある。

図表 1-(3)-⑳ 調査した中国語版の観光マップ、パンフレット一覧

県名	字体	名称	作成主体
徳島県 (4)	簡体字 (2)	徳島観光指南	徳島県国際観光テーマ地区推進協議会
		日本の原始風景	徳島県西部総合県民局企画振興部
	繁体字 (2)	徳島観光指南	徳島県国際観光テーマ地区推進協議会
		日本の原始風景	徳島県西部総合県民局企画振興部
香川県 (14)	簡体字 (7)	楽しみまい「高松市」。	高松市
		ようこそ高松	高松市
		東かがわ市観光ガイドブック	東かがわ市
		香川県 グルメ&ショッピングパスポート	香川県観光協会
		香川	香川県
		おいでまい「高松市」。	高松市
		四国	四国ツーリズム創造機構
	繁体字 (7)	楽しみまい「高松市」。	高松市
		ようこそ高松	高松市
		東かがわ市観光ガイドブック	東かがわ市
		香川県 グルメ&ショッピングパスポート	香川県観光協会
		香川	香川県
		おいでまい「高松市」。	高松市
		四国	四国運輸局、四国地区広域観光振興事業推進協議会
愛媛県 (6)	簡体字 (3)	松山市観光ガイド	松山市
		今治の旅	今治市
		うちこまち歩きマップ	内子町
	繁体字 (3)	MATSUYAMA Official Guide and Maps	松山市
		今治の旅	今治市
		うちこまち歩きマップ	内子町
高知県 (13)	簡体字 (6)	VISIT KOCHI JAPAN 官方参观指南	公益財団法人高知県観光コンベンション協会
		环游桂滨（桂滨的 <b>旅</b> 游指南）	公益財団法人高知県国際交流協会
		四万十川流域観光导览地图	幡多観光ビジターセンター

県名	字体	名称	作成主体
高知県 (続き)	簡体字 (続き)	高知导游 (高知市综合观光指南) こうちま っふ	高知市
		漫画真有趣! 夜来祭高知まち歩きマップ 西南四国 (幡多地区官方参观指南)	高知よさこい情報交流館 一般社団法人幡多広域観光協議会
		VISIT KOCHI JAPAN 官方參觀指南	公益財団法人高知県観光コンベンション協 会
	繁体字 (7)	環遊桂濱 (桂濱的 <b>旅</b> 遊指南)	公益財団法人高知県国際交流協会
		土佐清水 (足摺宇和 <b>海</b> 国立公園) 観光 <b>旅</b> 行指南	土佐清水市
		四萬十川流域観光導覽地圖	幡多観光ビジターセンター
		高知導遊 (高知市綜合觀光指南) こうちま っふ	高知市
		漫畫好遊趣! 夜來祭高知まち歩きマップ	高知よさこい情報交流館
		西南四國 (幡多區域官方觀光指南)	一般社団法人幡多広域観光協議会

図表 1-(3)-㉔ 調査した中国語版の観光サイト一覧

県名	字体	名称	作成主体
徳島県 (2)	簡体字 (1)	徳島観光网站【Toku NAVI】	公益財団法人徳島県国際交流協会
	繁体字 (1)	徳島觀光網站【Toku NAVI】	公益財団法人徳島県国際交流協会
香川県 (2)	簡体字 (1)	四国（徳島・香川・愛媛・高知）の観光・旅行に関する総合情報サイト   巡るめぐ四国	四国ツーリズム創造機構
	繁体字 (1)	四国（徳島・香川・愛媛・高知）の観光・旅行に関する総合情報サイト   巡るめぐ四国	四国ツーリズム創造機構
愛媛県 (4)	簡体字 (2)	いよ観ネット	愛媛県
	繁体字 (2)	松山市オフィシャル観光 WEB サイト	松山市
	簡体字 (2)	いよ観ネット	愛媛県
	繁体字 (2)	松山市オフィシャル観光 WEB サイト	松山市

図表 1-(3)-㉕ 中国語版メニューを調査した飲食店一覧

県名	字体	名称
香川県 (3)	簡体字 (3)	JR 高松駅舎内飲食店
		高松空港内 2 飲食店



図表 1-(3)-⑳ 同一観光施設等に係る中国語表記

区分	県名	字体	名称	異なった中国語表記	
観光施設名	徳島県	簡体字	祖谷のかずら橋	祖谷藤蔓橋 (○徳島観光指南／徳島県国際観光テーマ地区推進協議会)	祖谷的藤橋 (○日本の原始風景／徳島県西部総合県民局企画振興部)
				祖谷葛藤橋 (●徳島観光网站【Toku NAVI】 / (公財) 徳島県国際交流協会)	
		繁体字	祖谷溪・小便小僧	祖溪谷・小便男孩 (○徳島観光指南／徳島県国際観光テーマ地区推進協議会) (●徳島観光网站【Toku NAVI】 / (公財) 徳島県国際交流協会)	小便小僧 (○日本の原始風景／徳島県西部総合県民局企画振興部)
				祖谷のかずら橋	祖谷的藤橋 (○日本の原始風景／徳島県西部総合県民局企画振興部)
	繁体字	祖谷溪・小便小僧	祖谿谷・小便男孩 (○徳島観光指南／徳島県国際観光テーマ地区推進協議会) (●徳島観光网站【Toku NAVI】 / (公財) 徳島県国際交流協会)	小便小僧 (○日本の原始風景／徳島県西部総合県民局企画振興部)	
			祖谷のかずら橋	祖谷的藤橋 (○日本の原始風景／徳島県西部総合県民局企画振興部)	
愛媛県	簡体字	八日市・護国の町並み	八日市・护国地区 (●いよ観ネット／愛媛県)	八日市・护国城镇景观 (●松山市オフィシャル観光 WEB サイト／松山市)	



区分	県名	字体	名称	異なった中国語表記	
観光施設名 (続き)	愛媛県 (続き)	簡体字 (続き)	道の駅内子フレッシュパークからり	内子新鮮園 KARARI (●いよ観ネット/愛媛県)	道之驛内子 Fresh Park Karari (○うちこまち歩きマップ/内子町)
			道の駅よしうみいきいき館	吉海活力館 (●いよ観ネット/愛媛県)	道路休息站“YOSHIUMI 蓬勃館” (○今治の旅/今治市)
		繁体字	八日市・護国の町並み	八日市・護国地区 (●いよ観ネット/愛媛県)	八日市・護国街景 (○MATSUYAMA Official Guide and Maps/松山市)
				八日市・護国城鎮景觀 (●松山市オフィシャル観光 WEB サイト/松山市)	
			道の駅内子フレッシュパークからり	内子新鮮園 KARARI (●いよ観ネット/愛媛県)	道之驛内子 Fresh Park Karari (○うちこまち歩きマップ/内子町)
			道の駅よしうみいきいき館	吉海活力館 (●いよ観ネット/愛媛県)	道路休息站“YOSHIUMI 蓬勃館” (○今治の旅/今治市)
	高知県	簡体字	とさてらす	土佐 Terrace (○VISIT KOCHI JAPAN 官方参观指南/ (公財) 高知県観光コンベンション協会)	土佐眺望台 (○漫画真有趣! 夜来祭高知まち歩きマップ/高知よさこい情報交流館)
				土佐露台 (○高知导游 (高知市综合观光指南) こうちまっぷ/高知市)	
			日曜市	星期天集市 (○VISIT KOCHI JAPAN 官方参观指南/ (公財) 高知県観光コンベンション協会)	周日集市 (○高知导游 (高知市综合观光指南) こうちまっぷ/高知市)
				6 周日市场 (○西南四国 (幡多地区官方参观指南) / (一社) 幡多広域観光協議会)	星期日市场 (○漫画真有趣! 夜来祭高知まち歩きマップ/高知よさこい情報交流館)

区分	県名	字体	名称	異なった中国語表記	
観光施設名 (続き)	高知県 (続き)	繁体字	とさてらす	土佐 Terrace (○VISIT KOCHI JAPAN 官方參觀指南 / (公財) 高知県観光コンベンション協会)	土佐平台 (○漫畫好遊趣! 夜來祭高知まち歩きマップ / 高知よさこい情報交流館)
				土佐 TERASU (○高知導遊 (高知市綜合觀光指南) こうちまっぷ / 高知市)	
			日曜市	星期天集市 (○VISIT KOCHI JAPAN 官方參觀指南 / (公財) 高知県観光コンベンション協会)	<b>週</b> 日集市 (○高知導遊 (高知市綜合觀光指南) こうちまっぷ / 高知市)
				日曜市場 (○西南四國 (幡多區域官方觀光指南) / (一社) 幡多広域観光協議会)	星期日市集 (○漫畫好遊趣! 夜來祭高知まち歩きマップ / 高知よさこい情報交流館)
特産品名	徳島県	簡体字	半田挂面 (○徳島観光指南 / 徳島県国際観光テーマ地区推進協議会) (●徳島観光网站【Toku NAVI】 / (公財) 徳島県国際交流協会)	半田手干面 (○日本の原始風景 / 徳島県西部総合県民局企画振興部)	
			祖谷そば (○徳島観光指南 / 徳島県国際観光テーマ地区推進協議会) (○日本の原始風景 / 徳島県西部総合県民局企画振興部)	祖谷荞麦面条 (●徳島観光网站【Toku NAVI】 / (公財) 徳島県国際交流協会)	
			たらいうどん (○徳島観光指南 / 徳島県国際観光テーマ地区推進協議会)	盆面条 (●徳島観光网站【Toku NAVI】 / (公財) 徳島県国際交流協会)	

区分	県名	字体	名称	異なった中国語表記	
特産品名(続き)	徳島県(続き)	繁体字	半田そうめん	半田素麵 (○徳島観光指南/徳島県国際観光テーマ地区推進協議会) (●徳島観光網站【Toku NAVI】/(公財)徳島県国際交流協会)	半田手幹麵 (○日本の原始風景/徳島県西部総合県民局企画振興部)
			祖谷そば	祖谷蕎麥麵條 (○徳島観光指南/徳島県国際観光テーマ地区推進協議会) (●徳島観光網站【Toku NAVI】/(公財)徳島県国際交流協会)	祖谷蕎麥麵 (○日本の原始風景/徳島県西部総合県民局企画振興部)
	香川県	繁体字	骨付鳥	带骨鸡 (○四国/四国ツーリズム創造機構)	带骨鸡腿 (○楽しみまい「高松市」./高松市)
				带骨头鸡 (◎高松空港内1飲食店)	带骨烤鸡肉串 (●四国(徳島・香川・愛媛・高知)の観光・旅行に関する総合情報サイト   巡るめく四国/四国ツーリズム創造機構)
		簡体字	さぬきうどん	讃岐乌冬面 (○おいでまい「高松市」./高松市) (○ようこそ高松/高松市) (●四国(徳島・香川・愛媛・高知)の観光・旅行に関する総合情報サイト   巡るめく四国/四国ツーリズム創造機構)	讃岐乌冬面 (○楽しみまい「高松市」./高松市) (◎JR 高松駅舎内飲食店)
	簡体字	ざるうどん	笼屉乌冬面 (◎JR 高松駅舎内飲食店)	箆篱乌冬面 (◎高松空港内2飲食店)	

区分	県名	字体	名称	異なった中国語表記	
特産品名（続き）	香川県（続き）		きつねうどん	豆腐皮乌冬面 （◎JR 高松駅舎内飲食店）	油炸豆腐皮乌冬面 （◎高松空港内 2 飲食店）
		繁体字	骨付鳥	骨付雞腿 （○香川県 グルメ&ショッピングパスポート／香川県観光協会）	帶骨雞腿 （○楽しみまい「高松市」。／高松市）
				帶骨雞 （○四国／四国運輸局、四国地区広域観光振興事業推進協議会）	帶骨雞肉 （●四国（徳島・香川・愛媛・高知）の観光・旅行に関する総合情報サイト   巡るめぐ四国／四国ツーリズム創造機構）
			あん餅雑煮	紅豆餡年糕 （○おいでまい「高松市」。／高松市） （○楽しみまい「高松市」。／高松市）	紅豆泥日式餡年糕湯 （○四国／四国運輸局、四国地区広域観光振興事業推進協議会）
	簡体字	タルト	蛋糕卷 （●いよ観ネット／愛媛県）	小果馅饼 （○松山市観光ガイド／松山市）	
			Taruto(果馅饼) （●松山市オフィシャル観光 WEB サイト／松山市）		
		五色そうめん	五色細面 （●いよ観ネット／愛媛県）	五色素面 （●松山市オフィシャル観光 WEB サイト／松山市）	
		鯛めし	鯛魚闷飯 （○今治の旅／今治市）	鯛魚飯 （●松山市オフィシャル観光 WEB サイト／松山市）	

区分	県名	字体	名称	異なった中国語表記	
特産品名 (続き)	愛媛県 (続き)	繁体字	タルト	蛋糕卷 (●いよ観ネット/愛媛県)	豆沙蛋糕捲 (○MATSUYAMA Official Guide and Maps/松山市)
				Taruto (果餡餅) (●松山市オフィシャル観光 WEB サイト/松山市)	
			五色そうめん	五色細麺 (●いよ観ネット/愛媛県)	五色麵線 (○MATSUYAMA Official Guide and Maps/松山市)
				五色素麺 (●松山市オフィシャル観光 WEB サイト/松山市)	
	高知県	簡体字	カツオのたたき	鯛魚飯 (●いよ観ネット/愛媛県) (○MATSUYAMA Official Guide and Maps/松山市) (●松山市オフィシャル観光 WEB サイト/松山市)	鯛魚悶飯 (○今治の旅/今治市)
				炙烤鯉魚 (○VISIT KOCHI JAPAN 官方参观指南 / (公財) 高知県観光コンベンション協会)	轻烧烤鯉魚 (○环游桂滨 (桂滨的 旅游指南) / (公財) 高知県国際交流協会)
			鯉魚打打喜 (○四万十川流域観光导览地图 (幡多観光ビジターセンター) )		

区分	県名	字体	名称	異なった中国語表記	
特産品名 (続き)	高知県 (続き)	繁体字	カツオのたたき	炙烤鰹魚 (○VISIT KOCHI JAPAN 官方參觀指南 / (公財) 高知県観光コンベンション協会)	烤鰹魚 (○土佐清水(足摺宇和海国立公園) 観光旅行指南 / 土佐清水市)
				輕燒烤鰹魚 (○環遊桂濱(桂濱的旅遊指南) / (公財) 高知県国際交流協会)	鰹魚打打喜 (○四萬十川流域觀光導覽地圖 / 幡多觀光ビジターセンター)

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。
- 2 ○印は出典が観光マップ、観光パンフレットであることを、●印は出典がウェブサイトであることを、◎印は出典がメニューであることを示す。
- 3 ( ) 内には、観光マップ等の名称とその作成主体を記載している。

図表 1-(3)-㉔ 同一観光施設等において中国語表記（簡体字）が相違するものの具体例

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
観光施設	祖谷のかずら橋 (徳島県)	マップ	徳島観光指南 (徳島県国際観光テーマ地区推進協議会)	<p>祖谷藤蔓橋</p>  <p>祖谷藤蔓橋</p> <p>桥身是用山谷间野生的攀缘茎制成的，做为生活道路原来这样的桥到处都是，但如今仅存无几。自桥上向脚下山谷望去，会令人不由地腿脚瘫软。现已成为日本著名的三大奇桥之一。</p>
		マップ	日本的原始风景 (徳島県西部総合県民局企画振興部)	<p>祖谷的藤桥</p>   <p>祖谷的藤桥</p> <p>在民间《祖谷的藤桥》中提及的藤桥是平氏族人为了逃避追兵而搭建，是用葛藤所造的吊桥，随时可以斩断追兵来路。现今，出于安全的考虑，每三年会更换一次藤葛，在桥上清晰可见桥下10数米的溪流，令人不禁一种毛骨悚然的紧张感。被列为国家和县的重要有形民俗文化财产。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 咨询处 / 三好市観光課 电话: 0883-72-7620 / 营业时期: 无休 / 营业时间: 日出~日落 / 收费</li> <li>● 所需时间 (乘车) / 自井川・池田交汇处约1小时、自JR大步危站约20分钟</li> </ul>

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
観光施設	道の駅ようみ いきいき館 (愛媛県)	サイト	いよ観ネット (愛媛県)	<p>吉海活力館</p> 
		マップ	今治の旅 (今治市)	<p>道路休息站“YOSHIUMI 蓬勃馆”</p> 



区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
観光施設	日曜市 (高知県)	マップ	VISIT KOCHI JAPAN 官方参观指南 ((公財) 高知県観光コンベンション協会)	<p>星期天集市</p>  <p>高知城</p>  <p>高知中部有堪称高知地标的高知城、星期天集市及HIROME (弘人) 市场等众多热门的观光景点。再多走几步，还可到达呈现神秘蓝色河水的仁淀川、独特的博物馆等特色景点。 高知站、高知龙马机场等地位于中部区域，被称作高知县的观光大门，让我们从这里一起展开旅程吧！</p>
		マップ	漫画真有趣！夜来祭高知まち歩きマップ (高知よさこい情報交流館)	<p>星期日市场</p>  

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
特産品	半田そうめん (徳島県)	マップ	徳島観光指南 (徳島県国際観光テーマ地区推進協議会)	<p>半田挂面</p>   <p>半田挂面的特点是面条粗、韧性强。用从四国山脉吹下来的清新空气与吉野川优质的地下水培育出来的美味为各地美食家所称道。</p>
		マップ	日本的原始风景 (徳島県西部総合県民局企画振興部)	<p>半田手干面</p>   <p>特点是又粗又筋道。由于面条强韧，耐得住炖煮，因此可作冬天食用的挂面，声名远播。</p>

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
特産品	骨付鳥 (香川県)	マップ	四国（四国ツーリズム創造機構）	<p>带骨鸡</p>  
		サイト	四国（徳島・香川・愛媛・高知）の観光・旅行に関する総合情報サイト   巡るめぐ四国（四国ツーリズム創造機構）	<p>带骨烤鸡肉串</p>  

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
特産品	さぬきうどん (香川県)	サイト	四国（徳島・香川・愛媛・高知）の観光・旅行に関する総合情報サイト   巡るめく四国（四国ツーリズム創造機構）	<p>讃岐烏冬面</p>  
		マップ	楽しみまい「高松市」。(高松市)	<p>讃岐烏冬面</p>   <p>讃岐烏冬面 在几千年前,弘法大师·空海从中国带回的乌冬面风靡全国。以独特的(用海带、木鱼等煮出的)汤汁和咀嚼面条时的弹力为特点,促使市内的诸多名店展开竞争。</p>



区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
特産品	鯛めし (愛媛県)	サイト	松山市オフィシャル観光WEBサイト(松山市)	<p>鯛魚飯</p>  <p>鯛魚飯 今治市・松山市・宇和島市</p> <p>愛媛県の鯛魚捕撈量居日本第一，在这里鯛魚飯自然是代表性</p>
		マップ	今治の旅(今治市)	<p>鯛魚闷飯</p>  

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
特産品	カツオのたたき (高知県)	マップ	VISIT KOCHI JAPAN 官方参观指南 ((公財) 高知県観光コンベンション協会)	<p>炙烤鰹鱼</p>   <p>鰹鱼是鲭科中的一种洄游性鱼类，5月时会洄游到日本沿海，故从江户时代开始便被视为宣告夏季到来的重要鱼种。炙烤鰹鱼是最为知名的吃法，用成束的稻草生火来烤新鲜无比的鰹鱼，烤出来表面香气四溢，内部多汁可口。吃的时候可以加上大量的大蒜与葱，搭配加入醋提味的酱油酱汁，或简单地用盐调味。在高知县内各地都可以亲身体验这种用稻草生火来制作炙烤鰹鱼的豪爽做法。此外，秋季的鰹鱼极为肥美，滋味绝佳。其他还有使用鰹鱼各种不同部位所制成的加工品，像酒盗(盐渍鰹鱼内脏)、角煮(切块炖煮)、柴鱼干、柴鱼片、鰹鱼肚等，都是高知的经典伴手礼。</p>
		マップ	四万十川流域观光导览地图 (幡多観光ビジターセンター)	<p>鰹鱼打打喜</p>   <p>鰹鱼打打喜已成为高知县最具代表性的乡土料理，并已普及至日本全国。高知县古称土佐，因此又有「土佐生鱼片」的别名。</p>

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(3)-㉑ 同一観光施設等において中国語表記（繁体字）が相違するものの具体例

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
観光施設	祖谷のかずら橋 (徳島県)	マップ	徳島観光指南 (徳島県国際観光テーマ地区推進協議会)	<p>祖谷葛藤橋</p>   <p>① 祖谷葛藤橋 祖谷は山谷間野生の變種重製成的，做為生活之用原來這樣的橋到處都有，但如今僅存無幾。自橋上向翻下山谷壁去，會令人不由地腿腳痠軟。現已成為日本著名的三大奇橋之一。</p>
		マップ	日本的原始風景 (徳島県西部総合県民局企画振興部)	<p>祖谷的藤橋</p>   <p>③ 祖谷的藤橋 在民謡「祖谷」中提及的藤橋是平氏族人為了逃避追兵而搭建，是用葛藤所造的吊橋，隨時可以斷斷追兵來襲。現今，出於安全的考慮，每三年會更換一次藤橋。在橋上俯瞰可見橋下10數米的深淵，令人不禁一種毛骨悚然的緊張感。被列為國家和縣的重要有形民俗文化財產。 ●諮詢處/三軒市觀光課 電話:0883-72-7620/營業時間:無休/營業時間:日出~日落/收費 ●所需時間(乘車)/自井川-池田交匯處約1小時、自JR大步危站約20分鐘</p>

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
観光施設	道の駅内子フレッシュパークからり (愛媛県)	サイト	いよ観ネット (愛媛県)	<p>内子新鮮園 KARARI</p> 
		マップ	うちこまち歩き マップ (内子町)	<p>道之驛内子 Fresh Park Karari</p> 




区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
観光施設	日曜市 (高知県)	マップ	VISIT KOCHI JAPAN 官方參觀指南 ( (公財) 高知県観光コンベンション協会)	<p>星期天集市</p>  <p>高知中部有堪稱高知地標的高知城、星期天集市及HIROME市場等眾多熱門的觀光景點。再多走幾步，還可到邊河川顏色呈現神秘藍色的仁渡川、獨特的博物館等特色景點。高知站、高知龍馬機場等地位於中部區域，被稱作高知縣的觀光大門，讓我們從這裡一起展開旅程吧！</p> 
		マップ	漫畫好遊趣！夜來祭高知まち歩きマップ (高知よさこい情報交流館)	<p>星期日市集</p>  

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
特 産 品	半田そうめん (徳島県)	マップ	徳島観光指南 (徳島県国際観光テーマ地区推進協議会)	半田素麺  
		マップ	日本的原始風景 (徳島県西部総合県民局企画振興部)	半田手幹麺  

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
特産品	骨付鳥 (香川県)	マップ	香川県 グルメ &ショッピング パスポート (香 川県観光協会)	<p>骨付鶏腿</p>   <p>骨付鶏腿 (成鶏、幼鶏) 860 日圓</p>
		サイト	四国 (徳島・香 川・愛媛・高知) の観光・旅行に 関する総合情報 サイト   巡る めく四国 (四国 ツーリズム創造 機構)	<p>帶骨鶏肉</p>   <p>帯骨鶏肉 (香川)</p>

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
特産品	あん餅雑煮 (香川県)	マップ	おいでまい「高松市」。(高松市)	<p>紅豆餡年糕</p>  
		マップ	四国（四国運輸局、四国地区広域観光振興事業推進協議会）	<p>紅豆泥日式餡年糕湯</p>  



区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
特産品	鯛めし (愛媛県)	サイト	いよ観ネット (愛媛県)	<p>鯛魚飯</p> 
		マップ	今治の旅 (今治市)	<p>鯛魚悶飯</p> 

区分	観光施設等名 (県名)	マップ、 サイトの別	名称 (作成主体)	確認結果
特産品	カツオのたたき (高知県)	マップ	土佐清水（足摺 宇和海国立公 園）観光旅行指 南（土佐清水市）	<p>烤鰹魚</p>   <p>絕倫的味道 <b>烤鰹魚</b> 據說烤鰹魚的發源地是土佐清水市松尾。將鰹魚清理好，用稻草燒烤。這種留傳至今的美味，請您們一定嘗一嘗吧！！</p>
		マップ	四萬十川流域觀 光導覽地圖（幡 多觀光ビジター センター）	<p>鰹魚打打喜</p>   <p><b>鰹魚打打喜(黒潮町)</b> 鰹魚打打喜已成為高知縣最具代表性的鄉土料理，並已普及至日本全國。高知縣古稱土佐，因此又有「土佐生魚片」的別名。</p>

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(4)-① 外国人観光案内所の認定制度の概要

1. 外国人観光案内所の基本的な考え方

(2) 外国人観光案内所の運営の考え方と認定制度の導入

3) 認定制度の概要

外国人観光案内所は、公平で中立な立場から、また、観光案内を専業として案内業務を行うことはもちろん、外国人旅行者がアクセス可能な場所に位置し、継続的に案内所を運営できる主体により運営されることが望ましい。こうした条件に合致する外国人観光案内所を対象としてサービス内容を基準とする認定を行い、質の向上、質の担保を図り、外国人旅行者の受入環境の裾野を拡大していくことが認定制度の目的である。

また、観光案内が専業ではないが、業務の一つとして地域情報の提供などの案内業務を行っている例も多く見受けられ、例えば、旅館において宿泊者を対象に近辺の観光案内図を配布し、地域の見所などを案内する例などがあげられる。こうした取組も外国人旅行者の受入に積極的であるならば、自社の提供するサービスに偏らないよう公平・中立の立場を意識した上で、裾野の拡大という観点から、積極的に取り組まれることが望ましい。

認定制度は、こうした実情を踏まえ、観光案内を専業とする外国人観光案内所と、専業ではない外国人観光案内所を認定する仕組みからなり、前者は、サービス内容の充実度により3つのカテゴリー（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）に分類され、後者にはパートナー施設という単一のカテゴリーを設ける。

下表は、認定制度のイメージを示したものである。

(中略)

認定制度の概要

役割	分類のイメージ		
	分類	主なサービス内容	
		多言語対応	サービス提供
<b>【国(観光庁)】</b> 運営指針の策定  <b>【日本政府観光局(JNTO)】</b> 認定・支援プロモーションの実施 各観光案内所における外国人旅行者対応をサポートするとともに、ステップアップを実現するサービスを提供  <b>【国(運輸局)】</b> 設置促進 質の向上	カテゴリーⅠ	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人旅行者を積極的に受け入れる意欲がある。</li> <li>パートタイムで英語対応が可能なスタッフがいます。又は</li> <li>電話通訳サービスの利用、ボランティアスタッフの協力等により英語対応できる体制がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域内の公共交通利用や観光情報などを提供できる。</li> </ul>
	カテゴリーⅡ	<ul style="list-style-type: none"> <li>フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐している。</li> <li>電話通訳サービス利用やボランティアスタッフの協力を得て、英語以外の言語にも対応できる体制がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域エリア内の公共交通利用や観光情報などを提供できる。</li> </ul>
	カテゴリーⅢ	<ul style="list-style-type: none"> <li>フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐している。</li> <li>その上で、英語を除く2以上の言語での案内が常時可能な体制を構築している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国の公共交通利用や観光情報などを提供できる。</li> </ul>
	パートナー施設	観光案内を専業としない施設やボランティア団体等により運営される観光案内所のうち、必要な基準を満たす観光案内所については、パートナー施設として認定する。	

4) 立地の考え方

(中略)

ただし、高いカテゴリーにレベルアップを図らない外国人観光案内所においても、同じカテゴリーの範囲内で、質や機能の向上に努めることが望まれる。

(以下略)

(注) 1 「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成28年6月改定版)に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 下線部は四国行政評価支局が付した。

図表 1-(4)-② 認定外国人観光案内所の各カテゴリーで満たすべき水準

区分	サービス・設備水準等	カテゴリー			
		I	II	III	P
(1) 運営主体	①公平・中立な観光案内を行うこと。	●	●	●	●
	②法人、あるいは地方公共団体が運営していること。	●	●	●	
(2) 立地	③常設の施設であり、鉄道駅などの公共交通の交通結節点、著名な観光地の中心部など、(外国人)旅行者の来訪の多い場所にあること。	●	●	●	
(3) サイン環境	①鉄道駅等に設置してある案内板等に案内所の所在箇所が分かりやすく表示されていること。	●	●	●	
	②合理的なルートから訪れる旅行者に対して、観光案内所の場所を案内する表示(地図、看板)が設置されていること。		●	●	
	③日本政府観光局(JNTO)が認定する外国人観光案内所のシンボルマークを旅行者の目に付きやすい場所に掲出しておくこと。	●	●	●	
	④観光案内所が提供する情報やサービスの内容を観光案内所外部に掲出すること。		●	●	
(4) 施設・設備	①観光案内専用の対面式のカウンターがあること。	●	●	●	
	②客溜まりのスペースがあること。		●	●	
	③パンフレット等の情報設置ブースがあること。		●	●	
	④職員用のネット接続PCが設置されていること。	●	●	●	
	⑤観光案内所あるいは観光案内所が入居する施設において、インターネット接続PCが設置され、利用できるスペースがあること。			●	
	⑥公衆無線LANが設置され観光案内所内で利用できること。			●	
(5) 多言語対応	①観光案内専任のスタッフが常駐していること。	●	●	●	
	②フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐していること。その上で、英語を除く2以上の言語での案内が常時可能な体制を構築していること。			●	
	③フルタイムで少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐していること。		●		
	④パートタイムで英語対応が可能なスタッフが在籍、又は電話通訳サービスの利用、ボランティアスタッフの協力を得て、英語対応できる体制があること。	●			●
(6) 開所日数	①元旦など特別な日を除き、原則毎日開所すること。			●	
	②年に240日以上、土・日は原則開所すること。加えて、当該地域でイベント・行事がある際も開所すること。		●		
	③年に240日以上開所すること。加えて、当該地域でイベント・行事がある際も開所すること。	●			
(7) 提供する資料	①次の資料を提供すること。 - 多言語パンフレット(原則、英語を含む1以上の言語) - 多言語地図(原則、英語を含む1以上の言語)	●	●	●	●
	主として立地する地域および近隣の地域を含めて上記に示す資料を提供すること。	●			●
	地域において必要とされる、より広域の範囲の上記に示す資料を提供すること。		●		
	全国の情報が掲載されている資料を提供すること。			●	
(8) 提供するサービス	①次のようなサービスを提供すること。 - 公共交通利用に関する情報提供 - 公共交通の割引切符、フリー切符の情報提供 - 観光情報の提供 - 宿泊施設情報の提供・予約サポート - ツアー・旅行商情報提供 - 無料公衆無線LAN環境等の情報提供 - 両替・海外発行のクレジットカード利用可能なATM情報提供 - 外国人を受け入れる病院の情報提供	●	●	●	●
	主として立地する地域の上記に示す情報を提供すること。	●			●
	立地する地域において必要とされる、より広域の範囲の上記に示す情報を提供すること。		●		
	全国の上記に示す情報を提供すること。			●	
	②自然災害等緊急時には観光庁と協力して、外国人旅行者への対応を実施すること。			●	

(注) 1 「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」(平成28年6月改定版)に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 「カテゴリー」欄は、カテゴリー(I・II・III・P(パートナー施設))ごとに、満たすべき水準に「●」を記載した。



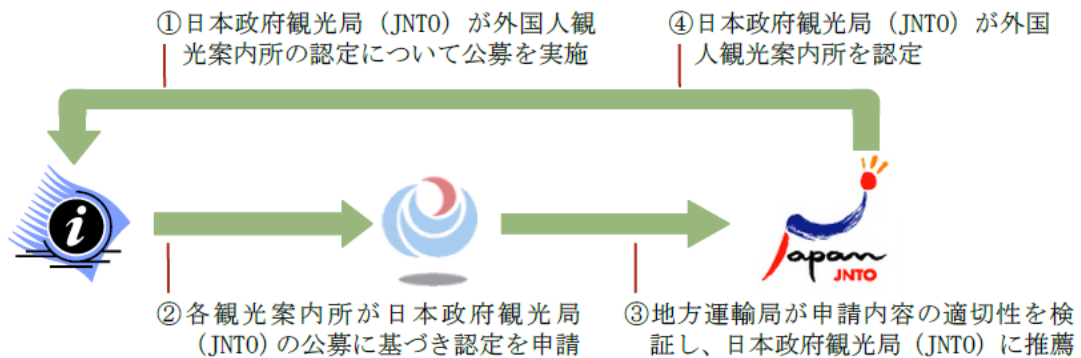
図表 1-(4)-③ 外国人観光案内所の認定手順

<平成 27 年度まで>

**【認定に至るプロセス】**

- ① 日本政府観光局（JNTO）が外国人観光案内所の認定について、公募を実施する。
- ② 外国人観光案内所は日本政府観光局（JNTO）が示す公募要綱に基づき、所定の申請を行う。
- ③ 国土交通省地方運輸局は、外国人観光案内所からの申請書をもとに、認定基準に照らし合わせその適切性を確認する。認定基準を満たしていると評価される外国人観光案内所を日本政府観光局（JNTO）に推薦する。
- ④ 日本政府観光局（JNTO）は、地方運輸局の推薦を受けて、外国人観光案内所の認定を行う。

認定に至るプロセス

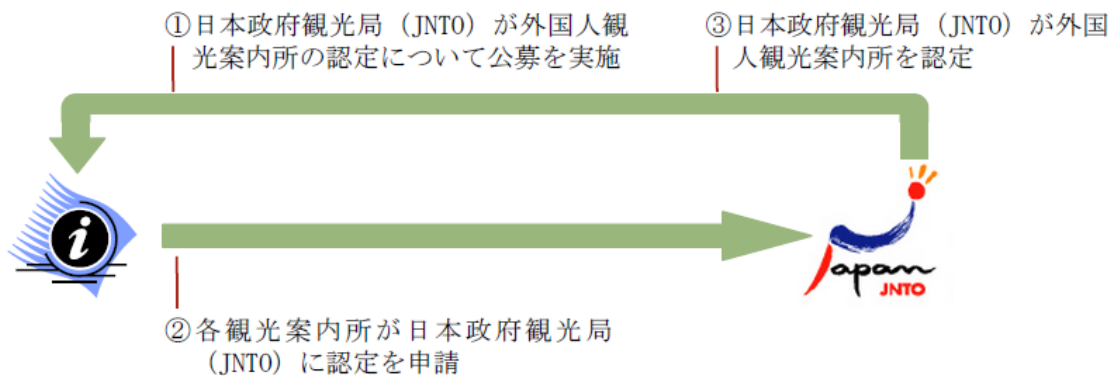


<平成 28 年 6 月 20 日から>

**【認定に至るプロセス】**

- ① 日本政府観光局（JNTO）が外国人観光案内所の認定について、公募を実施する。
- ② 外国人観光案内所は日本政府観光局（JNTO）が示す公募要綱に基づき、所定の申請を行う。
- ③ 日本政府観光局（JNTO）は、外国人観光案内所からの申請書をもとに、認定基準に照らし合わせその適切性を確認する。認定基準を満たしていると評価される外国人観光案内所の認定を行う。

認定に至るプロセス



(注) 「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成 26 年 8 月改定版及び平成 28 年 6 月改定版）による。

図表 1-(4)-④ 四国における外国人観光案内所の推薦・認定件数及び箇所数

(単位：件、箇所)

区分		年度	平成 24	25	26	27
認定外国人観光案内所の推薦・認定件数	新規		9	1	12	10
	更新		0	0	0	8
	カテゴリー変更		0	0	0	1
認定外国人観光案内所の箇所数	四国		9	10	22	32
		カテゴリーⅠ	3	4	14	23
		カテゴリーⅡ	5	5	6	7
		パートナー施設	1	1	2	2
	徳島県		2	2	4	5
		カテゴリーⅠ	1	1	3	4
		カテゴリーⅡ	1	1	1	1
	香川県		1	2	5	7
		カテゴリーⅠ	0	1	3	5
		カテゴリーⅡ	1	1	2	2
	愛媛県		4	4	10	12
		カテゴリーⅠ	2	2	7	8
		カテゴリーⅡ	1	1	1	2
		パートナー施設	1	1	2	2
	高知県		2	2	3	8
	カテゴリーⅠ	0	0	1	6	
	カテゴリーⅡ	2	2	2	2	

- (注) 1 四国行政評価支局の調査結果による。  
 2 平成 27 年度のカテゴリー変更 1 件は、愛媛県の施設で、カテゴリーⅠからⅡへの変更。  
 3 認定外国人観光案内所の箇所数は年度末時点。

図表 1-(4)-⑤ 外国人観光案内所の認定手順の変更（平成 28 年 6 月）後の地方運輸局の役割

1. 外国人観光案内所の基本的な考え方

(1) 外国人観光案内所の基本的な考え方

2) 認定制度の考え方

(中略) また、以上のことから、地域における海外プロモーションや外国人旅行者の受入環境整備を担う地方運輸局は、外国人旅行者の受入に積極的な観光案内所の掘り起こしにつながるよう、積極的に各案内所に申請や機能強化を働きかけるなどの役割を担うことが必要である。

3) 認定制度の概要（再掲・抜粋）



- (注) 1 「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」（平成 28 年 6 月改定版）による。  
 2 下線部は四国行政評価支局が付したものを。

図表 1-(4)-⑥ 調査対象とした外国人観光案内所一覧

区分 県別	カテゴリー 類型	案内所名
徳島県 (5 施設)	II	財団法人徳島県国際交流協会
	I	三好市観光案内所
	I	道の駅 大歩危
	I	道の駅 日和佐
	I	JR 大歩危駅観光案内所
香川県 (6 施設)	II	高松空港インフォメーションセンター
	I	香川観光案内所 【K-TiC】
	I	道の駅 小豆島オリーブ公園
	I	道の駅 小豆島ふるさと村
	I	高松自動車道 豊浜サービスエリア 下り線 インフォメーション
	I	高松自動車道 豊浜サービスエリア 上り線 インフォメーション
愛媛県 (12 施設)	II	道後案内所
	II	愛媛県国際交流センター
	I	今治地方観光情報センター
	I	道の駅 よしうみいきいき館
	I	道の駅 今治湯ノ浦温泉
	I	道の駅 今治市多々羅しまなみ公園
	I	道の駅 伯方 S・C パーク
	I	道の駅 しまなみの駅御島
	I	松山自動車道 石鎚山サービスエリア 上り線 インフォメーション
	I	松山自動車道 石鎚山サービスエリア 下り線 インフォメーション
	P	泉ゲストハウス
	P	道の駅 風早の郷風和里
高知県 (8 施設)	II	高知県「i」案内所
	II	四万十市観光案内所
	I	安芸観光情報センター
	I	高知空港総合案内所
	I	高知自動車道 南国サービスエリア 下り線 インフォメーション
	I	高知自動車道 南国サービスエリア 上り線 インフォメーション
	I	道の駅 なぶら土佐佐賀
	I	道の駅 ビオスおおがた 情報館
合計		31 施設

(注) 1 四国運輸局の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。  
2 「カテゴリー類型」のPはパートナー施設を表す。

図表 1-(4)-⑦ 「外国人観光案内所の設置・運営のあり方指針」の遵守状況

(単位：箇所)

指針No.	内 容	香川県	徳島県	愛媛県	高知県	合計
(3)①	鉄道駅等に設置してある案内板等に案内所の所在箇所が分かりやすく表示されていないもの (対象：カテゴリーⅠ、Ⅱ、Ⅲ)	2	0	5	2	9
(3)②	合理的なルートから訪れる旅行者に対して、観光案内所の場所を案内する表示(地図、看板)が設置されていないもの(対象：カテゴリーⅡ、Ⅲ)	0	0	1	0	1
(3)③	JNTOが認定する外国人観光案内所のシンボルマークを旅行者の目に付きやすい場所に掲出していないもの(対象：カテゴリーⅠ、Ⅱ、Ⅲ)	0	0	3	1	4
(3)④	観光案内所が提供する情報やサービスの内容を観光案内所外部に掲出していないもの (対象：カテゴリーⅡ、Ⅲ)	1	0	0	0	1
(8)①	指針において行うこととされている情報提供は行っているが、その内容が誤っているもの (対象：カテゴリーⅠ、Ⅱ、Ⅲ、パートナー施設)	0	0	1	0	1
該当施設数(実数)		3	0	6	2	11

(内訳)

県別	認定外国人観光案内所名	カテゴリー	あり方指針(3)	あり方指針(3)	あり方指針(3)	あり方指針(3)	あり方指針(8)
			①	②	③	④	①
香川県	A	Ⅱ				×	
	B	Ⅰ	×				
	C	Ⅰ	×				
愛媛県	D	Ⅱ		×			
	E	Ⅰ	×				
	F	Ⅰ	×		×		×
	G	Ⅰ	×		×		
	H	Ⅰ	×		×		
高知県	I	Ⅰ	×				
	J	Ⅱ	×				
計	K	Ⅰ	×		×		
	11		9	1	4	1	1

(注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。  
2 実地調査時点の箇所数を記載した。

図表 1-(4)-⑧ 鉄道駅等に設置してある案内板等に案内所の所在箇所が分かりやすく表示されていない例（主なもの）

根拠	内 容
あり方指針 (3)①	鉄道駅等に設置してある案内板等に案内所の所在箇所が分かりやすく表示されていること。
外国人観光案内所 認定審査の考え方 3①	外国人旅行者が理解できるよう、案内表示は少なくとも英語で案内所の場所を記載する必要があります。鉄道駅等の案内板に表示されることが望ましいですが、難しい場合は張り紙等で外国人旅行者が案内所に到達できるような工夫をお願いします。現在無い場合は、「Tourist Information Center」と観光案内所であることが分かる表示をしてください。（テプラやコピー用紙等で作成したサイン表示でも可。Information のみのサインは不可。）
主な事例写真	
事例の内容	写 真
観光案内所の場所を示す鉄道駅内の案内表示に外国語表記がない。	
港にある観光案内板に、観光案内所のある道の駅の所在箇所は表示されているが、観光案内所であることが分かる表示がない。	
施設内の案内板に観光案内所を示す表示がない。	

(注) 1 四国行政評価支局、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。  
 2 「外国人観光案内所 認定審査の考え方」は、「あり方指針」で示している各サービス・設備水準等について、認定審査の考え方を具体的に示したもので、JNTOのホームページで公開されている。

図表 1-(4)-⑨ J N T O に対する業務実績報告が未提出なもの

県別	観光案内所名	月次報告	年次報告
徳島県	L	—	提出実績なし
	M	平成 27 年 12 月～28 年 3 月分未提出	提出実績なし
	N	—	提出実績なし
愛媛県	E	認定 1～2 か月後以降未提出	提出実績なし
	F	直近半年間未提出	直近は未提出
	G	認定 1～2 か月後以降未提出	提出実績なし
	H	認定 1～2 か月後以降未提出	提出実績なし
高知県	K	提出実績なし	提出実績なし
	O	提出実績なし	提出実績なし
計	9 か所	7 か所	9 か所

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。



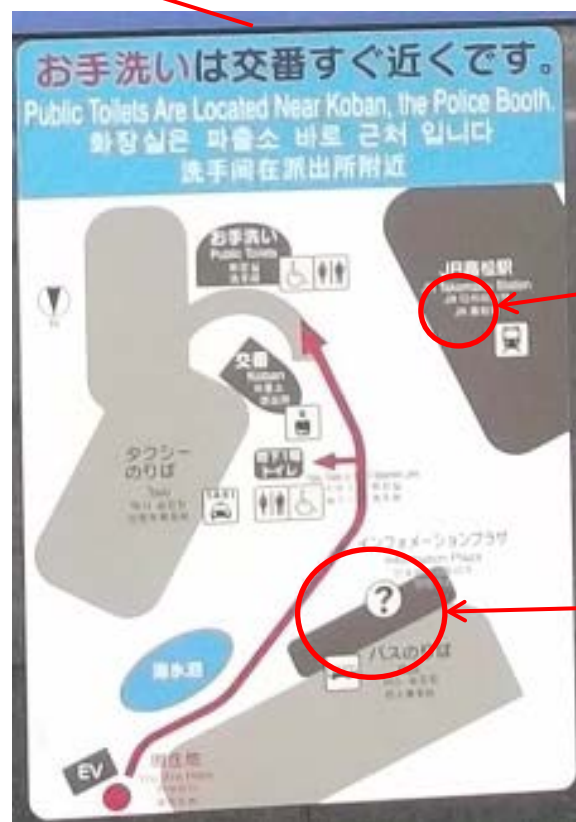
図表 1-(4)-⑩ JR 高松駅バス降り場において外国人観光案内所の案内表示が変更されていないもの

事例内容	平成 28 年 3 月 15 日に認定外国人観光案内所を駅前から駅舎内に移転した（28 年 4 月 1 日付けで認定抹消を届け出ており、同年 7 月 20 日現在未認定。7～8 月中に認定申請を行う予定。）が、バス降車場付近の案内表示が変更されておらず、高松空港からリムジンバスで来た外国人観光客がスムーズに外国人観光案内所に行けないおそれがある。
------	--

【事例の写真】



(日本語表記のみ)



移転後の場所

移転前の場所

(移転前の場所を表示)

- (注) 1 四国行政評価支局の調査結果による。  
 2 事例の内容は平成 28 年 7 月 20 日現在。

図表 1-(4)-⑪ JR 高松駅前の外国人観光案内所の移転等経過

年月日	事 項
平成 13 年 5 月 13 日	JR 高松駅前に観光案内所開設（高松市設置）
24 年 10 月 23 日	外国人観光案内所（カテゴリーⅡ）認定（新規）
27 年 12 月 25 日	外国人観光案内所（カテゴリーⅡ）認定（更新）
28 年 3 月 15 日	観光案内所を JR 高松駅前から同駅舎内に移転（移転後の観光案内所は香川県と高松市が共同出資し、香川県観光協会が設置） ※ 従来、「観光・宿泊案内」として、観光案内の受託事業者とともに旅館業組合が宿泊案内をしており、宿泊案内のみ移転前の場所に存置
28 年 4 月 1 日	外国人観光案内所の認定抹消を届出
28 年 8 月 1 日	外国人観光案内所（カテゴリーⅢ）への認定申請

（注）四国行政評価支局の調査結果による。

図表 1-(4)-⑫ 高松空港からの外国人入国者数等

（単位：人）

区分		年	平成 23	24	25	26	27
外国人入国者数	高松空港		6,799	13,974	21,329	33,923	53,732
	全国（港・空港）		7,135,407	9,172,146	11,255,221	14,150,185	19,688,247
高松空港発着国際線 （平成 28 年 7 月末現在）	路線名		便 数				
	高松—台北線		週 6 往復				
	高松—上海線		週 4 往復				
	高松—香港線		週 3 往復				
	高松—ソウル線		週 3 往復				
	計		週 16 往復				

（注）法務省「出入国管理統計」及び高松空港ホームページに基づき、四国行政評価支局が作成した。



図表 1-(5)-① 訪日外国人消費動向調査結果（平成 28 年 1～3 月期）＜抜粋＞

（単位：％）

○設問： 日本滞在中にあると便利な情報					
○調査結果： 以下のとおり					
無料 Wi-Fi	52.3	観光施設	21.7	A T M	8.8
交通手段	46.5	現地ツアー・観光ガイド	11.7	宅配便	2.8
飲食店	33.0	土産物	11.3	祈祷室	0.9
宿泊施設	26.7	イベント	11.0	特になし	11.3
買物場所	24.5	日本文化体験プログラム	9.3	その他	1.8

(注) 1 観光庁公表資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 調査は、国内 18 か所の空海港国際線待合ロビーにおいて聞き取りにより実施したもの（有効回答数 9,333 人、複数回答可）。

図表 1-(5)-② 「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）＜抜粋＞

<p>第 2 具体的施策</p> <p>I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等</p> <p>4. 観光立国の実現</p> <p>(2) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>iii) すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に</p> <p>⑦通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現</p> <p>・外国人旅行者等が観光・災害時にも利用しやすい Wi-Fi 環境を実現するため、<u>2020 年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（避難所・避難場所に指定された学校等を含む（推計 29,000 箇所※1））</u>について、国が本年中に作成する整備計画※2に基づき、<u>無料 Wi-Fi 環境の整備を推進する。</u>また、「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」を活用し、<u>2018 年までに既設のアクセスポイントの有効活用を推進することにより、20 万か所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築する。</u>さらに、新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速する。</p> <p>※1 箇所数は今後更に精査</p> <p>※2 今後、毎年度改定を予定</p>
--

(注) 下線は四国行政評価支局が付した。

図表 1-(5)-③ 世界最先端 IT 国家創造宣言の変更について（平成 28 年 5 月 20 日閣議決定）＜抜粋＞

II. 「国から地方へ、地方から全国へ」（IT 利活用の更なる推進のための 3 つの重点項目）

II-3. 【重点項目 3】 超少子高齢社会における諸課題の解決

II-3-(3) IT 利活用による諸課題の解決に資する取組

II-3-(3) - ① 産業競争力の強化

（観光関係、東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係）

- ・ 外国人旅行者等が観光・災害時にも利用しやすい Wi-Fi 環境を実現するため、平成 32 年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（避難所・避難場所に指定された学校等を含む。（推計 2 万 9 千箇所（注 37））について、国が作成する整備計画に基づき、無料 Wi-Fi 環境の整備を推進。また、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築する取組を推進（注 38）。

（注 37）箇所数は今後さらに精査。

（注 38）平成 30 年までに既設の Wi-Fi アクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20 万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築する取組を推進。

（注）下線は四国行政評価支局が付した。

図表 1-(5)-④ 観光ビジョン実現プログラム 2016—世界が訪れたい日本を目指して—（平成 28 年 5 月 13 日観光立国推進閣僚会議決定）＜抜粋＞

視点 3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

- ・ 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム 2016】
通信環境の飛躍的向上のため、以下の取組を実施。	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020 年までに、主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（推計 29000 箇所（※）に、無料 Wi-Fi 環境の整備を推進（※）箇所数は今後さらに精査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（推計 29000 箇所（※）において、無料 Wi-Fi 環境の整備を推進する。</u></li> </ul> <p>（※）箇所数は今後さらに精査【改善・強化】</p>
（略）	（略）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2018 年までに、20 万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「無料公衆無線 LAN 整備促進協議会」を活用し、<u>2018 年までに既設の Wi-Fi アクセスポイントの有効活用を推進すること等により、20 万箇所以上で、事業者の垣根を越えてシームレスに Wi-Fi 接続できる認証連携の仕組みを構築する</u>とともに、外国人旅行者に分かりやすい共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」の普及・活用を図る。【改善・強化】</li> </ul>
（略）	（略）

（注）下線は四国行政評価支局が付した。

図表 1-(5)-⑤ 観光・防災 Wi-Fi ステーション整備事業の実施状況（平成 26 年度）

（単位：千円、箇所、施設数）

区分 県・市名	事業費		アクセスポイント設置数（上段）・整備箇所数（下段）						
		補助額		博物館	都市公園	文化財	観光案内所	官公署	避難所等
徳島県	24,609	12,304	17 (14)	0 (0)	3 (2)	4 (4)	8 (7)	0 (0)	2 (1)
四国中央市	6,532	3,266	8 (6)	0 (0)	5 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)
松山市	20,040	10,020	59 (13)	3 (1)	35 (3)	4 (2)	1 (1)	13 (4)	3 (2)
計	51,181	25,590	84 (33)	3 (1)	43 (8)	8 (6)	10 (9)	13 (4)	7 (5)

（注）四国総合通信局の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

図表 1-(5)-⑥ 四国4県における無料 Wi-Fi 環境の整備状況(各県が把握しているもの)

(単位：箇所)

区分 県名	県が把握している範囲	設置主体	アクセスポイント数			
			平成24年度	25	26	27
徳島県	Tokushima Free Wi-Fi	県	0	0	0	309
	徳島県訪日外国人受入環境整備事業助成金採択事業者	民間事業者	0	0	0	310
	—	計	0	0	0	619
香川県	かがわ Wi-Fi (県)	県	0	0	28	38
	かがわ Wi-Fi 高松 (県・高松市)	市町	0	0	16	95
	その他県補助施設 (宿泊施設等)	民間事業者	0	0	284	955
	—	計	0	0	328	1,088
愛媛県	「えひめ Free Wi-Fi プロジェクト」に参画した事業者による整備 (民設民営。市町を含む)	NTT 西日本(株)	0	0	372	835
		有線放送事業者	0	0	270	407
		市町	0	0	15	107
		その他事業者等	0	0	19	36
		計	0	0	676	1,385
高知県	県の無料 Wi-Fi 整備の助成対象としている主要な観光施設、道の駅等	県施設	0	0	0	6
		観光施設管理者	0	0	0	34
		道の駅管理者	0	0	0	13
		計	0	0	0	53

- (注) 1 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。  
 2 「アクセスポイント数」欄のうち、愛媛県分については、一の施設に複数のアクセスポイントを整備している場合も1か所とするなど、「サービス提供箇所数」を記載している。

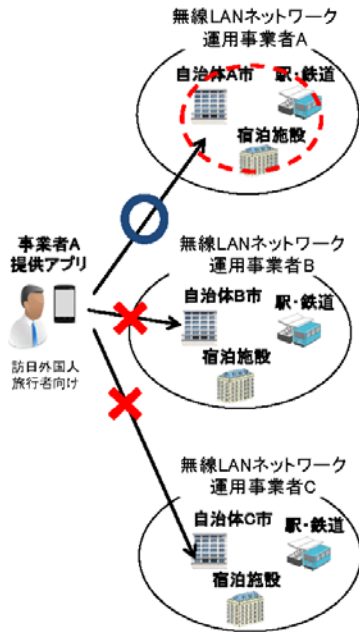
図表 1-(5)-⑦ 総務省による利用開始手続の簡素化・一元化の取組の概要

## 利用開始手続の簡素化・一元化に係る実証実験により目指す社会像

2

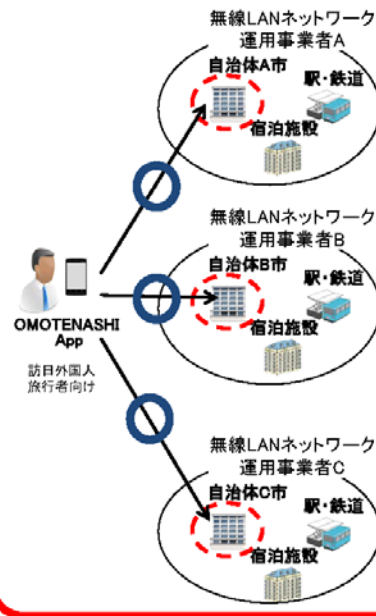
### 現在

- 無線LANネットワーク運用事業者毎に接続方式が異なるため、例えば、無線LANネットワーク運用事業者Aが提供するWi-Fi接続アプリは、他の無線LANネットワーク運用事業者のネットワークエリアでは接続ができない。



### 今回の実証実験

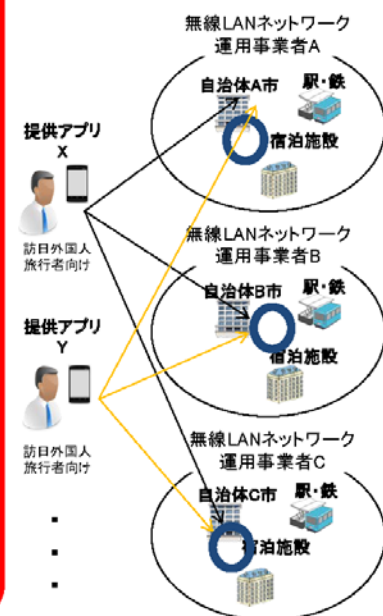
- 複数の無線LANネットワーク運用事業者間で接続可能な技術<sup>(※)</sup>の共通仕様を作成。
- 主に、**実証実験に参加する自治体間で無線LANネットワーク運用事業者間の垣根を越えて接続が可能か実地検証を行う。**



(※)Web API方式(認証サーバとWi-Fi接続アプリ間のやり取りの手順、形式を規定した方式)

### 将来(イメージ)

- 自治体に限定せず**エリアオーナーが参画を希望すれば、共通仕様を活用してシームレスなWi-Fi接続が可能。**



## 利用開始手続きの簡素化・一元化の実証実験エリアマップ

計16箇所  
(2016年4月現在)



(注) 四国総合通信局の提出資料による。

図表 1-(6)-① 通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）〈抜粋〉

第 2 条 通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

第 3 条 通訳案内士試験に合格した者は、通訳案内士となる資格を有する。

第 4 条～第 17 条 （略）

第 18 条 通訳案内士となる資格を有する者が通訳案内士となるには、通訳案内士登録簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。

第 19 条 通訳案内士登録簿は、都道府県に備える。

第 20 条～第 35 条 （略）

第 36 条 通訳案内士でない者は、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

第 37 条 通訳案内士でない者は、通訳案内士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

図表 1-(6)-② 明日の日本を支える観光ビジョン（平成 28 年 3 月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）〈抜粋〉

視点 2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

観光関係の規制・制度の総合的な見直し

以下の制度見直しを 2017 年中に実施。

- ・ 通訳案内士について

一定の品質確保を前提に、「業務独占規制」の見直しを含め、サービスの供給拡大措置を構築

図表 1-(6)-③ 規制改革に関する第 4 次答申(平成 28 年 5 月 19 日 規制改革会議) <抜粋>

II 各分野における規制改革
4. 投資促進等分野
(3) 具体的な規制改革項目
① (略)
② インバウンド・観光関連の規制の見直し
ア 通訳案内士制度の見直し【平成 28 年度中に法案を提出】
通訳案内士法(昭和 24 年法律第 210 号)により、通訳案内士でなければ、外国人に対して外国語により有償で旅行に関する案内を業として行うことはできないとされている(業務独占)。しかし、2015 年の訪日外国人旅行者は約 2,000 万人と急増し、「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げるとおり、今後 2020 年には 4,000 万人へ倍増させることが政府目標とされている。また、そのニーズも従来の名所旧跡訪問にとどまらず多様化している。
こうした中、現行の通訳案内士の 4 分の 3 は都市部に偏在し、その言語も 3 分の 2 が英語であるため近年増加している中国語・韓国語等に対応できないという現状に鑑みれば、通訳案内士の業務独占を維持したままでは、「観光先進国」を目指す上で量と質の両面で対応できないことが明白であるとの指摘がある。
したがって、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士の業務独占規制を廃止し、名称独占のみ存続することとする。その際、業務独占規制の廃止に伴い団体旅行の質が低下することのないよう、訪日旅行商品の企画・手配を行っているランドオペレーター等の業務の適正化を図る制度を導入する。

図表 1-(6)-④ 言語別通訳案内士登録数の推移(言語別)

(単位:人)

年度 \ 言語	英語	中国語	スペイン語	韓国語	その他言語	合計
平成 24	161	10	4	2	4	181
25	164	10	4	2	5	185
26	169	11	4	3	4	191
27	179	12	4	3	5	203
徳島県	28	4	0	0	0	32
香川県	61	3	1	1	2	68
愛媛県	64	5	1	0	0	70
高知県	26	0	2	2	3	33

(注) 1 四国行政評価支局の調査結果による。  
2 時点は各年度 4 月 1 日現在である。

図表 1-(6)-⑤ 四国管内における国籍（出身地）別外国人延べ宿泊者数（平成 27 年）

（単位：人、％）

国籍（出身地）	延べ宿泊者数	国籍（出身地）	延べ宿泊者数	国籍（出身地）	延べ宿泊者数
韓国	67,910(20.1)	ドイツ	3,730(1.1)	オーストラリア	4,740(1.4)
中国	37,110(11.0)	フランス	5,210(1.5)	インドネシア	1,180(0.3)
香港	45,010(13.3)	ロシア	1,090(0.3)	ベトナム	500(0.1)
台湾	111,710(33.1)	シンガポール	2,990(0.9)	フィリピン	1,310(0.4)
アメリカ	16,440(4.9)	タイ	2,560(0.8)	イタリア	890(0.3)
カナダ	2,180(0.6)	マレーシア	1,050(0.3)	スペイン	360(0.1)
イギリス	3,190(0.9)	インド	1,170(0.3)	その他	27,210(8.0)
合計	337,540(100)				

（注）1 観光庁「宿泊旅行統計調査」に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 「延べ宿泊者数」は、従業員数 10 人以上の施設に宿泊した者の数。

3 割合は、国籍別の延べ宿泊者数ごとに四捨五入をして算出したため、合計が 100 にならない。



図表 1-(6)-⑥ 通訳案内士就業実態等調査の結果（平成 25 年度実施）結果の概要＜抜粋＞

## 実態把握に際しての調査の概要

### 1. 調査概要

- ①調査対象：通訳案内士、地域限定通訳案内士、特区ガイドの資格保有者として、地方公共団体に登録されている者（計16,370名）
- ②調査方法：郵送によるアンケートの配布・回収
- ③配布数：【通訳案内士】11,477通 【地域限定通訳案内士】232通 【特区ガイド】68通
- ④有効回答数：【通訳案内士】6,705通（回収率58.4%）  
【地域限定通訳案内士】173通（回収率74.6%）  
【特区ガイド】50通（回収率73.5%）
- ⑤配布時期：平成25年10～11月
- ⑥回収時期：平成25年11月末日

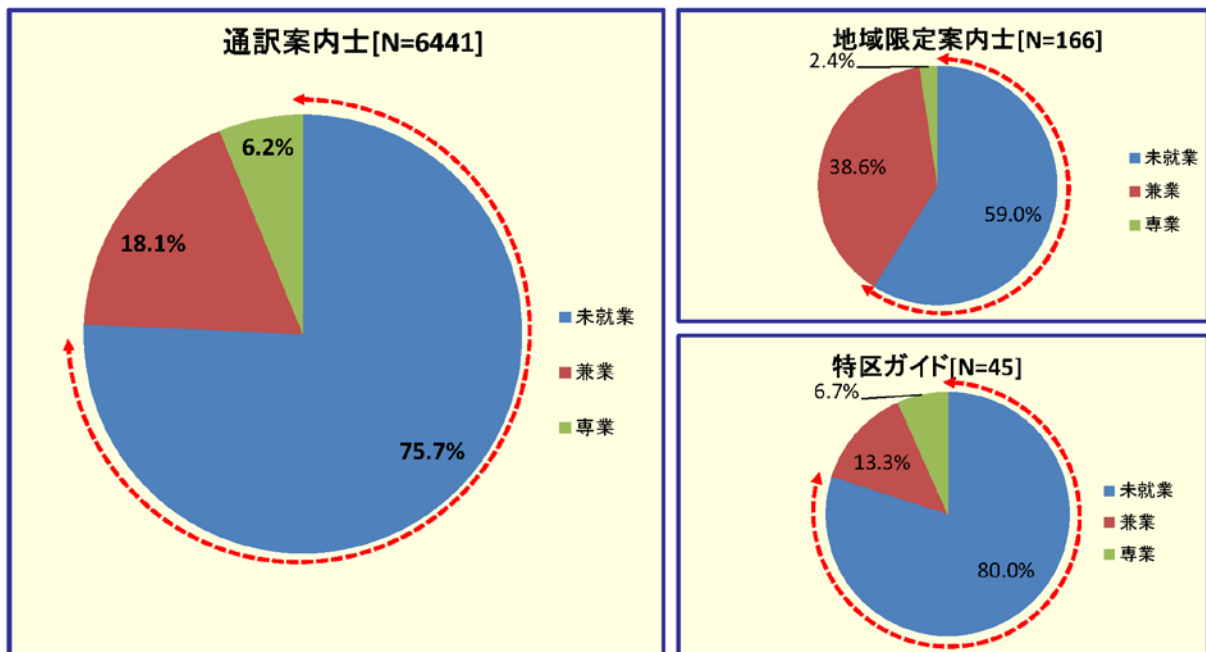
### 2. 主な調査項目

- ①通訳案内士の就業実態
- ②通訳案内士の稼働実態
- ③訪日外国人客の動向
- ④兼業者・未就業者の実態
- ⑤業界団体への所属状況
- ⑥研修・自己研鑽

2

## 資格取得者の活用状況

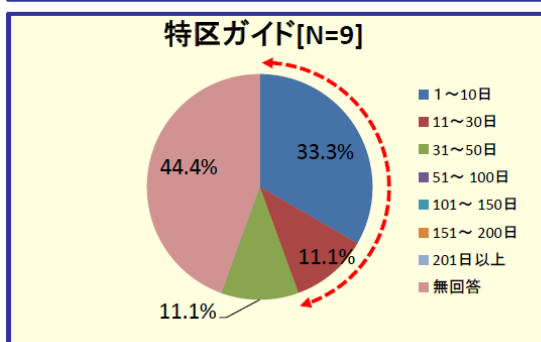
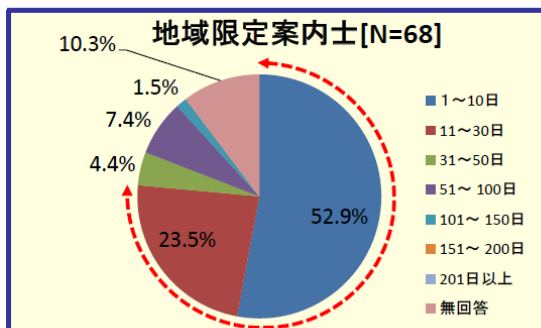
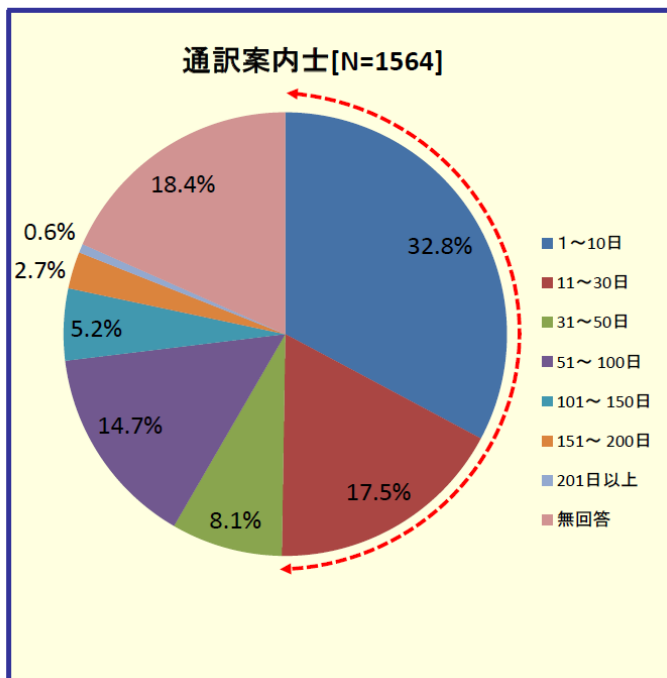
- 通訳案内士の資格取得者の4分の3が、その資格を活かしていない。
- 活用している人も、その多くが他の仕事との兼業であり、専業は6%程度。
- 地域限定通訳案内士の場合、通訳案内士よりは資格が活用されている。



7

## 就業者の就業日数

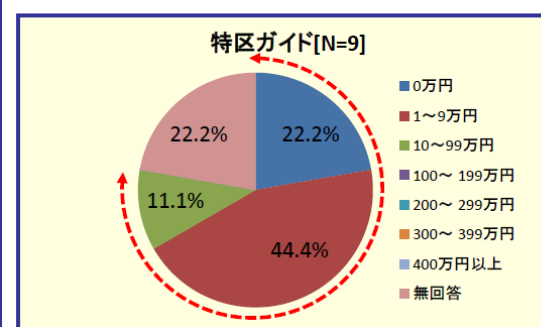
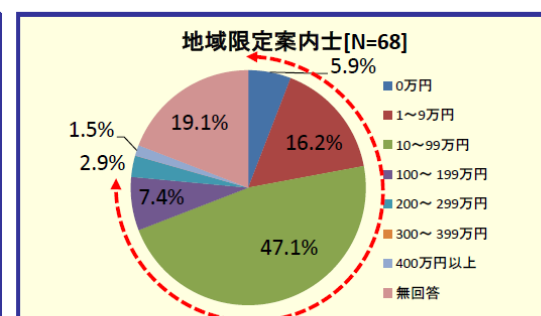
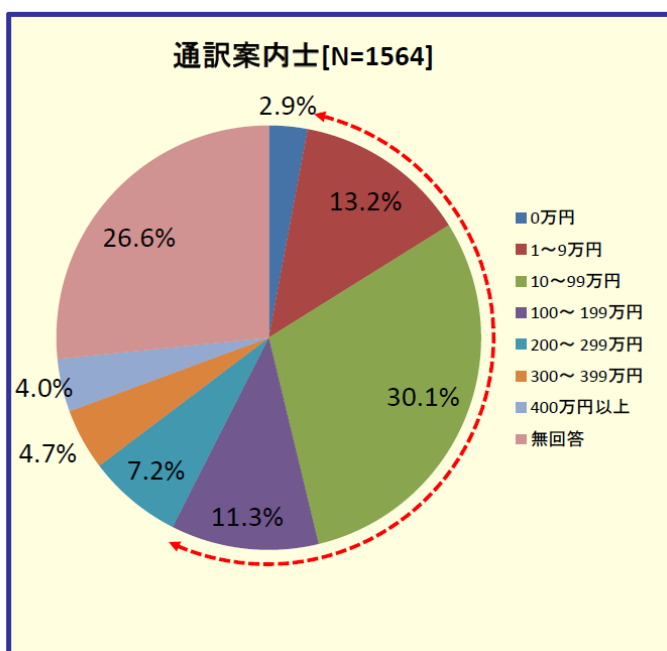
- 就業者の年間就業日数は、30日以下が半数以上を占めており、より一層の活用方策が求められる。
- その傾向は、地域限定通訳案内士において特に顕著。



11

## 通訳案内業に関わる年収

- 就業者の年収割合は、200万以下が約半数を占める。ただし、この数字は事業・兼業の合計であるため、それぞれ分けて分析を行う必要がある。
- 収入ベースで見ると、地域限定通訳案内士、特区ガイドとなるに従い、より低くなる。



12

図表 1-(6)-⑦ 通訳案内士登録簿の閲覧実績

(単位：件)

年度 県名	平成 24	25	26	27	閲覧者の職種等
徳島県	0	0	0	0	—
香川県	1	1	1	2	閲覧者の職種は不明。
愛媛県	1	1	1	1	平成 24～26 年度通訳案内士、27 年度人材派遣会社
高知県	0	0	1	1	閲覧者の職種は不明。

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(6)-⑧ 通訳案内士に関する問合せ実績

(単位：件)

年度 県名	平成 24	25	26	27	問い合わせた者の職種等
徳島県	0	0	2	2	26、27 年度とも、テレビ番組制作会社と旅行会社
香川県	不明	不明	不明	不明	受験・登録方法の問合せが年数件程度
愛媛県	不明	不明	不明	不明	—
高知県	不明	不明	不明	不明	—

(注) 四国行政評価支局、徳島行政評価事務所、愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 1-(7)-① 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）〈抜粋〉

（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）

第 8 条 輸出物品販売場を経営する事業者が、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第六号（定義）に規定する非居住者（以下この条において「非居住者」という。）に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡（第 6 条第 1 項の規定により消費税を課さないこととされるものを除く。）を行った場合（政令で定める場合にあつては、当該物品の譲渡に係る第 28 条第 1 項に規定する対価の額の合計額が政令で定める金額以上となるときに限る。）には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する。

図表 1-(7)-② 消費税免税店の概要（一般型）

### 消費税免税店とは②（一般型消費税免税店の概要）

○ 一般型消費税免税店を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、消費税が免除される。

1. 場 所：一般型消費税免税店の許可を受けた店舗での販売であること。  
○事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受けること。
2. 対象：「非居住者」に対する販売  
○外国人でも、日本国内の事業所に勤務する者、6ヶ月以上日本に在住する者は非居住者には該当しない。
3. 免税対象物品：通常生活の用に供されるもの\*で、次の2つの条件のいずれかを満たす物品
  - ①同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の一般物品の販売合計額（税抜）が1万円を超えること。
  - ②同一の非居住者に対して、同一店舗における1日の消耗品（食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類、その他消耗品）の販売合計額（税抜）が5千円を超え、50万円までの範囲であること。

※ 非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな場合は免税販売対象外。
4. 手 続：所定の手続に基づく販売であること。  
○ 消費税免税店は「購入記録票」を作成し、旅券等に貼付して割印すること、「購入者誓約書」に免税物品を購入する非居住者の署名を受け、7年間保存することなど。
5. 輸 出：非居住者は、出国の際に、購入記録票を税関に提出。免税物品を国外へ持ち出す\*こと。  
※消耗品は、購入した日から30日以内に持ち出すこと



（注）外国人旅行者向け消費税免税店制度について（平成 27 年 4 月、国土交通省 観光庁・港湾局 経済産業省）による。

図表 1-(7)-③ 観光ビジョン実現プログラム 2016—世界が訪れたい日本を目指して—（平成 28 年 5 月 13 日観光立国推進閣僚会議決定）＜抜粋＞

【観光ビジョン】	【観光ビジョン実現プログラム 2016】
○地方における消費税免税店数の目標（現行：2020 年に 2 万店規模へと増加）について、2018 年での前倒し達成を目指す（地方部免税店数：2015 年 10 月 1 日時点 1 万 1137 店舗）。	・地方における消費税免税店数の目標を 2020 年に 2 万店規模へ増加させるとしていたところ、これを 2018 年に前倒しする。【改善・強化】

図表 1-(7)-④ 手続委託型輸出物販売場制度の概要

### 輸出物品販売場制度の改正について 平成 27 年 4 月 国 税 庁

消費税法等の一部改正により、輸出物品販売場制度について、主に次の 1、2 の見直しが行われました。

**1 手続委託型輸出物品販売場制度の創設**

輸出物品販売場について、その販売場において免税販売する物品の免税手続（以下「免税販売手続」といいます。）を免税販売手続を行う事業者が代理させることができる制度が創設されました。

なお、他の事業者が経営する販売場における免税販売手続を代理する事業者は、その販売場が所在する特定商業施設内に設けた施設設備（以下「免税手続カウンター」といいます。）において免税販売手続を行うことにつき、納税地の所轄税務署長の承認を受け、「承認免税手続事業者」となる必要があります。

**適用開始時期** 平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる輸出物品販売場等の許可申請及び同日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用。

手続委託型輸出物品販売場制度における免税販売の流れ

(注) 一の特定商業施設内に所在する複数の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続を代理する場合、免税手続カウンターにおいて販売場ごとに「購入記録票」を作成する必要があります。また、非居住者が提出する「購入者誓約書」についても同様に販売場ごとに作成する必要があります。

「特定商業施設」とは、次の①から④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます。

販売場の区分	特定商業施設	例
① 商店街振興組合法第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限り。）	当該地区	商店街
② 中小企業等協同組合法第 3 条第 1 号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であってその大部分が一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限り。）	当該地域	
③ 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④ 一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除きます。）	当該一棟の建物	テナントビル等

(注) 国税庁公表資料による。

図表 1-(7)-⑤ 四国内の消費税免税店数の推移

(単位：店)

区分 \ 年度	平成 25	26	27	28	指数 (28 年度/25 年度)
徳島県	2	2	22	60	3000
香川県	28	25	88	192	686
愛媛県	15	19	79	156	1040
高知県	3	4	28	104	3467
四国計	48	50	217	512	1067
全国計	4,622	5,777	18,779	35,202	762

(注) 1 観光庁公表資料及び四国行政評価支局の調査結果に基づき作成した。  
 2 時点は各年度 4 月 1 日現在である。

図表 1-(7)-⑥ 消費税免税制度に関する説明会の開催状況

(単位：人)

区分 年月日	主催	参加 人数	講師		
			運輸局	国税局	経済産業局
平 26. 6. 13	四国経済産業局、四国運輸局	51	四国運輸局		経済産業省
7. 24	高知県	40			経済産業省、 四国経産局
7. 28	高知県	30			四国経産局
7. 29	高知県	20			四国経産局
8. 26	松山商工会議所、愛媛県	32	四国運輸局	松山税務署	四国経産局
12. 3	徳島商工会議所	12			四国経産局
27. 1. 22	徳島県	13	四国運輸局	高松国税局	四国経産局
3. 19	徳島県西部総合県民局	47	四国運輸局	高松国税局	四国経産局
27. 5. 8	四国経済産業局、四国運輸局	55	観光庁	高松国税局	四国経産局
5. 22	百十四銀行	68	四国運輸局	高松国税局	四国経産局
8. 21	松山商工会議所、愛媛県	50	四国運輸局	高松国税局	中国経産局、 四国経産局
9. 7	愛媛県	19	四国運輸局	宇和島税務署	四国経産局
10. 27	高松間税会	21	四国運輸局	高松国税局	四国経産局
28. 2. 9	愛媛県	15	四国運輸局	今治税務署	四国経産局

(注) 四国行政評価支局の調査結果による。

図表 2-(1)-① 「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」公募要領（平成 24 年 2 月 4 日観光庁観光地域振興部観光資源課）＜抜粋＞

「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」は、観光地の魅力となりうる資源を見直し、地方公共団体、事業実施主体、旅行会社、交通事業者、旅行メディア等の総力を結集した確実な旅行商品化と情報発信を通して、魅力ある観光地づくりを推進します。

そのため、観光資源の商品化に向けた意欲的な取組を募集し、第三者で構成する委員会で対象となる取組を選定した上で、商品化に向けた支援を行って参ります。

具体的には、観光資源の「目利き」と「観光地の担い手」が協働して磨き上げた観光資源を題材にモニターツアー・効果検証を実施します。本事業を経て造成された旅行商品と観光地の魅力を全国に発信するとともに、旅行商品のランク付け等による市場からの評価を行うことで確実な商品化を図ります。

つきましては、提案の公募について、次のとおりお知らせします。

- ◆ 募集期間 （略）
- ◆ 申請書類 （略）



図表 2-(1)-② 「観光地ビジネス創出の総合支援」公募要領（平成 25 年 12 月 27 日観光庁観光地域振興部観光資源課）＜抜粋＞

平成 24 年度補正予算「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」において地域の魅力ある観光資源をいかした旅行商品化の取組を推進してきましたが、「観光地ビジネス創出の総合支援」では、当該取組を活用し、観光地の魅力となりうる資源を見直し、旅行商品化を通して、観光地域づくりの主体の自主財源の確保を促進し、継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手を育成し、自立的経営に誘導することにより、観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援します。

そのため、観光地域づくりの主体の自主財源の確保を目指す取組を募集し、第三者で構成する委員会で対象となる取組を選定した上で、自立的な経営に向けた支援を行って参ります。

具体的には、観光資源の「目利き」と「観光地の担い手」が協働して磨き上げた観光資源を題材にモニターツアー・効果検証を実施し、商談会の開催等を通じて収益力のある旅行商品化を図る等を通じて、自主財源の確保の取組を推進するものです。

つきましては、提案の公募について次のとおりお知らせします。

- ◆ 募集期間 （略）
- ◆ 申請書類 （略）

## 1. 公募する提案及び本事業の内容

### (1) 公募の要件

公募する提案は、旅行商品として確実に商品化され、継続性があると見込まれる取組を提示のうえ、その内容が以下の①～⑭のすべての要件に該当するものであることとします。

- ① 観光地域づくりの主体となる団体の一つ特定すること
- ② 特定した団体の自主財源を確保又は増やすための観光地ビジネスの具体的な計画を策定し、目標の設定を行うこと（目標値の高い低いは問わない。また自主財源を確保するための仕組みは提案者の任意の設計とする。）

(略)

- ③ 観光地ビジネスの計画内容が、平成 24 年度補正予算「官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業」で選定した 78 地域が実施したモニターツアーの内容を活かしたものであること

④～⑧ （略）

- ⑨ モニターツアーでの効果検証を経て、国の開催する商談会に必ず参加するとともに、本事業終了後も継続して商品化がなされるものであること（商談会に参加する旅費等の経費については、本事業の対象としない。）

⑩～⑭ （略）

### (2) 提案者の要件

提案者は以下のいずれかに該当する者とします。

(ア) 観光協会、商工会議所、農業協同組合、NPO等

(イ) 取組が行われる観光地に主たる営業所又は事務所を有し、観光振興に取り組んでいる団体

(ウ) 地方公共団体、地方公共団体を構成員に含む協議会等

※ 対象とならない取組 （略）

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。



図表 2-(1)-③ 四国運輸局ホームページ（観光地域づくり相談窓口関係）〈抜粋〉

<p>○ 分野別情報 地域観光</p> <p>観光地域づくり相談窓口</p> <p>観光に関する相談はお気軽にどうぞ！ ～「観光地域づくり相談窓口」を開設しました～</p> <p>1. 趣旨 <u>近年、各地域において、地方自治体やNPO団体などのさまざまな主体による観光地域づくりの取組が積極的に進められています。</u> <u>こうした活動を支援し、観光による地域の活性化を図るため、観光地域づくりの取組について地域の方々が誰でも気軽に相談できる場として、平成20年4月1日から四国運輸局観光部内に「観光地域づくり相談窓口」を開設しました。</u></p> <p>2. 「観光地域づくり相談窓口」の役割 <u>相談窓口では、相談内容に応じ、事例集などによるアドバイスや、農林水産省農村振興局や中小企業庁経営支援部など、国土交通省に留まらず他省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介を行い、関係省庁や部局への橋渡しをします。</u>その後も、状況に応じて適切なフォローを行うとともにエリアごとの担当者が相談をお受けします。</p> <p>3. 窓口の体制及びエリアごとの担当者（略）</p> <p>お問合せ先 ◇四国運輸局観光部観光企画課 電話：087-835-6357</p>
--

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(1)-④ 四国管内における「観光地ビジネス創出の総合支援」の実施状況

(単位：円、回、人)

年度	事業名	モニターツアーの名称、内容等	ツアー参加料	左記ツアーの実績		
				実施回数	参加者数	
平成 26	瀬戸内・松山新観光ビジネス創出 事業（忽那諸島のしまみがきと瀬 戸内海テーマクルーズ）	<第1回>				
		「第60回瀬戸内海横断ヨットレース観戦と春の宮島クルーズ+スカ イバスで行くしまなみ海道」 ①ヨットレース観戦、②宮島（観光）	8,700	1	30	
		「スカイバス&フェリーで行く松山・道後温泉」 ①村上水軍博物館（企画展示）、②よしうみローズ館（昼食、買物）、 ③道後温泉、④石手寺・歩き遍路体験	7,500	2	85	
		<第2回>				
	「瀬戸内海テーマクルーズ、パワースポットクルーズ」 ①大山祇神社、②せとうち茶屋（昼食）、③宮島（観光）	8,500	1	47		
	「あの時の「瀬戸内・大和」クルーズ」 ①呉湾（戦艦大和建設ドック跡地等）、②早瀬の瀬戸（昼食）、③柱 島沖（戦艦陸奥沈没地点）、④陸奥記念館（見学）	12,800	1	58		
	「ベースボール国際交流ツアー リズムを創造する」～夢追い人国際交 流・応援プロジェクト with 越知町 ～（高知のベースボールツアー リズム～地域交流がプロ野球選手を育 てる～）	<第1回> 「高知ファイティングドッグス日帰りツアー in 越知町」 ①高知ファイティングドッグスの外国人選手と農業体験、②昼食（弁 当）、③高知ファイティングドッグス公式戦観戦	2,000	1	27	
<第2回> 「高知ファイティングドッグスの世界と手をつなごうモニターツアー」						
	○1日目 ①元青年海外協力隊員による派遣国紹介、②地元食材を使用した料 理教室、③JAL空の教室（紙飛行機大会）	2,000	1	30		
	○2日目 ①高知ファイティングドッグス外国人選手とのスポーツ交流・運動 会、②昼食（地元食材を使用）、③外国人選手との農業体験	2,000	1	39		

(注) 1 愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「事業名」欄の（ ）内は、当該事業の基となった（内容を活かした）官民協働した魅力ある観光地の再建・強化事業の事業名を示す。

3 観光地ビジネス創出の総合支援は、観光庁の直轄事業であり、四国運輸局では、同事業に係る申請書類の受付、提案内容の相談等を担当しているのみであることから、同局では、同事業の事業費を把握していないとしている。

図表 2-(1)-⑤ 「観光地ビジネス創出の総合支援」に係る自主財源の目標達成状況

(単位：円、%)

事業名	区分	平成 26 年度		27 年度	
		目標額	実績	目標額	実績
瀬戸内・ 松山新観 光ビジネ ス創出事 業	自主財源額 (a)	110,000	41,750	300,000	105,428
	会員会費収入 (ツアー手数料)	20,000	31,750	200,000	68,350
	広告収入	30,000	0	0	0
	物販	50,000	10,000	100,000	9,108
	その他手数料	10,000	0	0	27,970
	行政機関の補助金	15,500,000	15,500,000	15,000,000	23,100,000
	総収入額 (b)	15,610,000	15,541,750	15,300,000	23,205,428
	自主財源率 (a / b)	0.7	0.3	2.0	0.5
	自主財源額の目標達成率	—	38.0	—	35.1
	自主財源額の達成率が低い場合、その原因・理由	① 旅行商品の造成と販売を行う船会社の利益が増えるように主催ツアーの手数料を低く設定したこと (平成 27 年度) ② ツアーの実施回数が年間数回と少なく、天候等の関係もあり、物販の手数料収入が予想したほど得られなかったこと (平成 26 年度及び 27 年度) ③ 広告収入については、ツアーの売れ行きが不明な中で、パンフレット等への具体的な広告料金をいくりに設定するか、また、費目として広告収入とするか、会費収入とするかの調整が図れなかったため、広告の募集に至らなかったこと (同上)			
「ベース ボール国 際交流ツ ーリズム を創造す る」～夢 追い人 国際交流 ・応援 プロジェ クト with 越知 町～	自主財源額 (c)	(17,100,000)	(12,450,000)	(16,500,000)	—
	会員会費収入	(700,000)	(350,000)	(500,000)	—
	広告収入	(500,000)	(1,350,000)	(1,500,000)	—
	物販	(7,000,000)	(5,200,000)	(7,000,000)	—
	ピアガーデン・自販機事業等収入	(7,000,000)	(4,500,000)	(6,000,000)	—
	コスモスまつり事業収入	(1,000,000)	(550,000)	(800,000)	—
	イベント出店料	(900,000)	(500,000)	(700,000)	—
	行政機関の補助金等	(13,100,000)	(13,800,000)	(13,800,000)	—
	総収入額 (d)	(30,200,000)	(26,250,000)	(30,300,000)	—
	自主財源率 (c / d)	(56.6)	(47.4)	(54.5)	—
	自主財源額の目標達成率	—	(72.8)	—	—
自主財源額の達成率が低い場合、その原因・理由	台風の影響により、越知町の大きなイベントの中止や縮小が相次いだことから、当初の計画に比べ、地元の観光関係団体の会費収入、物販収入、自主事業収入が大きく減少したため 平成 27 年度には、26 年度に実施されたモニターツアーの継続した商品化は行われていない。				

(注) 1 愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

2 「目標達成率」とは、「自主財源額」の「実績」を「目標額」で除したものである。

3 「ベースボール国際交流ツーリズムを創造する」～夢追い人国際交流・応援プロジェクト with 越知町～については、地元の観光関係団体の収入を「目標額」及び「実績」としているため、各欄の数値を ( ) 内に記載している。

図表 2-(1)-⑥ 「観光地ビジネス創出の総合支援」の事業終了後におけるツアー商品化の実施状況等

(単位：円、回、人)

観光地ビジネス創出の総合支援の提案名	事業終了後に商品化されたツアーの概要		左記ツアーの実績			ツアーが商品化されていない場合、その理由等
	商品化されたツアーの名称、内容等	ツアー参加料	年度	実施回数	参加者数	
瀬戸内・松山新観光ビジネス創出事業	「戦艦大和のふるさと呉湾クルーズ」 ①呉湾（戦艦大和建设ドック跡地等）、②海上自衛隊呉基地、③音戸大橋、④三ツ子島、⑤大麗女島、⑥小麗女島、⑦海上保安大学校、⑧倉橋島、⑨江田島	1,600	平成 27	75	3,157	—
	「瀬戸内パワースポットクルーズ」 ①大山祇神社、②せとうち茶屋（昼食）、③宮島（厳島神社、自由散策）	8,500		1	42	
	「戦艦「大和」ゆかりの呉湾遊覧と戦艦「陸奥」を訪ねて」 ①海上自衛隊呉基地、②音戸大橋、③三ツ子島、④山本造船、⑤戦艦陸奥慰霊碑、⑥柱島沖（戦艦陸奥沈没地点）、⑦津和地島、⑧陸奥記念館	Aコース 7,900 Bコース 9,900		1	28	
「ベースボール国際交流ツーリズムを創造する」～夢追い人国際交流・応援プロジェクト with 越知町～	—	—	—	—	—	モニターツアーと同内容のツアーへの参加者を募集したが、参加申込みがなかったため

(注) 愛媛行政評価事務所及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(2)-① 「地域観光マーケティング促進マニュアル」(平成 18 年 5 月 国土交通省総合政策局旅行振興課) <抜粋>

Ⅲ. 地域観光マーケティング促進スキーム

国土交通省においては、ブロック地域単位で、各地方運輸局・地方整備局に「観光まちづくりアドバイザー会議」を設置し、後述の促進スキームによって、

- ① 地域が作成した「地域観光マーケティング戦略シート」に対して、地域の要請等に応じて適宜、アドバイスを行う
- ② 「地域観光マーケティング戦略シート」をご提出いただいた地域の情報（商品化に向けたアイデアや担当窓口に関する情報、推進主体のHPへのリンク等）を国土交通省のホームページに掲載する
- ③ 各地域と旅行会社との商談会を開催する
- ④ 地域の観光魅力を旅行商品として流通させるための集中的なコンサルティングを行う  
ことにより、観光素材の商品化・流通に精通した旅行会社とのマッチングの機会を提供して行きます。

<「観光まちづくりアドバイザー会議」の委員構成の考え方>

各地方運輸局・地方整備局管内の地域の観光に関する知識が豊富であり、観光資源を商品化する知識等、地域の観光魅力の流通促進に資する知識が豊富であることを委員の条件とする。

学識経験者、旅行業協会（本部又は地域支部）、大手旅行会社（本社又は地域の商品事業部・仕入れセンター・支店等）、地域の旅行・観光事業会社（ランドオペレーター、アドバイザー）、運輸事業者（地域の状況に応じ、鉄道会社、航空会社、バス会社等）、広域的な観光協会・観光連盟等、観光系シンクタンク、等からなる 10 名程度で委員を構成する。

【関東運輸局・関東地方整備局管内のアドバイザー会議委員の例】

(略)

<地域観光マーケティング促進スキーム図>

地方運輸局・地方整備局による「地域観光マーケティング促進セミナー」の開催  
 ○「地域観光マーケティング促進マニュアル」及び「地域観光マーケティング戦略シート」の配布と解説  
 ○旅行業界の着眼点、担当窓口、商品造成サイクル等に関する情報の提供



地域の観光まちづくり推進母体による  
「地域観光マーケティング戦略シート」の作成・提出



「観光まちづくりアドバイザー会議」による  
「地域観光マーケティング戦略シート」の評価、情報収集・整理



<p>地域に対する各種事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○<u>地域の要請等に応じて適宜、アドバイザー会議によるアドバイスの実施</u></li><li>○地域の情報（商品化に向けたアイデアや担当窓口に関する情報、推進主体のHPへのリンク等）の、国土交通省のホームページへの掲載</li><li>○各地域と旅行会社との商談会の開催</li><li>○観光ルネサンス事業等、国の支援策との連携</li></ul>	<p>アドバイザー会議の審査を経て選定された、1～3地域に対する集中的なコンサルティングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○<u>アドバイザー会議による集中的なコンサルティング（＝観光まちづくりコンサルティング事業）の実施</u></li><li>○旅行会社の協力を得て、旅行商品化と誘客活動の実施</li></ul>
--	--



各地域における取り組み



企画旅行商品としての流通

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-② 観光まちづくりアドバイザー会議の委員一覧

年 度	事業名	観光まちづくりアドバイザー会議の委員
平成 24	三豊市における観光地域資源を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業	① 四国ツーリズム創造機構事業推進本部長 ② 四国旅客鉄道(株) 営業部長 ③ (株) 日本旅行四国仕入販売センター所長 ④ (有) 香川こまち社長 ⑤ 四国地方整備局事業調整官 ⑥ 四国経済産業局商業・流通・サービス産業課長 ⑦ 四国運輸局企画観光部長
	いの町における観光地域資源を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業	① 四国ツーリズム創造機構事業推進本部長 ② 四国旅客鉄道(株) 営業部長 ③ (株) フジ・トラベルサービスWEB・メディア課長 ④ (株) 城西館取締役宿泊営業部長 ⑤ 四国地方整備局事業調整官 ⑥ 四国経済産業局商業・流通・サービス産業課長 ⑦ 四国運輸局企画観光部長
25	瀬戸内海を活用した着地旅行商品の流通促進等に関する調査事業	① 四国ツーリズム創造機構事業推進本部長 ② 四国旅客鉄道(株) 取締役営業部長 ③ 下電観光バス(株) 商品企画部専任課長 ④ ROOTS BOOKS代表・編集ライター ⑤ (株) リサーージュ代表 ⑥ 四国地方整備局事業調整官 ⑦ 四国運輸局企画観光部長
26	四国霊場「七ヶ所まいり」を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業	① 四国ツーリズム創造機構事業推進本部長 ② 四国旅客鉄道(株) 取締役営業部長 ③ 下電観光バス(株) 商品企画部専任課長 ④ (株) JTB国内旅行企画西日本事業部仕入企画担当課長 ⑤ (株) 日本旅行四国仕入販売センター所長 ⑥ NPO法人遍路とおもてなしネットワーク事務局長 ⑦ 四国地方整備局事業調整官 ⑧ 四国運輸局企画観光部長

(注) 四国行政評価支局及び高知行政評価事務所の調査結果による。

図表 2-(2)-③ 「観光まちづくりコンサルティング事業」における観光まちづくりアドバイザー会議の提案に対する地域の取組状況

年 度	事業名	観光まちづくりアドバイザー会議の提案のうち、地域による取組が行われていないもの	左記の提案に対する取組が行われていない場合、その理由
平成 24	三豊市における観光地域資源を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業	(該当なし)	—
	いの町における観光地域資源を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業	(該当なし)	—
25	瀬戸内海を活用した着地旅行商品の流通促進等に関する調査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続的、計画的な広報戦略の仕組みづくり</li> <li>① 広報戦略を立てる（市内各団体が集まって広報委員会を組織、広報委員会による広報計画の作成、PRしたいもののテーマやターゲットの明確化等）</li> <li>② 情報の収集（手間をかけなくても情報がアーカイブされる仕組みの構築）</li> <li>③ 共通性による発信力の強化（観音寺市の各資源、イベント等の取組のイメージをつなぐための共通コピー、アイコン等の活用。アピール性のあるHP、パンフレットの作成）</li> </ul>	職員が少なく業務多忙であること等から、「継続的、計画的な広報戦略の仕組みづくり」について検討する時間的な余裕やノウハウがない。
26	四国霊場「七ヶ所まいり」を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新しい顧客層に向けた情報発信 アクセス情報、周辺観光地情報、宿泊情報、グルメ情報、モデルコース等の情報を掲載した「七ヶ所まいり」マップを作成し、関係機関（七ヶ所まいり実行委員会、関係市町等）のHPに掲載するとともに、地域内の札所、観光スポット、飲食店などで配布</li> </ul>	隣接する2市町との間で旅行商品化に対する取組姿勢に温度差があり、事業を推進していくための協議会の設置に向けた話し合いは行っているが、設置には至っていない。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「七ヶ所まいり」問合せ窓口の整備</li> </ul>	



年度	事業名	観光まちづくりアドバイザー会議の提案のうち、地域による取組が行われていないもの	左記の提案に対する取組が行われていない場合、その理由
		「七ヶ所まいり」問合せ窓口を地域内で一本化し、アクセス・観光情報などを集約・発信	
		○ 「七ヶ所まいり」に関する協議会の立ち上げ 関係市町が連携して事業を推進していくための協議会の設置	

(注) 四国行政評価支局及び高知行政評価事務所の調査結果による。

### 3. 観光まちづくりアドバイザー会議による提案

(1) ~ (2) (略)

(3) 情報発信

#### ① 継続的、計画的な広報戦略と仕組みづくり

観音寺市の場合は観光パンフレット等の印刷物は豊富で、情報発信が不十分なのではなく、必要な人のところに「印象に残る形で」必要な情報が届いていないと考えられるので、今後は、「継続的に」「計画的に」情報発信をしていくための広報戦略（広報のやり方）と仕組みを検討していく。

#### ① 広報戦略を 立てる

- ・ 市内の各団体が集まって広報委員会を作る。
- ・ 委員会の中で広報計画を作る。
- ・ PRしていきたいもののテーマやターゲットを明確にする。
- ・ 各団体が、いつ何をするのかを明確にする。

#### ② 情報の収集

- ・ 手間をかけなくても情報がアーカイブされる仕組みを作る。  
(facebook 等の活用)

#### ③ 共通性による 発信力の強化

- ・ 観音寺市の各資源、イベント等の取り組みのイメージをつなぐための共通コピー、アイコン等の活用。
- ・ アピール性のある HP、パンフレットの作成（攻めの発信が必要）

② 旅行会社の活用 (略)

(4) (略)

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 2-(2)-⑤ 四国霊場「七ヶ所まいり」を活用した着地型旅行商品の流通促進等に関する調査事業報告書（平成 27 年 3 月 四国運輸局）〈抜粋〉

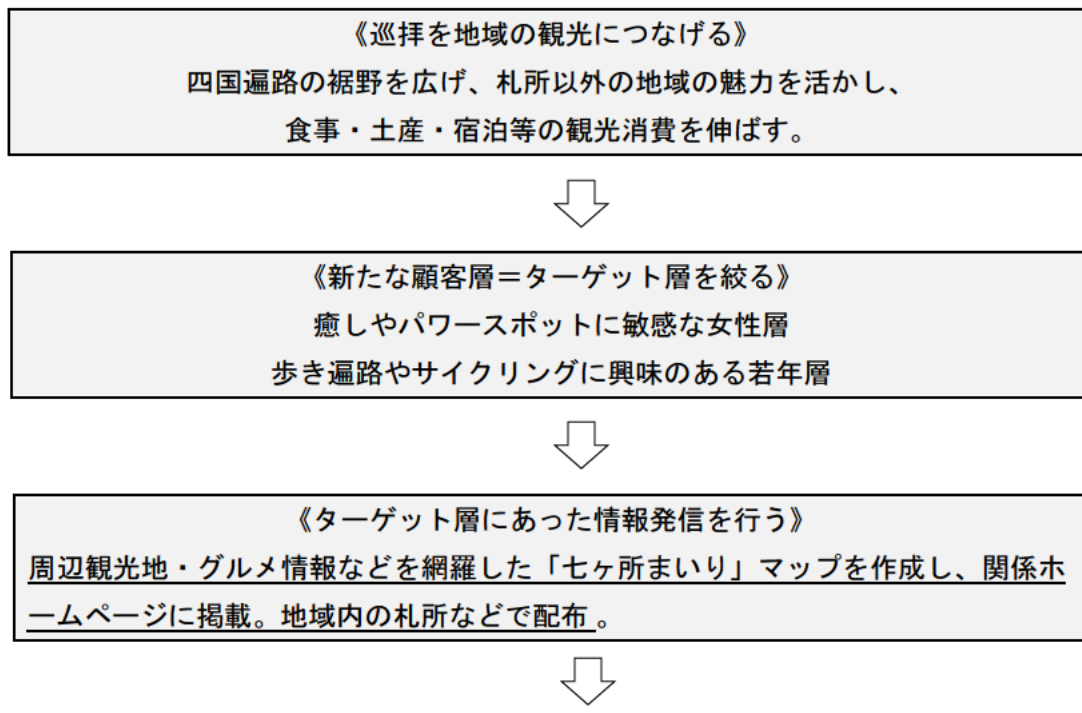
### 3. 観光まちづくりアドバイザー会議による提案

(略)

#### 3-1. 新しい顧客層に向けた情報発信

四国八十八ヶ所霊場に多くの巡拝者が訪れているが、札所以外での滞在時間は短く、地域内での観光消費が生まれていない。純粋に巡拝だけを目的にする場合は、札所以外の観光地などを訪問する可能性は低い。巡拝を地域での観光につなげていくためには、新たな顧客層に目を向け、この地を訪れる旅の動機を作っていくことが必要である。まずは、ターゲットとする顧客層を絞り、その顧客層にあった効果的な情報発信を行っていく必要がある。

#### 課題解決案



#### 【七ヶ所まいりマップ掲載情報】

- ・ 七ヶ所まいりの由来
- ・ 巡拝の方法・お遍路のスタイル
- ・ 納経・御朱印のすすめ
- ・ アクセス情報（JR・バス・レンタカー・レンタサイクル）
- ・ 周辺観光地情報
- ・ 宿泊情報（宿坊・民宿・ゲストハウス）
- ・ グルメ情報（うどん・スイーツ・特産品など）
- ・ モデルコース・所要時間（歩き遍路・サイクリング・公共交通・車）

【ターゲット層に向けた情報】

- ・癒しやパワースポットに敏感な女性層

七ヶ寺をまわると四国八十八ヶ所霊場すべてをまわったご利益があること、各札所のご利益

- ・歩き遍路やサイクリングに興味のある若年層

歩き遍路・サイクリングのルート、所要時間、途中のグルメ・休憩スポット

【情報発信方法】

- ・七ヶ所まいり実行委員会、善通寺市・三豊市・多度津町など関係箇所のHPに掲載

- ・地域内では、各札所、観光スポット、飲食店などで配布

3-2. (略)

3-3. 「七ヶ所まいり」でつながる広域連携

(略)

(1) 「七ヶ所まいり」問合せ窓口の整備

会議の中で、お客様から交通アクセスの問合せがあった場合など、自分の地域内のことは回答できても、となりの市町のことになるとなかなか答えられないという意見が出た。今後、個人の観光客や旅行会社への情報発信を強化していくためには、「七ヶ所まいり」の問合せ窓口を地域内で一本化し、アクセス・観光情報などを集約・発信していくことが必要である。

(2) 「七ヶ所まいり」に関する協議会の立ち上げ

今回の事業で調査・検討した内容を実現していくためには、「七ヶ所まいり」に関する協議会を立ち上げ、善通寺市・三豊市・多度津町が連携して事業推進をしていく必要がある。

3-1・2で記載した新しい顧客へ向けた情報発信、「七ヶ所まいり」の新しい活用方法として、四国遍路の入門編への仕掛け、エリア内でサイクリングやマラソン、駅伝大会などのスポーツイベントの開催やレンタサイクルの整備、「御朱印帳」をはじめとするツールの開発など具体的な事業展開が考えられる。

(注) 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 3-① 観光立国推進四国地区省庁連絡会議の設立趣意書

「観光立国推進四国地区省庁連絡会議」の設置について

平成25年12月19日

1 設立趣旨

観光立国の実現に向け、平成19年1月1日から「観光立国推進基本法」が施行された。同法では、「観光立国の実現は21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」とし、国の責務として地方公共団体や住民、観光事業者などと連携して、その実現に向けた施策を総合的に策定・実施することとされ、平成20年10月にはこれを担う観光庁が設置されている。

本年6月には観光立国推進閣僚会議において「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(エコツーリズム、グリーンツーリズム、産業観光、インフラツーリズム等による魅力ある観光地域づくり)が決定され、このような中、四国地区においても、所管事業を活用して観光施策を推進している国の管区機関が相互に連携し、今後の観光振興に積極的に貢献していく必要があることから、関係機関による連絡会議を設置するものである。

2 関係機関

- 農林水産省・中国四国農政局
- 経済産業省・四国経済産業局
- 環境省・中国四国地方環境事務所
- 国土交通省・四国地方整備局
- 国土交通省・四国運輸局

3 構成員

上記関係機関の部長・統括企画官

4 主な活動

- ・観光立国推進に向けた施策相互連携の検討
- ・情報発信の推進検討
- ・その他観光振興に資する活動

5 その他

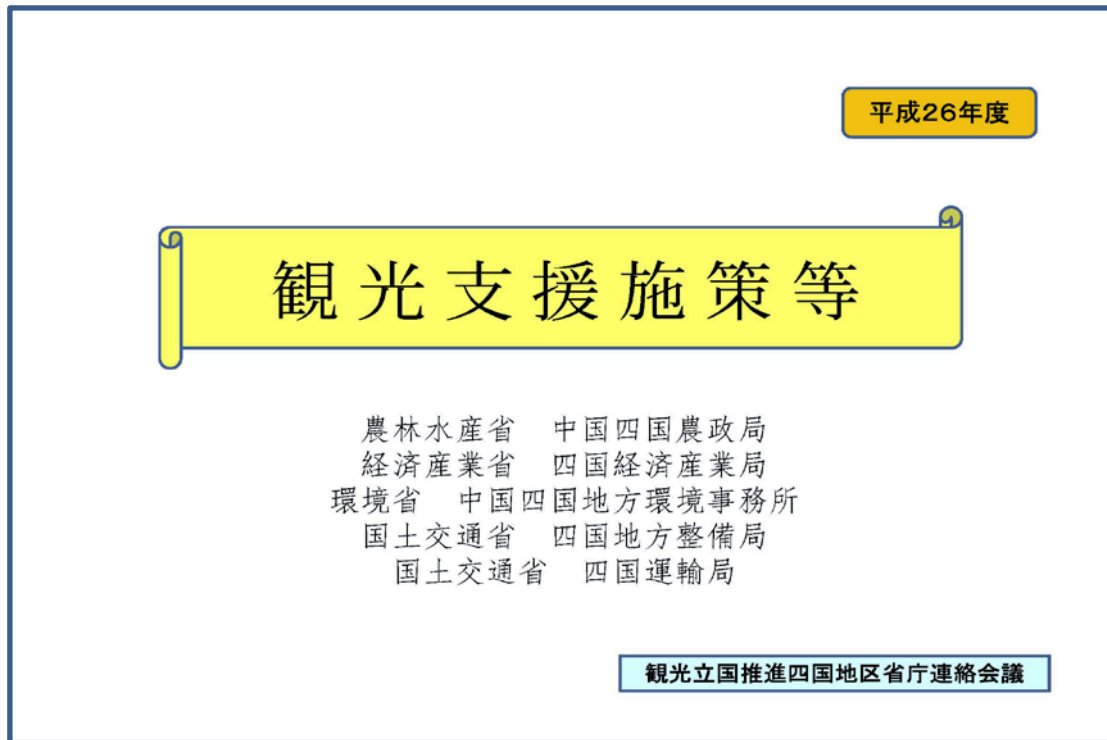
調整官、参事官、課長による幹事会を設ける。

(注) 1 四国運輸局の資料に基づき、四国行政評価支局が作成した。

2 下線は、四国行政評価支局が付した。

図表 3-② 「観光支援施策等（平成 26 年度）」の表紙と目次

(表紙)



(目次)

目 次			
	支援事業等名	支援内容	担当官署
1	農山漁村活性化に向けての支援	県市町村その他補助金(ハード、ソフト事業)	農林水産省
2	都市と農山漁村の共生・対流に向けた支援	県市町村その他補助金(ハード、ソフト事業)	農林水産省
3	地域資源活用ネットワーク構築事業	その他補助金(ソフト事業)	経済産業省
4	エコツーリズム地域活性化支援事業	その他交付金(ソフト事業)	環境省
5	社会資本整備総合交付金(広域連携事業)	県・市補助金(ハード・ソフト事業)	国土交通省
6	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	県・市・その他(NPO、団体等)補助金(ハード・ソフト事業)	国土交通省
7	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	県・市・その他(NPO、団体等)補助金(ソフト事業)	国土交通省
8	みなとオアシス	その他(NPO、団体等)	国土交通省
9	ビジットジャパン地方連携事業	県・市・その他(NPO、団体等)補助金(ソフト事業)	国土交通省
10	観光地域ブランド確立支援事業	その他補助金(ソフト事業)	国土交通省
11	観光地ビジネス創出の総合支援	その他補助金(ソフト事業)	国土交通省
12	地域における「家族の時間づくり」促進事業	県・市(ソフト事業)	国土交通省

(注) 四国運輸局の資料による。

図表 3-③ 観光立国推進地区省庁連絡会議等の設置状況

(単位：機関、施策)

区分 地区名	会議の名称	構成機関数	観光支援施策数
北海道	観光立国推進北海道地方省庁連絡会議	7	37
東北	観光立国東北地方連絡会議	6	42
関東	観光立国推進関東地区省庁連絡会議	5	40
北陸信越	不明	—	—
中部	観光立国推進東海地区省庁連絡会議	8	26
近畿	観光立国推進近畿地区省庁連絡会議	7	42
中国	観光立国推進中国地区省庁連絡会議	5	16
四国	観光立国推進四国地区省庁連絡会議	5	12
九州	観光立国推進九州地区省庁連絡会議	5	28

- (注) 1 各運輸局のホームページの掲載内容に基づき、四国行政評価支局が作成した。  
 2 観光支援施策数とは、観光支援策ガイドブックに掲載されている施策数である。

図表 3-④ 観光立国推進地区省庁連絡会議等の構成機関

(単位：機関)

区分 地区名	総合通 信局	労働局	経済産 業局	整備局 等	運輸局	環境事 務所	農政局	航空局	気象台	構成機 関数の 合計
北海道	○	○	○	○	○	○	○	—	—	7
東北	○	—	○	○	○	○	○	—	—	6
関東	—	—	○	○	○	○	○	—	—	5
中部	○	○	○	○	○	○	○	○	—	8
近畿	○	—	○	○	○	○	○	—	○	7
中国	—	—	○	○	○	○	○	—	—	5
四国	—	—	○	○	○	○	○	—	—	5
九州	—	—	○	○	○	○	○	—	—	5

- (注) 1 各運輸局のホームページの掲載内容に基づき、四国行政評価支局が作成した。  
 2 構成機関となっている機関は、○印、構成機関となっていない機関は—印を付した。  
 3 「整備局等」の等とは、北海道の場合の開発局である。  
 4 観光立国推進地区省庁連絡会議の設置状況が不明な北陸信越地区は除外している。